

昭和二十九年四月十二日(月曜日)午前
十時十四分開会

委員長 川村 松助君
理事

川村 松助君
 劍木 亨弘君
 加賀山之雄君
 荒木正三郎君
 相馬 助治君

京都市旭丘 中学校 T・A会長	京都市旭丘 中学校 T・A会長	京都市旭丘 中学校 T・A会長	京都市旭丘 中学校 T・A会長	京都市旭丘 中学校 T・A会長
立川 文彦君	北小路 昂君	吉田金次郎君	福田 知子君	水上 毅君

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

と認め、両君を証人として出頭を求め、ことに決定いたしました。

文部委員一同に代りまして一言本日御出席の証人各位に御挨拶を申し上げます。目下、当文部委員会におきましては、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員等に関する法律案が、昨今、法事

び第三号の場合を除く。の規定に該当する場合に限り、宣誓又は証言若しくは書類の提出を拒むことができます。これもあわせて御注意申上げておきます。念のために先ず民事訴訟法第二百八十条の該当部分を朗読いたします。

第二百八十条 証言力証人又へ左ニ

本日は、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案について、証人各位から証言を求めることになっております。については、先般、本日及び明日の日の

委員会に提出した資料、偏向教育の事例につきまして、その信憑性に関し、証人を喚問してその証言を聴取いたします。

一 証人ノ配偶者、四親等内ノ血
關スルトキ亦同シ

兩日に亘り証人三十二名の出頭を求め
ることを決定いたし、それ／＼議長か
ら出頭を求めたところ、偏向教育事例
中、大將軍小学校関係の森定春江君、
岐阜県恵那郡関係の川口半平君及び山

ことは決定いたし、本日各位の御出頭をお願いいたしましたところ、御多忙中のところ遠路わざわざ御出頭下さいまして、厚く御礼を申し上げます。只今から証言をお聞きするのでございますが、義実におする証人の宣誓及び証言

次に民事訴訟法第二百八十一条の該
 部分を明瞭にします。

族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人
 ト此等ノ親族關係アリタル者
 二 証人ノ後見人又ハ証人ノ後見
 ヲ受クル者

口馬券、下口馬、小口馬、中口馬、大口馬、の口馬、
君は、それ、止むを得ない事情で出
頭でさないことになりましたから、御
了承をお願いいたします。御異議ござ
いせんか。

等に関する法律により、証人各位に宣誓をお願いいたすことになっております。

第二百八十一条 左ノ場合ニ於テハ
証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得
二 医師、歯科医師、薬剤師、藥
種商、産婆、弁護士、弁理士、

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（川村松助君） 御異議がないと認めます。

上げます。若し虚偽の証言を陳述したときは、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第六条によりまし

弁護人、公証人、宗教又ハ禮祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者力職務上知リタル事

次に偏向教育事例中、大將軍小学校
關係の証人として、大將軍小学校校外

て、三カ月以上十年以下の懲役に処する罰則があり、又、正当の理由なく宣

ニシテ黙秘スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ

補導委員長野路井孝君と、山口県安下庄所小中学校関係の証人として安下庄高校P・T・A会長村上義晴君の両君を証人として出頭を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

誓着しくは証言を拒んだときは、同法第七條によりまして、一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処せられることになっております。この点、御注意を申上げておきます。但し民事訴訟法

前項ノ規定ハ証入カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス
以上であります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（川村松助君） 御異議がない

第二百八十条（第三号の場合を除く。）
及び第二百八十一条（第一項第一号及

まする証人名簿の順にお願いいたします。

証人

常任委員 會專門員	常任委員 會專門員	工樂 英司君
大達	信一君	敏夫君
省初等中 學局長	緒方	竹內
文部大臣	茂雄君	大達

○義務教育諸学校における教育の政治

	岐阜県忠孝郡 大井小学校長	三宅 信市君
	岐阜県恵那郡地 方教育委員会連 絡協議会会長	千葉 茂美君
	岐阜県地方教 育委員会議事會 議室議長森	太郎君
日の會議に付した事件		

第七部

文部委員會會議錄第十九号

昭和二十九年四月十二日

參議院

—continued

議員御起立を願います。

〔議員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 水上 毅

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 吉田金次郎

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 福田 知子

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 北小路 昂

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 立川 文彦

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 野路井 孝

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 池田正太郎

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 福原 達朗

○委員長(川村松助君) 御着席願います。

証言の内容については、証人各位には、参議院議長からすでに送付してあります。証人の出席を求め通知と、それに添付した件、即ち文部省から提出した資料、偏同教育の事例について御証言をお願いいたします。本日は多数証人の御出席をお願いいたしておりますので、時間の関係もあり、証言時間は大体お一人八分以内で御証言願います。

なお各委員に申し上げますが、証人のかたに対する御質疑は、証人各位の証言が全部終了してからのもので、お手許に配付してあります時間の範囲内においてお願いいたします。それでは……

○須藤五郎君 議事進行について……私はこの際、委員長に一点御配慮をお願いしておきたい点があるのです。そも／＼この問題は、政府が出所を明らかにしないという点から大勢の証人を呼ばなければならぬ事態に立至つたので、本日遠くからたくさんのかたに来て頂いたわけでありまして、さてこの審議に当りまして、今拝見いたしますと、時間の制限がある、即ち旭丘の問題に關して、又、大將軍の問題に關して、各一件ごと委員に対する割当は約四分から四分半しかないわけですが、而もそれは質問と答弁と両方入れた時間でありまして、この四分半ぐらいの間に果して審議が十分明らかになるかというところは、これは到底

困難なことだと思ふんです。そういった結果的に見ますと、非常に形式的になつて、実際には真実を明らかにすることができないうちにこれが終つてしまふのではないかと懸念があるわけでありまして、理事会におきまして、この時間が止むを得ずされたというのことに對しまして、私は今、因縁をつけたり、横車を押す気持はないのであります。併し国民が大きな関心をもちつてこの委員会の成果を見ておられるときに、このような不十分な時間の割当で果して国民自身が承知するかどうかという点、私は大きな疑念を持つのであります。恐らく国民は、国会がこの重大な証人喚問に當つて、僅かの時間しか當てず、而も十分にしないままに終る、このことに關しまして大きな不満を持つたろうということを私は慮れるものであります。その点、委員長におきましてもよく留意されまして、午後五時半までと定まつておられる委員を、九時でも十時でもいいから延長するとか、又、二日間の日にちを四日にするとか、いろ／＼な方法も今後とられることだと思ひますので、その点、一応御配慮をお願いいたします。そうして十分にこれが審議されることを、私は希望するわけでありまして、なお時間の点におきましても、四分とか四分半というような、そういうせちがらいことを言わず、委員長におきまして十分御配慮下さることを私はこの際お願いいたしておきまして、この時間の割当の一応皆さんの理事会における御努力に對しまして、一応認めて、そうして審議に入りたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 水上さん御発言を願います。

○証人(水上毅君) 旭丘中学における偏同教育の実態につきましては、旭丘中学における偏同教育は、組織的、計画的に行われております。このことは、同校の山本正行教諭が本年一月下旬、静岡の日教組教育研究大会で「平和教育を守る旭丘中学校の闘い」と、こういう研究書を發表しておられるのであります。これは旭丘中学校の教員組合職員八名によつて作成され、同研究会の第八分科会において發表されたものであります。その報告書の中に明瞭に、旭丘中学では学校を階級闘争の場とすると明言し、次のような手段がとられております。

一、「学校を組合管理学校とするために校長の職責を否定する」と題して、

「彼(尖鋭分子のT教諭)がやめなければ俺がやめる」とまで言つた校長もついに撤回し、市教委に彼の留任を願ひ出した。このことは重大な意味を持つてゐる。それは今や完全に「旭丘中学では職制が無意味と化し、校長も又自らの階級的立場を自覚しはじめた」ということである。これは非常な進歩であり、完全に教員に自信をもたらしめた。以後市教委は旭丘を弾圧するときは校長を含めてやるようになり、私たちは校長を先頭に闘うようになったのである。市教委から更に高山・吉田につながらる反動勢力の出身機関である校長という権力は、その後いろ／＼な変転を見せつつも明らかに崩壊しはじめた。この間における本校校長の苦悩は、実に大きいものがあつたと思う。

そして今もなお時に反動勢力に引きずられそうになるが、そのたびに班員からかかる批判により、校長は今や全市屈指の民主的校長と言われ、るまでに至つたのである。」

と、同報告書の九ページから十ページにかけて述べております。従つて校長は職員會議において全然発言権を持つておりません。なお職員は校長を生徒の前で侮辱することを何とも思つておられない、ひげがあるから偉いというようなものではない、というようなことを申しております。そのことは、私が發表いたしました旭丘中学教育問題に關する声明書、これは私どもが、この一月二十日に發表しました声明書にも詳しく述べてあります。が、あとでお手許へ差上げます。

この校長が昨年夏辭職しようとしたときに、職員は校長退職勧告反對署名運動を行なつております。その実情は山本報告書十七ページにかく述べております。

「校長は又健康を害してゐたし、学校が焼けた責任もあり、教員の校長に対する協力も不十分だつたため」云々としておる。

なお次に、第二番目には、「PTAをいわゆる民主勢力で固める」という題目の下に、報告書ではかく述べております。いわゆる「民主的PTAの誕生、教員の努力策を結ぶ。その後PTAの役員も初めて立候補制を採用し、民主的な父兄が多数PTA役員となり、ぐん／＼旭丘の教育を維持し、積極的に協力している、非常に闘いやすくなり、効果も迅速になつたことは事実である。」このPTAとは何ぞ。これは洛北民主協議会というのを、こ

しむという目的で計画され、企画委員会及び総会の承認を受けています。勿論、参加者は自由であり、非参加者に理由を質したりはいたした事実はありません。従つて参加者は在校生約千五百余名に對し約百五十名程度であります。補導部より一万円を補助しましたが、なお行きたくても行けない生徒のため生徒が自主的にお金を集めたことは聞いています。

又、洛北民主協議会とは区内のあらゆる団体及び個人の連絡機関であります。

以上のごとく事例の出所は不明確であり、全く間違つた一方的な資料であると思ひます。只今水上氏から私と日本共産党と関係のあるように申されておりましたが、私はこの場において日本共産党と何の関係もないことをはっきりと明言いたします。

○委員長(川村松助君) 次に福田知子さんにお願ひいたします。

○証人(福田知子君) 私は旭丘中学で二人子供を卒業させまして、今一年生に一人と、それから来年一人やらなくちやならないのです。旭丘の中学校はもう五、六年前からそういうふうな傾向がありました。最初私が役員をした頃からそういう懸念があつて、ずっと続いて参りましたのです。それで私は、水上さんは大体の概要をおつしやいましたから、ここに出ておりましたことについて、はつきりとしたこの事例に對することを細かく申上げたいと思ひます。時間の許す限り……。

その再軍備反対、軍事基地反対といううようなことを数学の時間や理科の時間にいろ／＼子供にお教へになるのです。

その例としましては、数学の時間に子供はとも気分が乱れておりまして、騒がしいのでそれを抑えるために、軍事基地を考へてみたええ、もつとうるさいのだ。殊更に数学の時間に軍事基地を持ち出さなくてもほかの例はあると思ひます。

それから子供がよく先生が「アカハタ」という新聞を読んでくれると申しまして、本当かしらんと思つて心配しておりましたところ、たま／＼十一月の十四日でしたか、懇談会がございまして、父兄とそれから子供と先生と懇談するホームルームのようなものでございまして、私、行きましたところ議題が黒板にたくさん出ておりまして、その中でクラス会費を集めたいと、子供が言ふのです。それで、どうしてクラス会費が要るのかと聞いてみたら、遊道具も何もなし、それから体操時間にトレーニングパンツがないと聞かされた。忘れた人のために、ない人のためにクラスに二つ、三つ備えておきたい。教室に花も飾りたい。それはいいことだが、お金はどうして集めるかと言ひましたら、担任の先生が立ち上つてこの学校は義務教育である。義務教育費というのは政府が負担するものである。それにもかかわらず、この学校では百円という諸費をとつてゐる。その上にまだ十円、二十円というお金をとるといふことは、これは明らかに憲法違反であるからといつて、やめさしてしまわれたいのです。その時「アカハタ」という新聞に夜学生のことが出ておりまして、その新聞をざり／＼巻きまして、それを振りながら、夜学生を考へてみる、昼間働いて夜勉強するんだ、遊ぶ

道具なんということは考へられないんだという例をお引きになつた。

それから授業の前後に再軍備反対、再軍備反対というふうな称えさせられました。それは二十七年の一年生の五組でおつしやつたのですけれども、この事件が勃発してから現在の一年五組に、僕はそんなことを言わないだろうといううようなことを言われまして、私たちは二十七年の一年五組のことを言つておりますのに、現在の一年五組の子供に對し、文部委員が来たらそういうふうな答へる、私は言わないからといつて、現在の一年五組に對してはそういううなり方ななさる。

それから映画では、これは全部文部省から許された映画ではありますけれども、殊更にこゝういふうに子供が余り見ても感心しないような映画ばかり集めるといふことはどうかと思つております。

それから文化祭でも、白鳩劇団といふのがありまして、内灘の問題を持出してさせてゐる。その時でも労働歌などを歌つてゐる。これが私たちお腹を痛めて生んだ子供に、こんなまだ未熟なこの子供たちの能力に即応しない教育が行われておると、がっかりいたしました。

それから親への反抗といふことですけれども、先生が、親の頭は古い、学校で教つて来たことを子供が家へ帰つて申します。そうすると親は、何となくことを先生言ふのだ、親は、先生の言ふことは尤もだ、立派なことだといつてやりたいのですけれども、それが親は、何となくいひひいことを言うのだ、といううなことを教つて来るわけですから、例えばそれはどういふこと

かといひますと、皇太子は我々の税金で外遊して来た、「すかんとおもわんけ」といふうなことを言われた。それから六、七百万円くらいの自動車を買ひやがつた、そういううなことを聞きますと、親は何となくいふことを言うのだと、つい言ひたくなる。それから又、時には家庭の団圓を潰して家庭の夫婦喧嘩の因にもなるといううな事情なのであります。

それから親はまあ学校に感謝して、信願して、納得の行く教育をしてほしいのであつて、子供に責任を感じておりますのですから……、この旭丘の先生は三十年先の子供の教育をしてゐるとおつしやる。親は子供を一生死ぬまで考へてゐるつもりなんですけれども、大多数の良識ある父兄が納得して支持する教育をして頂きたいと私たち思ふばかりに、この問題を持ち上げまして、学校のほうの校長先生に、静かに、この学校の今の教育は間違つてゐないかと申上げたのですけれども、それで自重して、ただ校長の回答を求めようと思つておりましたにもかかわらず、学校側のほうで、どこから出したのか知りませんが、父兄の一部といふうような逆効果を狙つたようなピラが

出て、その趣旨はさつき申上げたような南明書に出ております。

それから子供に水害募金をやらせてゐる。水害は天災ではない、政府の怠慢からだといふうなことを言つて、それを撤かしてゐる。

それから政府を攻撃することがとても甚だしくて、まだいつの時代でも私は人間を作るといふことにおいては同じだと思ふ。人間の道、道徳、人道といふものは変りはないと思ひます。

けれども、子供に、まだ未熟なそういう政府を攻撃するといふことまで、わからない子供に、東京に修学旅行に行く時なんかは、東京駅の説明を、「珍らしくも封建政治が堂々」と行われている日本の心臓部大東京」とか東京中央郵便局、「ここから例のブリゲイト艦を貸してもらつたために書いた有名な吉田書簡を出されたのであります」、これは東京見物ではありませんが、先生方がバスの中でトンチンコを叩いておる。その文句は吉田首相の雁首を切り落せといふのです。これをうちの子供が裏の庭で歌つてゐるのを聞かしまして、私はびつくりいたしました。

それから授業なんかよく放棄されまして、疲れてゐるからとか、気が散れてゐるとか、こゝろが……。水害に對しても政府は金の使い方が悪いのだといふうなことを教へております。

京大の荒神橋事件なんか、数学の時間に疲れてゐるからといつて、先生が黒板にインスターや労働歌といふものを書いて、写しなさいと言つて、教室の後ろのほうには、そういう歌を書いたピラが張つてあつて、この事件の勃発後、はがされたやうであります。

で、この問題自身は、私たち水上さん以下父兄も真実をよく知つておりますし、又学校の一部の偏つた方々もよく知つてゐるはずで、一般の人が言つていらつしやることをそのまま受取つては、これは真実を欠くといふことを、よく覚えて頂きたいと思ひます。そうしてどんな圧力がかかろうとも、私たちはこの学校は確かに偏つてゐるといふことを飽くまでも明言してやみません。

○委員長(川村松助君) 次に北小路君

に御証言をお願いいたします。
○証人(北小路君) 本校の事例を解
釈して頂く上に重要な参考として頂き
たいと思っておりますので、最初に本校の事
情について申述べます。

先ず校舎について。昨年度の初めは
教室が足りませんでしたので、三十六
学級を三十二学級に減したのでありま
すが、その後四月二十九日に火災によ
り八学級を失いましたので、更に三十
学級に減らされ、学校中の全部の教室
を普通教室に転用したのであります。

そのために一年生の生徒は一学級平均
六十五名を詰め込まれ、全校千七百名
の生徒が実験のない理科や、ピアノの
ない音楽、ミシンのない洋裁、図書館
の活用できない自修など、不自由な勉
強を続けて、運動場の広さも、必要な
広さの五分の一で、発育盛りの生徒
が活潑な運動もできず、昨年九月に休
育館が完成するまでは、雨の日は休
育館もできなかったものであります。四
十八名の教員は職員室を生徒に譲り、校
長室を休憩室として、廊下に机を並べ
ていましたので、学校では十分な仕事
ができなかつたのであります。市の指
導主事も、これはひどい、何とかしな
くては生徒が可哀そうだと言つていま
した。教員父兄一体の努力によりまし
て、七月にやつと八教室建つことにな
りました。が、本校の教育はこの困難せ
る環境の中で進められて来たものであ
ります。

次に本校の教育について申述べま
す。申すまでもなく、日本国憲法と教
育基本法に則つて、どんな戦争も絶対
になくて、世界の人々がみんな仲良
く、文化的な幸福な生活のできる世の
中を作ることに全力を尽す国民に育て

上げることに努めて来たのでございま
す。

昨年十二月、本校教育に偏向問題が
起りました。校長は教育方針の正
しいことを声明し、生徒、卒業生も、
自分たちが受けた教育は間違つていな
いことを世に訴えました。父兄は拳つ
て学校を支持して来たのであります。

市の教育長や指導部長も、去る三月衆
議院文部委員会の現地調査団に対し
て、本校の教育方針は正しいことを言
明しております。これよりさき教育長
が本校に対して勧告したのであります
が、教育方針は正しいと認めるが、そ
の運営の方法において適切でない点が
あるから改善するようにということ
でありました。学校としてはその趣旨を
素直に受取り、その後よく研究して、
その趣旨に副うように努力いたしてお
ります。

次に、本校教育の評価について申述
べます。先ほど申述べました本校の突
破の上に立つて、全般的に広くそして
深く長年に亘つてその効果を見て頂き
たいのであります。僅か一年か一年半
くらいの断片的な不確かな資料の中か
ら、自分たちの意に副うものだけを
集め、これを以て学校の教育を全般的
に評価し、断定する材料として頂くこ
とは甚だ迷惑であります。昨年十二
月初めに、今回の問題が起りましたとき
一番心を痛めたことは、子供の将来の
こと、差当つて卒業時期を直前に控え
た三年生の就職と進学のことでありま
した。併し輿論は学校を絶対に支持し
て採用され、進学希望者はそれと進
学できたのであります。このことは
過去の卒業生が職場において学校にお

いて信用を得ておることを本校の教育
が各方面に正しく評価されておつたこ
とによるものと思ふのであります。

次に、偏向事例について申述べます。
二事件の概要の中の「十四日前
に……父兄誹謗の態度に出たので」
のそこまでについて。父兄に対抗する
ことを指導した事実はありません。又
父兄誹謗の態度に出た事実もありません。

再軍備反対、軍事基地反対の1につ
いて。授業時間に教材に即してこうい
う話をしたという先生がいました
が、平和運動の話をしたという先生は
ありません。「ブカハタ」を読んで教
えたという事実も聞いておりません。
授業の前後に再軍備反対を高唱させた
事実も聞いておりません。

2について。これらの映画とはか
に、「シンデレラ姫」「世紀の祭典」な
どを鑑賞したことは事実であります。
いづれも文部省推薦映画を選んだと聞
いております。映画鑑賞は授業の一環
として、その前後に指導を行い、とき
には感想文を書かせたこともありますが、
行かなかつた生徒に書かせたとい
うことは聞いておりません。

3について。本校の生徒の中に石川
県知事の甥がおります。昨年の夏休み
に叔父さんから内職の話を聞いて帰
り、これを文化祭の劇として発表した
ものであります。その主旨は、生活の
ために大変困つておる村人たちの気の
毒に思つて、これに同情したものであ
ります。

皇室誹謗について。そこに言われて
あるような意味のことを言つたが、皇
室誹謗のつもりでなく、税金がどんな
ことに使われておるかの一つとして話

したということでありました。

親への反抗について。こういうこと
を言つた先生はありません。

政府攻撃について。校長の許可を得
て水害見舞に行つた先生が帰つてか
ら、生徒が話して下さいと言つたの
で、現地の気の毒な様子と治水事業に
みなもつと力を入れなければならぬ
ということと話したということであり
ます。生徒は災難にかかつた人々を助
けようとして、自分たちで相談し、日
曜日にピラを作つて街頭募金に出たの
であります。

デモ、労働歌その他について。直接
に参加した生徒のあつたこと、賞讃し
たことは、いづれも聞いておりませ
ん。

2について。それは夏の体操の時間
のあと、疲れて授業に入る気分では
なかつたので、休憩時間を十分延長し
て生徒と一緒にそれらの歌を唱へ、気
分が落ちついてから授業を開始したと
いうように聞いております。

3について。昨年の夏全国西平和祭
が大阪で開かれたときに、PTAの主
催で希望者約百五十名が区民と一緒に
自由に参加しております。行かなかつ
た者に理由を質したということは聞いて
おりません。生徒が資金カンパを集
めたことは聞いておりますが、金を出
させたということは、聞いておりませ
ん。

4について。洛民協の人から証言が
あります。通りの会合でありまして、決
して左翼団体でも何でもありません。
生徒会の新聞部は取材のためにときど
き出席したものであります。

なお、できますれば学校の現地へ来
て頂き、実情をよく見て頂いて、その

上で更に考えて頂きたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) この機会に一
言お諮りいたします。水上君から旭丘
中学における偏向教育の実態のプリン
トと旭丘中学教育問題に関する声明書
のパンフレットを各委員に配付して頂
きたいというお申出がござります。こ
れを各委員に配付することに御異議ご
ざいせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○相馬助治君 勿論それは異議ござい
ませんし、今後におたつても、責任を
以つて証人が配付するようなものはお
諮りにならざるべく早く我々の机上
に配つてほしいと思ひます。付加えて
申上げておきます。「異議なし」と呼
ぶ者あり」

○高田なほ子君 それは結構でありま
すが、伺つておりますと、やつぱり意
見が二つあるようでござりますが、一
方のはうの資料だけが配られて、一方
の資料が、御用意して来られないかた
は誠に気の毒に思ひますが、こうい
うもののお取扱いはどういうふうにな
さるおつもりでありますか、それを伺
いたいと思ひます。

○須藤五郎君 資料をどん／＼配付を
受けることは一向差支えないと思ひ
ますが、その資料を受けたほうが、信
憑性を審議する方法をこの四分がそこ
らの時間で如何にするかという点で
す。その点が非常に問題になつて来
ると思ひます。その辺を委員長はどう
いうふうにお考えになつております
か。

○委員長(川村松助君) やはり用意し
て来られたかたのものを配付するのは
正しいと思ひます。「その通り」と呼
ぶ者あり」

○須藤五郎君 配付は拒否いたしました。ただその信憑性を如何に審議するかという問題です。

○委員長(川村松助君) 御異議がないようでありますから、只今直ちに配付いたします。なお、今後も御用意のかたがあらば全部配付したいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

これを以て旭丘中学校関係の証人のかたの証言は終了しました。各委員のかたで御質疑のおありのかたは御質疑を願ひます。なければ証人のほうから発言を求められておりますが、許可して御異議ありませんか……。

○永井純一郎君 私はいちよつと水上さんと福田さんですか、ちよつとお尋ねしたいのですが、水上さんと福田さんは、福田さんの場合は御主人が、何か政党関係に御関係が御ありなのかということを開きたいと思ひます。

○証人(水上教君) 全然ございません。

○永井純一郎君 福田さんのほうに御主人が何か政党関係のほうは……。

○証人(福田知子君) ございません。

○須藤五郎君 水上君にちよつとお伺ひしますが、政党関係はない……、あなたは又元小学校長をやつていらして、戦時中翼壮関係の仕事をしていらした。翼壮関係の少壮教授団を組織して、それから徴用工などの教官をして、そのために戦後追放にあつていらしたということが言われているのでございませう、これは事実でございませうかどうですか。

○証人(水上教君) お答えいたしません。翼壮関係は全然ございせん。それから軍需工場に行つておつたことも

ございません。追放を受けたことは事実でございませう。

○須藤五郎君 何のために追放を受けたのですか。

○証人(水上教君) 戦前に関係いたしましたこと、戦前に関係いたしましたこと、青年教師団の委員長をいたしてござりました。京都市の翼賛会協力会の議員をいたしてござりました。その理由が、超國家主義的であつたというために追放になりました。以上であります。

○須藤五郎君 先ほど水上君の発言を聞いておりますと、それを裏書きすること、発言が多々なされたと思ひますが、平和教育に関する旭丘の闘いというのを非常に強く主張されて、何か平和教育というものが偏同教育であるのかとよく説明していらしたと思ひますが、平和教育は憲法に

おいてちゃんと明らかにされておる。日本は平和を守らなければならぬ国であるというところが明らかにされておる。そうして平和教育をするということは教育基本法の精神でもあると思ひますが、その学校の先生たちが児童を戦争にやらないために、再び戦争を起さないために、平和教育をやるというところが、どうして偏同教育という認定になるのか、その点を伺ひたい。

○証人(水上教君) 只今おつしやる通りであります。平和教育そのものについて私は私どもは全然異論ございませうが、その現われている現われ方が最前申しましたように、政色を帯びた現われ方があるので心配をいたして

でございます。

○須藤五郎君 私は平和教育に二つはないと思ひます。平和というの

をとられておりますが、受取り方ということも考えねばならないのではないかと。あなたが戦時中関係していらしたところ、なほお仕事から、やはり戦後追放されていらしたような立場から、その学校の先生の素直なる平和教育があなたの鏡に照らされて、非常に受取り方がおかしく受取られて、ゆがめられた形で受取られておるんではないかというふうには、私たちが疑念を持つておりますが、その点如何でございませう。どういうふうには平和教育が二通りあるというふうにお考えですか。

○証人(水上教君) 私は今申し上げましたように、平和教育そのものについて異論ございせん。現われている子供の姿において私どもは心配をいたしました。只今配付いたしました詳細御覧頂きますれば我々の心配……それ以外は皆さんの御批判に待ちたいと思ひます。

○須藤五郎君 今これを配られたといつても、これを今読んでみるわけに行かない。そうして後刻読んでみてこれに対する疑念が生じた場合には、再び水上君の出頭を求めてこれに対する質問ができるかどうか。それについて私は先ほどさういふ疑念を表明したのですが、さういふことを私たちが言われたつて何の役にも立たない。今おつしやつておられる言葉の上で、私はあなたに質問をしてゐるのですが、あなたは平和教育を学校の先生がした、その結果どういふ形が現われているのですか。その点をもう一点伺ひたい。子供がどういふことをしているのですか、平和教育に関して。

○証人(水上教君) その実情につきま

しては福田さんがよく知つておりますから……。

○須藤五郎君 あなたが発言した以上、説明しなければ駄目です。

○証人(水上教君) そういふことが許されるならば……。

○須藤五郎君 私はあなたに発言を要求してあります。

○証人(水上教君) それではその姿につきまして、生徒が発行したしております旭丘新聞というのがございます。その中にいろいろと記事が載つておりますが、例えば朝鮮休戦特集号というよりな、これは七月十五日発行であります。題目だけを申し上げます……。

○須藤五郎君 時間がないから簡単にやつて下さい。

○証人(水上教君) 「朝鮮の休戦を機に世界平和を」と或いは「ワリゲート艦を見て」「自由と平等を愛し世界平和を」と「平和産業にきりかえろ!」「朝鮮の二の舞をふむな!」「九州の人々を救おう」云々という題目の中に、一つお聞き願ひたいと思ひますのは、「九州の人々を救おう」という中に「それらは全て政府の責任である」というのは、毎年六月頃にはよく雨が降る。それは自然の現象だから仕方がない。政府はそれら水がでた場合のことなどを考え、そのための対策をねらなければならぬ」云々、「ですから、政府を責めると共に、一刻も早く私たち同胞を救おうではありませんか!」この記事は誠に結構な記事であります。が、但し中学の生徒においてこういうことを教室の場に持つて行かれるようなことが、他においてまだあります

が、なお次に……。

○須藤五郎君 私の質問はまだありますので、その一例で結構です。

○証人(水上教君) もう一つお聞き下さい。九月十九日に東京旅行をいたしたのであります。その新聞が東京旅行へ行く汽車中に生徒に配られました。東京バス案内」としてこういうような解説があり、一部読まして頂きます。大根役者の議会議事堂でござい

ます。ところが有名な議会議事堂でございまして、「当時軍艦一隻分の巨費をついやし、一七七年がかりで出来上つたものでございませう」と中味は、田舎廻りの大根役者や博打うち共が集まつて恥かしいような漫才や茶番劇をやつて

います。この間座頭が「バカヤロー」とど鳴つたことがもとで、一座は解散しましたが、再び旗上げ興行が行われることになり、この間中の馬鹿騒ぎや太鼓によつて、きまつた一座を以て、相変らずの漫才やストリップが演ぜられることとでございませう。云々。更に「オリの中で議事」というところを

読ませて頂きます。「皆さん、ここが上野公園でございませう。」「さつき御案内申上げた国会議事堂に集まる議員さん達を、この動物園のオリの中に全部収容して、皆様の見物に供しようという国民運動が目下着々と進められ、近くその実行委員会が開かれる予定でございませう。自由党鳩山派はイタチのオリ、吉田派がゾラのオリ、改進黨は熊のオリ、右派社会党はウサギのオリ、左派は全部狼が鳥収容、労働党はペンギンのオリ、共産党が北極熊の

いるところ、とまあこういうたあんばいでございませう。」「さうしてつと書いてあります。

○須藤五郎君 わかりましたもうよろしい。

○証人(水上毅君) こういうふうな現われ方を私どもは心配いたしております。以上であります。

○須藤五郎君 そういう漫談的な冗談音楽のようなものを以つてむきになつて問題にする点もおかしいと思ひます。第一その九州の水害の問題、これは事実です。九州に調査に行けば雨の多いということも事実ですが、併し工事を放つておいたということも事実です。それから、何もそれは政府を諷刺したことでないで、ただ政治のあり方を批判しているということだけでありつて、要するに偏向教育の云々といつて取上げて問題にするべきほどのものでもないと思ひます。やはり私はあなたの取上げ方自体に問題があると思ひます。それは明らかであつた経歴が示していると思ひます。……

○委員長(川村松助君) 時間が経過するとあとに影響されると思ひます。……

○須藤五郎君 ですからものを取上げるときには正しく私は取上げて頂きたいと思ひます。

○長谷部ひろ君 私福田さんに対して、お母様にお伺いしたいと思ひますが、私も二人の子を持つた母親でございます。しよつちゅう私も子供にお母さんの頭は古い、というのを絶えず言われるのでございませうけれども、これは私世代の相違だと思ひまして、やはり十分母親としても考えなければならぬ大事なところだと思ひておられます。そこで私たちはどうしても過去何十年來かに受けました日本の、本當に悪い意味でございませうが、

この封建遺制の中に閉込められて受けて来た教育が絶対にいいものとも思つておりませうけれども、そうしたこと、根強く骨の髄まで滲透しておりますために、ともすれば今の時代の若い者たちの考えかたとずれを生じて来るといふことは確かだと思つております。そこでお母様がたも、非常に教育というものの方針についても、その教育の実態についても御不満な点もおありになると思ひまして、重々お察しは申上げますけれども、この点母親としてもつと／＼再検討しなければならぬ問題だといふことを私は申しておるのでございませう。時間がありませんけれども、それからこの聴

画を十分世界中の人に見せるというところが本當に正しい教育だと思つておるのです。そういうような観点から随分ずれておるようには私は思ひます。ね、お母さんの率直な御意見をちよつと伺わして頂きたいと思ひます。

○証人(福田知子君) 私たち母親は今の時代に耐えない子供に対する観念は持つていないつもりであります。恐らく或る程度の良識を持つた母さんたちでございまして、PTAなども一般の父兄、母親たちはPTAに顔をそろへて出さないとか何とかおつしやつていらつしやいますけれども、私たちが言いますのは、学校の子供たちがどうい

當に家庭では役に……、それは現在私は京都におりますので、教育がそういうふうな傾いておるのでございませう。○長谷部ひろ君 今お母様のおつしやいましたこともよくわかるのでございませうけれども、今の子供たちと私ども母親……

供には、私どもが子供の時代には大君のために命を捨てるといふこと、それが最大の愛国心であり、親のために自分の命を捨てるといふことが最上の親孝行であつたということが、今の子供はやはり人権意識だと思つてい

ますのは、学校の子供たちがどうい

○委員長(川村松助君) 時間はまだあります。

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に割りきつて教えるということが私は恐

教育を受けているかといふことを見

○長谷部ひろ君 で、このいろ／＼な例を伺わして頂いて、お母様のおつし

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に割りきつて教えるということが私は恐

先生や先生にお上手をしに行くのでは

○長谷部ひろ君 もう時間がないので

○委員長(川村松助君) 長谷部君が発

つしやいますけれども、私たちが言

○証人(福田知子君) 絶対になんか

○委員長(川村松助君) 長谷部君意見

つづの世の中でも世の中がいろ／＼と

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

爆弾が落ちて来るかも知れませんが、

○長谷部ひろ君 絶対になんか

○委員長(川村松助君) 長谷部君意見

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

中では人の道は変わらないと思ひます

○長谷部ひろ君 絶えず思ひますので

○証人(福田知子君) 先生方が簡単に

かかつている場合もあり得るわけでございます。PTAのあなたです。正しくそこを把握しているかどうかはまあわからないと思いますが、この山本報告書というものに現れたような、校長の職制を否定するというのが書いてあり、歴々と発言権がないのだと、こういうふうなことがこれにあるが、その事実については校長並びにあなたのお知り合いの職員等を通じて、事態をどのように御認識でございますか、現実の問題として。

○証人(水上毅君) 校長、職員会はすぐに班会議に切替えられて、そうして教育問題が議せられる。これは北小路教頭も御存じの通りでございます。なお、私も十二月の五日に私もその心配を伺いに参りました。校長はそのときは皆さんのおしやる心配は全部であるが、職員と語つてそれに対して十分お答えをしよう、こういうことであります。十四日に校長室でお答えをしよう承つておつたのであります。十四日の晩は生徒及び区内の大人、保護者とは申しません、大人であります。更に卒業生、学生、そういうもの百五十名の席で、校長が返答されたのであります。私もそこへ逃げて帰つたので何もなく、先生と……

○相馬助治君 簡単にお願いしたいのです。

○証人(水上毅君) 我々が話す場合に、生徒に聞かすべきでない信じて帰りました。そのときの校長は五日に申された態度とすつかり変つて、本校は教育基本の点云々という全然変つた御返答を頂きました。これは校長の意見でなくして、班の意思として決定されております。こういう否定がありませう。

○相馬助治君 質問の要点だけ簡単に。

○委員長(川村松助君) 申し上げます。

○証人(水上毅君) それから校長は全然あそこにおいて指導力は持つておられないということ、これは福原委員長もよく御承知の通りであります。我々のほうの保護者が全部そういうふうにしておりますし、私も向うの職員からも承つております。

以上であります。

○相馬助治君 旭丘中学校保護者有志代表としてのこの資料を頂戴したんでございまして、概数といいたしまして、この有志というものの含んである概念について伺いたいのですが、概略どのくらいの数と水上さん御自身は御判断でこれを出されておりますか。又この資料は、代表という意味からは、何かの会議乃至は集りのところにかけて、この信憑性をお確かめになつたんですか。あなたの答弁も私の持ち時間なんです。簡潔にお願いします。

○証人(水上毅君) 相馬君及び須藤君に關連してお答えしますが……

○相馬助治君 須藤君のことに關連しないで、私の質問だけに答えて下さい。

○証人(水上毅君) 水上の名前になつておりますが、私は保護者有志二十名の窓口として私の名前が出ておるだけあります。すべてこの決定は二十名が慎重審議いたして、その信憑性は全部ここに資料がございます。証人は幾らもございまして、それに則つてされた

ものであること、なお更に、私はこの問題をもう少し大きくすべきでないといふ考えたのであります。いよいよこれは問題が大きいというので、我々の同意見の人に當りました。百九十七人でありませう。なお更に、声なき声の保護者を見つておられます。それは全保護者の八割が声なき声として我々のこのあり方を絶対に信頼してくれておるものであることを申添えておきます。

○相馬助治君 わかりました。正確に言へば二十人、併し百九十七人の同意的な人を持つと、なお声なき声を聞くという御証言で、その点はわかりました。そこで水上さんに伺いたいのですが、これはPTAの正規の機関等に出して、そしてこういう一つの偏向としておるということを明確にしようとする御意図があつて、そのような手続をなされたかどうか。したけれどもも職飛ばされて止むを得ずこういうふうな有代表といふことになつて、PTAそのものを真向から名乗ることができなかつたのかどうか、こういうことについて御意見は要らないので、事実を認定したいので簡潔にお願いします。

○証人(水上毅君) PTAにはかけてありません。全然今日までPTA総会には持たれておりません。持たれておらない理由は必要とあらば申し上げます。

○相馬助治君 これに連関して北小路君にお尋ねいたしますが、全く校長は水上君が証言の通り発言もされない、これはロボットの人間でございますか。

○証人(北小路昂君) お答えします。私のところの学校の校長は何事もよく職員に相談して、職員皆の意見をよく

取入れてやつてくれています。決して職員会議で黙つておるとか或いはへつこんで力がなくなつておるとか、そういうことはありません。自分の意見は自分の意見として、校長の意見は校長の意見として堂々と述べて、そして皆とよく相談してやつておられます。民主的な校長であると思つております。

○相馬助治君 その点はわかりました。普通民主時代の校長ということになれば、さもあるべきであると思ひますけれども、まあ少しこの山本報告書なるものが事実であり、現実をこれがその通り報告し、この結果が出ておるとするならば、私はかなり問題であると思うので、この点をお尋ねしたわけだと思ひます。そこで、吉田君にちよつと伺つておきたいのですが、八割の声を代表しておるといふ水上君の証言が本当なら、あなたの言つておることはでたらめです。それから大部分の人は偏向教育はないと言つておるけれども、本当であるならば、水上証言はでたらめです。水上論にはなるかも知れませんが、八割の人の同調を得ているといふことに対する吉田君の見解を端的に述べて下さい。

○証人(吉田金次郎君) PTAは総会を開いていないと言つておられますが、昨年度本事件が起るまで二回総会を開いておられます。事件が起つてから一度開いておられます。その中で私たちはいつも民主的にやつておるつもりであります。又私たち指示の問題につきましても、これは書面なりその他ではつきりした事実がございます。その点で考えて頂きたいと思ひます。

○相馬助治君 最後に私は福田さんに

二点お尋ねしたいのですが、福田さんがいろ／＼御証言下つたことの内容は極めて貴重だと思ひます。それはその取材は福田さん御自身が把握されたことでございますか。それとも水上証言に現われているような八割の声なき声をも代表した極めて特殊な事例ではあるけれども、内包性において極めて客観的に証言のあるものという意味で申して下すつたものでしょうか。又本日の証言については、あなた個人の意見でなく、PTAの会員の中のだなたかと相談されて、そういう代表的な意見と、こういう意味ですか。

○証人(福田知子君) 勿論代表的という意味でございます。それで私自身認めたこともございまして。

○相馬助治君 最後に一点伺いたい。福田さんは御承知かどうかからいたのですが、大達文部大臣そこには出たんだと聞いたところが、いろ／＼迷惑もあるから言いたくない、こういうことになつておるわけなんです。あなたが御証言下さつたことは文部省が報告したこととびしり合つてゐる。勿論報告してあることとびしり合つて証言してくれたのかも知れません。そこでこの出所についてあなた思い当る節でもございませうか。

○証人(福田知子君) この例は全部証明しろと言つたら、言つた子供なり事実を知つておる方、必ず照会できる、そういうことではない限り私たちは例に挙げておりませんから、あいまいな聞いたことというものは絶対にない。もつとすこいいろ／＼な例はたくさんあるのですけれども、その中のはつきりし

たものしか言っていないのです。それはもう私たちが慎重を期してやつていともどかしいくらい、もつと例を挙げたいのですけれども、はつきりした証拠がなければ出さないのです。

○相馬助治君 その今の証言も、偶然大達さんの言っていることと一致しているのです。これははつきりして、あとはまだ山のようにあるということとを文相も申しているのです。

○証人(福田知子君) そうです。真実です。

○相馬助治君 それで伺いたいのですが、これらの事実が文部省でこういうふうな把握したことについては、どなたか、あなた乃至はどなたか、積極的に資料を提供されたような事実がございいますか。それとも文部省あたりから調査に来たのでそういう資料を持たせて帰したというふうな事実でございいますか。どうしてこれは文部省がつかんだんでしようかということをお聞かせ願います。これは嘘か本当かということをお聞かせ願います。どうしてこういうふうなことがおつしやつていいることとがしや合つていいる報告書を文部省がつかんだのですかということをお聞かせ願います。

○証人(福田知子君) それは声聞きというものを先に出しておりますから、恐らくそれからだと思ひます。ここにあります水上さんのそれだと私は思ひます。

○相馬助治君 そうですか。以上です。

○榎本享弘君 私は主として北小路君にお伺いしたいのですが、なれども申します通り時間がございませんで、私の申しますことに対する

的確な事実の御答弁だけを頂ければ結構でございます。

それは只今あなたは証言におきまして、市の教育委員会からの報告書が出た。報告書は、教育方針については間違ひはないが、この具体的な教育の実際について検討した結果、その運営の方法において適切でない点があると認められるのであります。この報告書は衆議院におきまして田中委員から朗読されて、その速記であります。この中をいづれを見ても、市教育委員会が教育方針に対して間違ひはないと言明されておる点は全然ないのであります。それがどういふ意味でそういうことが言われたのでありますか、一言御答弁願ひたい。

○証人(北小路君) 私のところの学校の校長が、衆議院の文部委員の方が現地調査に来られました。前日に市のほうへ参りまして、市川指導部長或いはそれから草間指導主事でございしますが、会いまして、旭丘の教育方針は間違ひはないのだ、そういうふうに思ひから、いまして、旭丘の教育方針は間違ひはないのだ、そういうふうに思ひから、調査同が見えた場合にはそういうふうな答へる、こういうふうに校長に話しておつたことを、校長が帰つて私たちに話してくれたわけでありまして。

○証人(北小路君) 実は私はあとの文部委員の報告書について、文部委員が行つたときに市教育委員会は何を言つたかというのを聞いておるのではありません。この報告書の中においてそういうことを言われておるといふあなたは証言をなさいましたから、それを聞いたのであります。ただこの報告書につきましてあなたはこの具体的事実について

てそれを認めて、それを着々と改良に努力しておると言われましたが、この報告書の内容につきましてはもう一遍はつきりお認めになるかどうかを申し頂きたいと思ひます。

○証人(北小路君) その報告文の中に生徒会の新聞部が洛北民協議院に参加してゐる。それはよろしくないが、考へるということがある。それが、そのことは生徒自身が自主的に考へて、学校に迷惑をかけてはいけないというので、みづからそういうふうな席に同席しないようにいたしておりました。それから校舎建設の対策委員会に生徒が同席の資格を持つて入つてい

る。この件につきましては、先ほど吉田さんのほうから証言がありました通り、建設のための区民大会が開かれたときに、その区民大会において生徒も非常に校舎のことには心配しているのだから入れようではないかということにござつて入つたのであります。が、報告文の中にそうした大人の問題の中に子供が入ることはどうかと思ひが、このことがありましたので、これも生徒のほうがよく考へて、そういうふうな見解があるならば学校に迷惑をかけてはいけないから、入らないようにしよう、これはその最期にありました区民大会の折に生徒会の会長はほうからそういうことを申して脱退いたしました。

○榎本享弘君 あなたは先ほどこの報告を受けて、これに従つて努力をしておると概括的に言われましたし、なお又この田中委員の報告書には、校長もその事実を認めておるといふことを書いておられます。私はその内容について今一々の点についてこうだから認めた

というふうな理由を聞こうとは思つておりません。この偏向事例の中にある事例に従つて、只今福田証人からありましたことについて一応お尋ねしてみたいと思ひます。

その点は福田証人は「アカハタ」を現実に教室において使つておつたのを御覧になつたと言つておられます。ところがあなたは「アカハタ」を説んで教へておるといふことは聞いていない。先ほどの御答弁でございします。然るに衆議院の伊藤委員が京都に参りました場合に、学校において「アカハタ」を使用しておるといふことはお認めになつておるといふことを聞いておりました。なお衆議院の報告書の中に野原委員が、この「アカハタ」を授業中読んだのは、京都府のほうの軍事基地反対声明が出ておるからだといふことを言われております。これは速記録によつて見たのであります。これが、これは明らかに「アカハタ」を教室の中で使用したといふことはお認めになつておる。ただ使用した理由は何かの理由でしたのだといふことを言つておられます。ところが教育委員会のほうの報告文におきましては、この特定の政党又は政治団体の機関紙を使用することに、はつきりとしてこれは教育上適當でない、不適當であるといふことを断定されておられます。あなたはこれを聞いていないといふことについて、私はあなたにその学校は如何にも民主的で、皆さん御相談してやられておるので、恐らくこういうふうな証言をされて、その事実を認めておるにもかかわらず、あなたは聞いていないといふことはあり得ないと思ひます。前

とはどういふことでございませうか、一言……。

○証人(北小路君) 学校の諸君の中には勿論思想の自由のために「アカハタ」を説んでいる先生もおりますけれども、それを教育のために使つてゐる先生はありません。

それから只今聞いていないといふのはどういふことであるかとおつしやいましたが、私は本人から直接それを讀んで授業の教材として使つたということはお聞いておりません。校長がこの前の調査同にそういう返事をしたといふことをあとで聞きまして、校長は自分の順番が済みましてから気が付きまして、そうして調査同の方に、「アカハタ」を教室において使つたといふことを取消しております。それはどういふことに校長が気が付いたかと申しますと、この事件が起りました当初、市の教育委員会の市川委員さんが学校へお見えになりまして、例えば「アカハタ」を教室で使うといふような場合があるとするならば、府の教育委員会が基地撤除の声明を出したけれども、あの声明書がほかの新聞には載つていなかった、「アカハタ」だけにしか載つていなかった、そういう場合に、府の教育委員会が基地撤除のためにこういう努力をしておるんだといふことを教へるためには「アカハタ」を使うといふ場合があるだらうけれども、それはそのときとして万止むを得ないだらうが、それは「アカハタ」そのものを持つて行つたほうがいいんじゃないかといふ感想を述べられたものを、校長が事実あつたものと錯覚を起したことがあつたので、調査同にあつたから

せん。
○荒木正三郎君 会長ではないのですか。水上さんは、文部省が偏向教育の事例としてここに国会に出しました旭丘中学校の資料については、この内容

はすべてその通りであるというふうにお考えになつてゐるか、或いは中には若干疑問に思ふ点もあるというふうにお考えになつてゐるのか、この資料について一つ御見解を聞きたいと思ひます。

○証人(水上教署) 資料について、「一、再軍備反対を高唱させる。一、五」これは二十七年に於つただけであります。事実あつた。それだけと、更に荒神橋事件にデモに参加した、これは全部が参加したのでなくして一部の生徒が参加してゐるという事実、そのほかは私は全面的にこの文部省の資料に対しては全部証拠を持つております。

○荒木正三郎君 それでこれはこの事例についてはあなたでも結構ですが、福田さんでも結構ですが、この事例は、あなたがたのはもうの手を通じて文部省のほうへ御相談になつたものであるかどうか。或いはこういう事例があるかどうか。教育委員会を通じて文部省のほうにも御相談になつたかどうか、そういう点一つ。

○証人(水上教署) 私どもは偏同教育のために問題を起したのではありませぬ。我々は一保護者として、私どもの子供が置かれてゐるあの姿を心配して学校にお伺ひに参り、その回答が我々の意に充たないために市の教育委員会に向つて陳情いたしましたわけでありまして、それがいろいろなデモ、或いは組織を持つ圧力的な指導がなされて、世の識者並びに保護者に非常な疑念を抱かせる状態になりましたために、止むを得ず私たちは最前配布いたしましたこの声明書を発表しただけでありまして、私どもが発表しました資料は、

これと、更に市の教育委員会から勧告書が送られてきて、今後……。

○荒木正三郎君 結構です。福田さんにもお伺ひします。

○証人(福田知子君) 私は今水上さんがおつしやるのと同じでございます。

その声明書があつたところの学校の先生、校長先生やら主などところに送られたのです。私たちの立場を明らかにしたいばかりに送つたわけですね。

○荒木正三郎君 それではこの旭丘中学校に偏同した教育が行われてゐるというところを、まあ心配せられたわけですが、それについてはそういう心配をせられれば当然考えられることは、いわゆるPTAの会合等はこの問題を正式に持ち出してをうしていろいろ御相談をされる、こういう順序を一応私はとられると思うのです。そういう点については余りお話しがございませんで、いろいろの声明書にしまして、いろいろのその他のものにしまして、有志等の名前だけ出しておられる。この点は少し私に解に非常に苦しむところがあるのですが、そういう点、そういう努力はなせられなかつたのか。

○証人(福田知子君) それは山本さんのパンフレットにはつきり出てゐると思ひます。それがために私たちはとても不利な立場、先ほどからも水上さんに対していろいろお話しが出ておりますが、私どもとしては水上さんを代表にしたいことが本当にえらひな損なつたと思つてゐるくらいなのです。

○荒木正三郎君 ちよつと、私の質問だけに答えて下さい。

○証人(福田知子君) 個人的にそういうことではなくして、ただ飽くまでも

同志として、ただ窓口として水上さんの家庭とかそういうことが都合がいいものですからしただけで、水上さんというかたがほかの意味で、そういうあれがあるのじやないのです。

○荒木正三郎君 それは非常に結構ですが、私はそのことをお尋ねしてゐるのじやなくて、福田さんも水上さんもPTAの会員ですか、或いは役員をしておられるかも知れません。従つてこれはPTAの会合に、正式にお話しを出すべき筋合ひのものである。

○証人(福田知子君) それではそれから山本パンフレットにはつきり現れておりました、私たちはPTAといふもののそのものが片寄つてゐるからお話しができないというわけですね。

○荒木正三郎君 そうしますと、この問題については父兄の大多数は大きな異議は言つていないということになるわけですか。

○証人(水上教署) お答えいたしま

す。

○荒木正三郎君 いや福田さん

に……。

○証人(福田知子君) 大多数と言いま

すけれども、恐らく私たちは八割まで

は私たちの味方だと思ひますけれども、何せ忙しい家庭婦人やらお仕事を

持つておられますし、学校に一方的に先

生をはじめ今まで、昔ながら余り顔を

出さなかつたPTAの保護者のかたが

が、今PTAを牛耳つてゐるつしやい

ますし、そんなことで恐らく八割まで

は私たちの味方だと思ひますけれども、

も、實情とか、そういうものは私たち

は不得手でございますから、その点を

先ほど私申し上げましたけれども、本

当の真実私たちが父兄にもわかつてお

りますし、それから先生がた自体もわかつてゐるつしやいますから世間に現れたことだけでそれを真実だと思つて頂いたら困るということをおさつき申上げました。

○荒木正三郎君 それではその点はこ

ういふふうにご承知していかうかですね、PTAの役員会とか或いはPTAの会合ではあなたたちの考へ方に賛成する人は割合に少い。だからそういう会合に持出して十分意見が通らないのである。併し真実は相当多数の人があなたの意見に同調してゐるんだ、こういうふうにご承知して差支えございせんか。

○証人(福田知子君) さうでございます

ます。私たちが行つても仲間外れにな

るわけではございませんけれども、第一

PTAの一部のかたたちだけが集まつ

て、あまり集まらないんです。だから

そういう一方的なただけですべてが

きめられてしまふものだからあらほ

らうて行かれません。

○荒木正三郎君 私も勿論学校教育に

おいて偏同教育が行われてゐるという

ことについてはこれは直さなければなら

なと思ふんですが、ただそれが偏同

教育であつたかどうかというところは、

これは軽々に判断ができませんという

ような意味でできるだけ真実を知りた

い、こういう意味でお尋ねをしてゐる

のですから御了承願ひたいと思ひま

す。

それでは水上さんはここに挙げられ

た事例の殆んどすべてについては事実

だと思ふ。こういうお話でございま

すが、先ほどアカハタの問題が生まれ

た。これについては北小路さんのほう

から詳細に眞つて説明があつて、アカ

ハタを教えたということはない、こ

ういふことをおつしやつておるんです

ね。ところが水上さんのほうにはアカハタを讀んで教へてゐるということをお認めになりますか。

○証人(水上教署) アカハタを使用さ

れたというところは最前の学校長の正式

回答文書でここに現れておりますか

ら読み上げます。

○荒木正三郎君 そうするとアカハタ

を讀んで教えたということは学校長の

回答によつて知つた、それだけです

ね。

○証人(水上教署) ではありません。

私も初めから知つておりました。そ

れを心配して学校に参りました。学校

長もこういふふうにして扱ひましたと

いう正式回答が出ておるのでありま

す。

○荒木正三郎君 アカハタを讀んで教

えたというところはその学校の教員がア

カハタを讀んでゐるか、そういうこと

とはつきり私には意味が違ふと思つ

てゐます。アカハタを教材として使用し

たことを生徒に教へたという意味だと思

ひます。それはもういふことであれば

私は事実を挙げてもいいと思ひます。

校長の言つてゐることでありま

すが、先ほど北小路氏からも述べられ

たが、校長は或る程度訂正してゐるわ

けです。だからこれを肯定する以上は

はつきりした事実を出さなければなら

ん。前に福田さんが証言された中には

アカハタを擔ひて持つていたというこ

とをおつしやつておりました。これは

教材として使用したということにはな

らない。ですから教材として使用した

という事実をやはりはつきりと挙げて

いとこれは十分証立をすることはできないと思ひます。

○証人(福田知子君) ですからさつき申し上げたでしょう。その中にある夜学生の話を時間中に読んで聞かしたのです。それでその夜学生の話をしたのですからばつきりという教材としてやつたわけですね。(「そんなことはどこにも出ていないのだよ。アカハタばかりじゃない」と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 それから京都府の教育委員会が再準備問題について声明を發したことは私も知っております。この声明は単にアカハタだけではございせん。私もその他の新聞によつて承知いたしております。この声明をアカハタに載つておつたからこれを讀んだという事実があつて、これが偏向教育になると思ひます。

○証人(水上教君) 私どもはアカハタに載つておつたから、たま／＼ほかでなくてアカハタに載つておつたから使つた。これは先生の説明であります。先生側の説明であります。併し我々保護者といひましてはむしろ……

○荒木正三郎君 簡単に結論だけおつしやつて下さい。

○証人(水上教君) アカハタに載つておつたから使つたと……

○荒木正三郎君 これは偏向教育になるかどうか、あなたの御見解では……

○証人(水上教君) と解釈して偏向教育になると思ひます。(笑聲)

○荒木正三郎君 文化祭で内灘問題の芝居をやりました。これについては先ほど詳しくお話がございました。内灘問題を劇でやらすということがすぐに偏向教育になるかどうか。私はその内容

とそれからその意図、その他十分検討する必要がありますと思ひますが、福田さんはこれを御覧になりましたか。

○証人(福田知子君) それは文化祭のときにやりましたので、私はそのとき都合がつかないものですからもう一人の知つておるかたに行つて頂いたのです。そうすると内灘の最後には赤い旗がする／＼と揚る、そうしてその場で労働歌などを歌つたということを詳しく聞いております。

○荒木正三郎君 それでは北小路さんにも聞きたいのですが、内灘問題については勿論教官の側から組立てられたものじゃないということは明らかですが、どういふ考え方をされておりましたか。

○証人(北小路君) 教員側ですか。

○荒木正三郎君 はい。

○証人(北小路君) 教員側といひました。生徒が先ほど申しましたような意図でやるならそれはよくろうというように顧問が認めたのであらうと思つております。

○荒木正三郎君 次に皇座誹謗の問題については、前に陳情に見えたときに皇太子は我々の税金で外遊せられたのですかという子供側からの質問があつた。これについて福田さんは教官のほうからこつたというふうにお話をやつておつたというふうにお考えになつてゐるのですか。

○証人(福田知子君) お考えではなくて、事実陳情の時間に辻先生という方がそれを先生のほうからおつしやつて……。こんなことは子供が知るわけ

はございせん、まだ中学校ぐらいで……。(笑聲)

○荒木正三郎君 これらについては北小路さんは何か知つておりますか。

○証人(北小路君) 私は今荒木さんがおつしやつたように、生徒の質問に應じて先生が話をしたと聞いております。

○荒木正三郎君 時間の関係もあるので簡略にしたいと思ひますが、最後に京大の荒神橋の事件の抗議デモに参加した児童を賞讃した。これは北小路さんのほうから否定されているわけですが、こつたという事実があつたのですか。

○証人(福田知子君) まあその賞讃したといふところまではつきり私は存じませんけれども、賞讃するとかしないとかの問題じゃないと思ひます。そういうところから自発的に行くと思ひます。層私には恐ろしいことだと思ひます。(笑聲)

○荒木正三郎君 この点はどうですか。学校側は学校側でこのデモに参加するやうにと、こつたことは全然さめていないし、生徒にも言つていないといふことはつきり言われているわけですが。その点はお認めになりますか、福田さんは。

○証人(福田知子君) 何のことですか、ちよつとつかりして……。

○荒木正三郎君 学校が子供に参加するやうに言つたことではないといふことはお認めになりますか。

○証人(福田知子君) その証言がここにあるのです。読み上げますが「子供が今春来たつて、洛北民協議会とかに出席しているのだから、多分放課後先生方に勉強の指導をして頂いてゐるもの

と思つていたところ、(もとより洛北民主協議会の性格は知りません) たまたま去る荒神橋事件後円山で開かれた騒起大会に親には行先も言はず夕方出て行き、九時頃帰宅したので間に質してみたところ、大会に参加したが閉会後たつたのでデモに加わり、ジグザグ行進をやつて来たと言つたので、先生も一緒かと重ねて聞くに、友だち同志で参加したとのことでしたが、年端も行かぬ子供が以上のような会合に出席してデモに参加することに大変心痛しているとのことでした」といふやういふことですね。

○荒木正三郎君 それを讀むと学校の先生が指導されたり或いは勧誘されたといふことはつきりではないといふことはつきりしているわけですが、今の何

○証人(福田知子君) それに対して私が証明したいのでございすけれども、すべて片寄つた先生がたはさういふふうに報道がちゃんとこしらえてあるのです。(笑聲、「その通り」と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 それでは私は時間の関係もあるので一応これで打ち切りま

○相馬助治君 私は一点伺いたいと思ひます。この左のほうに偏向してゐるといふことが事実か事実でないかは別として、右のほうに偏向した人である自我の強い人がこつたものを見

る場合は問題が起きかたどまあ一人で考へております。(笑聲)そこで私は水上さんの良識に訴えて一点だけ最後に伺いたいのは、私は、水上さんはこの文部省がこつたとして偏向教育の事例だと言つてあなたの関係しておる学校の

ことを出して来たのですが、これに対しては總括的に現在迷惑を感じておりますか。水上さん、文部省のこつた取扱いに迷惑を感じておりますか。

○証人(水上教君) 私は文部省がどういふふうにお取上げにならうとこれは自由であります。

○相馬助治君 いや、文部省は自由です。

○証人(水上教君) なおそれに対して私どもはそれほど迷惑ともありません。と思つております。

○相馬助治君 わかりました。私はこつたことだ、併し偏向教育だなどと言つて天下に騒がれるやうなこつたことをしてくれる文部省のやり方は、文部省自身は自由だろが、誠に困つたものだといふ良識あるかたが実はその旭丘中学にも多からうと、かやうに思

ひ、而もあなたの証言を聞いてあなた自身もその程度のことをお考えであるうかと思つて以下二、三點聞きたいと思つたのですが、こつたこと

で将来子供のことを思ひ学校の運命を思ふときにもいささか迷惑を感じていないといふことであれば、以下聞くことは無用ですから質問をやめます。

(笑聲)時間定とられるから、(要らん)と呼ぶものあり)要りません。

○野本吉吉君 吉田さんに一つ伺ひたいです。PTAの指導部委員といふのはPTAにおけるどういふ立場におられますか。それからどういふお仕事をなさつておりますか。

○証人(吉田金次郎君) 先ず最初に仕事のはうは、私は西陣織物の技術工であります。それから補導部委員、これはPTAの一番末端の役になりま

す。学級委員が九十名おります。その中から学年委員が一学年三名ですから九名おります。その九十名がその九名のかたを中心にして各学生、文化、補導部に分れております。その中の委員と学年委員とをやっております。それから学級委員はその学年委員とそれから学校側から三名、それから会長、副会長、書記、会計、この四人、それから校長先生、これを含めて企画部を構成しております。その中の企画委員をやっております。そこで関係はありますが、先ほど他の質問で出ておりましたアカハタを教材に使った点、この点は校長先生も錯覚を起したから私は取消しましたということを言われておるとのことをご私に聞いております。

○野本吉吉君 時間がかかるからほかのことをやめて下さい。只そこでPTAの補導委員がいる／＼とPTAのために仕事をなさいます場合に補導の基本方針であるとか、それから具体的な事項、そういうようなことはどんな手順でおきめになりますか。又従来そういうことで特にこういう方針でこういうことを主として力を尽したというようなことがありましたら……。

○証人(吉田金次郎君) 補導部におきましては、先ず行事を行いますときには企画委員会なり総会の承諾を得てその中で行います。そして補導の問題につきましても昨年度生徒会の中央委員と懇談会を持ちました。その席上において或る委員のかたこれは十五名の中の一入であります。このかたが小学生、中学生は義務教育であるから親の意見に絶対従わなければならないという意見と、生徒側の児童といえども一種の個人の権利はあるというような意見が対立いたしましたので、それでその後九月と思いましたが、全三十クラスにおいてクラス別に父兄と児童との懇談会を開催しました。その中で今後補導は生徒と親との話し合いの上で／＼進めて行きたい、その中で結論的にまゝとて行きたい。そのためには二度三度とそういうふうな機会を持ちたい。そういうふうな計画しておりましたが、不幸この事件が起りましてから補導部としては何も部会を開いておりません。そして補導部長である森氏はやはり十五名の中の一入であります。

○野本吉吉君 それから、先ほど区民大会その他の会合においてあなたがたのお考えを圧倒的に支持されておる、こういうお話がございましたが、その区民大会の主催の形式、それからそこへ参加された人たちが、どういうかたがたが御参加になったのですか、それをちよつと。

○証人(吉田金次郎君) 区民大会はこれは京教組、総評、洛北民主協議会、こういうものが主催された区内の区民大会でありまして、私は区民の一員として参加したのでありますから詳しいことについては只今資料はありません。

○野本吉吉君 それからもう一つ北小路先生にお伺いいたします。平和は京都、平和な旭丘の中学にこういう事態が起りまして／＼と問題になつておるわけですが、平和な学校にこういう事態が起つて来た根本の原因と申しますか、よつて来るところにつきましても学校側といたしましてはどういうふうなお考えをお持ちになつておりますか。

○証人(北小路昂君) お答えいたします。世の中の情勢が世間でいわゆる逆コースになつたと言われておりますが、終戦後の平和を謳歌した時代と比べると随分変わつておるというところは誰にもわかるわけでありまして。そうしたときに或いは政治の上の面においても、再軍備という声も／＼出て来ております。国、政府の動きなんか見ましてもそのほうへ向いて動いておる。こういうことについては、平和を願うものといいたしましては皆非常に憂えておるところだと思つておるわけでありまして。特に私どもの学校の先生がたは、そういうことについて自分たちの教え子はどうしても戦争にやりたくないのだ、そして平和な戦争のない幸福な社会を作ろうに更にやりたい、この念願の余りに焦燥感に駆られてついでに個人行動において、授業の面において行過ぎの点が／＼あつたのではなからうか。この点につきましても今後職員が絶えず話し合いを持つてそして充実した堅実な平和教育を進めて行きたいこのように考えておるわけでありまして。

○野本吉吉君 そこで学校で新しい針をとる、具体的に／＼なことをやつて行こうとした際に、学校の教育方針、それから具体的な教育設計というふうなものにつきましても、PTAその他の会合の機会におきまして、あらかじめ学校の教育方針は／＼のものである、こういうふうによつて行くというふうなことに／＼の説明或いは懇談、そういうふうな機会をお持ちになつたことはございせんか。

○証人(北小路昂君) 学校は教育計画を立てます前に、父兄とか、PTAに相談をしたということはありせん。計画を立てます際には、常々から父兄並びにPTAの委員のかたからいろいろ承わつております意見を参考として立てるわけでありまして。立てました後は又学級懇談会或いは保護者会、PTAの総会、そういうあらゆる折を見まして十分わかつて頂くように説明もし、又更に御意見があれば伺つて修正もして／＼、このようにやつて来たわけでありまして。

○野本吉吉君 私は教育の方針の決定、企画等はこれは良識のある学校の責任においてやるべきことであるけれども、PTAというふうなものがそもそもできまして根本の理由から考えまして、学校の教育方針その他について父兄の理解と協力を求めるということとは当然であるかと思つております。そこでそういうことを今まで特に教育方針等について明確な線を打出された際に／＼おやりになつたかどうかというところをお伺いしてゐるのです。

○証人(北小路昂君) 今までそういうことはありませんでした。

○野本吉吉君 そうしますと、この事態の発生に對しまして、父兄その他に理解を求めることはおやりになつた。そこでこういう事態が起つて来た。私は事態がいい悪いの問題を今論議するのではないのでありますけれども、学校としても学校の経営上一つの落度であつたというふうなお考へにはなれませんか。

○証人(北小路昂君) 私たちが今おつしやいましたように、学校の教育計画とか、教育方針について父兄のかたと話し合は余り持たなかつたということについては反省いたしております。今後我々はこういうことについて十分な話し合をして、父兄、PTAの意見を反映して行きたい、このように思つております。

○委員(川村松助君) ほかに旭丘中学校関係の証人のかたに御質疑ありませんか。

○高田なほ子君 ちよつと一分間だけ、水上さんに簡単に……。この声明書はいつお出しになりましたか。

○証人(水上毅君) 一月の二十一日に……。

○高田なほ子君 旭丘中学に文部省から調査官が行つたというふうなことにして御存じになつておりますか。

○証人(水上毅君) 聞いております。

○委員(川村松助君) ほかに旭丘中学校関係の証人のかたに御質疑ございませんか。

〔須藤五郎君がたゞさんあるけれども時間がたつたので……と述ぶ〕

○委員(川村松助君) ないやうでありますから、これを以て旭丘中学校関係の証人のかたに御退席を願います。御苦労さんでした。

○岡三郎君 議事進行について……。

とにかくこうなると、答弁を合せて持時間何分、こういうきめ、私はこの点については誠に不可思議でしようがない。あと私らの持時間は六分四十秒ぐらいあるかも知れませんが、それならいいなと、ここで証人のかたに一つお願いしてもらいたい。問題の質問の焦点をよくお聞き願つて、そうしてそれに対して冗言を省いて、自分の何と言ひか、言いたいことがあるでしようけれども、簡潔に質問に答えてもらうやうにお願いしてもらはないと終

Aとしての、つまり父兄の総意を出すことのできる父兄でないことは言うまでもありません。ましてその「不満は、給食問題のみでなく左傾的教育のやり方にあり」という表現を文部省資料に使つてありますが、この「左傾的教育のやり方にあり」と言つておるその主体は、その父兄なのか、その文章の作成者であるのか、甚だあいまいでありまして、むしろ説んだ者の印象から言いますと、左傾的教育の存在は動かすべからざるものであると思えるのであります。これを要するに、第二項につきましても、文部省提出資料が、それが触れようとしてゐる事実について、それを突撃知つておるすべての人々によつて反撃されておるばかりでなく、そのような虚構を資料として提出した文部省に対しては、だいたいの不信と怒りとが示されてゐる事実は、誠に重大であると存せられます。殊にそれが教育の場に関連する国家の責任のある部門でありますだけに、虚構に堪えないものがあるということもPTAは断じております。殊にこのことは、PTAの決議文に明らかでございます。

最後に、このような誤謬と歪曲に満ちた資料が提出されたということだけで、PTAだけでなく、職員室や生徒の間でも、更に父兄でない状況な人々の間で、丁度死ぬときはこのようなものではないかという不安が瞬時に満ち溢れたといふことは、これは教育の自由と思想の自由を基盤にするという国家、民族の将来に対して不吉なきざしを来してゐるに思われかねないものであります。当議事室における慎重な配慮を切望してやみません。

○委員長(川村松助君) 次に野路井幸君に御証言を願います。

○証人(野路井幸君) 証言に移ります前に、ちよつと刷りものがございいますので、一つ御覧になつて頂きたいと思ひます。

先ず私の身分を明らかにいたしたいと思ひます。私は左派社会党を少くとも支持してゐるところの京都総評に繋がる一労働組合の組合員であります。そうして又PTAにおきましては、数年前からPTAの会員であります。特に一昨年は校外指導の副委員長といひまして、又昨年は校外指導の委員長といひましてPTAの運営にタツチして参つたものであります。このたび私が立ちました理由は、現在までに一方的な教育をたび／＼見聞きいたして参りましたので、その都度機会を得まして申上げておりましたが、大方は華むり去られております。それは会員のお／＼が属してゐるところの組織のイデオロギーをPTAに強力に打出すものだからでありまして、私はこうしたやり方は、批判力のない学童に対して組織のイデオロギーを打出して行つて行つて子供たちの人格を無視し、又善良な先生と会員と子供たちにとつては迷惑千万の上にもないことと思つております。それで更に新たに声を大にして、絶対に会員のお／＼が属してゐる組織のイデオロギーをPTAに打出してはならないと叫び、同時に組織のイデオロギーを打出する人々に抵抗すべき、子供たちを守る防壁にならんと決意を持つて本日ここに参つたようにな次第であります。先に提出した診断書通り、森定氏の健康状態が長途の旅に堪えられませんでしたので、私が

代りました。森定氏が私と同じ憂を持つてゐる、そういう関係であります。

次に事項の概要の証言に移りたいと思ひます。先ほどおつしやいましたように、給食中止の月日でございます。これは間違つておりました、二十七年の九月の八日から二十一年の間でございます。これも発表の方法といたしましては、大阪毎日新聞の二十七年九月五日付の夕刊で以てこれを発表いたしました。給食中止を決定したものは、教組の大將軍分會でございます。三十三名の集會でございますが、これは当時の民生委員のかたより私がお聞きしたのでございまして、二十四、五名といふことを私は聞いております。そうしてはかにか給食費の実収に当りまして、先生方の不熱意から善意の滯りがあつたのでございまして。

次に、先生が金を持つて来るなど、こつそりと言つておるということでございます。これは事実でございます。そして次に、これは給食をたくさん食べてもらへるよう協力して下さいといふビラを児童に町内に貼らせました。これは学校の備え付けの謄写版を使いまして、六年生の子供がただでおもしろい給食をたくさんくろくろくといふビラを書きまして、学校の謄写版を使用してやつておりました。そして学校のバゲツに糊をたきまして、附近の電柱に貼りに歩きました。それを給食に来る途中父兄が見つけまして中止をさしておりましたが、貼つたという事実がございします。その次に共産党代議士で候補者の政見発表会、そのときこれは大將軍の小学校で行われたのでございまして、給食に反対した荒田奴誰々誰々と

誰々を大將軍小学校より追放せよといふことを大きくスローガンに掲げてやつておりました。共産黨員が学校に入りびたりで活動したという点は、子供にビラを貼らせたり、そしてトシコ節、あれを書きまして、そして給食に反対した者たちを誹謗いたしてあります。そのときにいろいろ／＼学校に入つておりましたことは事実でございます。次に、十二月十九日の日付の点でございますが、これは先ほどおつしやつたように昨年の十二月十九日でございます。十二月十九日といふことは、毎年大將軍学校におきましては十一月の三日に区民運動会を行ひます。その節に、準備会の折、式次第の手合せのときでございまして。君が代を唱へるやうな、この件につきまして、君が代を唱へたらどうかといふ発言に対して、学校の先生から、君が代は国歌であるか知らないか知らないかといふ発言がございしたので、区民のかたが立腹いたしました。学校の先生が君が代は国歌であるか知らないか知らないかといふことでは困るということ、十二月十九日の日にこれは陳情に行つておられるのであります。この給食の問題の件でございますが、二十七年の七月十二日、運営協議会の席上で、職員會議の決定申合せなどはPTAに通知して頂きたいといふ申入をしたにもかかわらず、給食中止は保護者に一言の相談もありませんでした。そして当局者が教育の一環として給食を行なつてゐるのに、教育委員会にこれを無断で中止したしております。そして給食を通じて国家の補助を受けている我々多数の者の権利を一方的な措置によつてこれを剝奪して行われております。

す。その後PTA総会に諮りました結果、全面的に認める四十八票、そのうち二十票は先生の票でございます。不満ながら止むを得ない三十九票、絶対反対二十五票、白紙無効十九票でありました。全面的に認める、不満だが止むを得ない、これを足しまして八十七対二十五票で、先生のつた態度を支持するということに決定いたしました。支持する、なおこれを検討いたしますと、絶対賛成四十八、不満だが止むを得ない三十九を入れますと、四十八対不満六十四になります。その不満の声を無視して給食中止は強行されました。當時は衆議院の選挙が始まる折でありましたので、この選挙に利用されているといふ点の裏付けがございします。即ち総会前、学級会におきまして説明の折、私たちの子供を再び戦場に送らないうために、再軍備の費用を教育費のほうへとるためにも、この運動を起すことは意義があると説明しております。再軍備反対の政党支持の手段として用いていたとも解される点でございます。要するに、選挙闘争の一環として打出されたものであると申上げたいと思ひます。願つてこのあたりまでPTAの給食に対する態度は、一回十一月のところ各人が十三円負担して、又PTAから年額二万円の補助をしておりまして、これは相互扶助の精神でありました。又二十六年七月、関西の水害の折、当学区内におきましても、被害家屋がございしました。折悪しく被害を受けた家庭より伊勢への修学旅行に行く児童がおりまして、学級多数の有志の人々の拠金によりまして、その子供たちは楽しい修学旅行に行けました。この時代はこのように心

温まる美しい隣人愛が見られました
が、越えて翌二十七年には、先に申上
げましたように、相互扶助の精神はも
のの見事に捨てられました。このよう
に僅か一年で考え方が変わり、一貫して
いないことは一党一派に偏した外部か
らの教唆があつたと考えられる節が大
であります。即ち偏同を意味すると私
は考えます。

○委員長(川村松助君) 時間です。

○証人(野路井孝君) まだあるの
です。

○委員長(川村松助君) 時間です。

次に池田正太郎君に御証言をお願い
いたします。

○証人(池田正太郎君) 一々の事項に
ついて申上げます前に、是非申上げな
ければならない全般的な問題がござい
ます。その第一は、この資料がござい
たことについて、学校もPTAも教育
委員会までも全く寝耳に水であつたと
いうことであります。大將軍小学校で
は、PTAが非常に活発に活動してお
りまして、教育の問題は常に学級会、
地域会、教育懇談会、総会などで話し
合い、十分な批判も学校は受け、又学校
の事情も説明もし、全く学校とPTA
が一体となつて教育を進めて参りまし
た。そうした機会に問題とならないこ
とが忽然として今出て来たのでござい
ますから、驚いたのも無理はございま
せん。そこで早速学校とPTAは代表
を送つて教育委員会にこの事情をお伺
いたしたのであります。すると、指
導部長、指導主事のかた々は、す
べてこういうことについては全く知ら
ない。そういう報告を出したこともな
いのみならず、従来大將軍校の教育に
ついて偏同があるなどとは全く考えて

いなかったから、特別の指導や注意を
与えたことさえないではないかという
ふうに反対に言われたのでございま
す。又教育長や教育委員のかたにお伺
いたしましたが、どういふ結果であ
つたかということは、先ほどPTAの
かたがおつしやつた通りでございま
す。

第二に、市教委に出された陳情書を
元にしてこの報告は書かれていたと書
いてございすけれども、市教委の書
類によりますと、そういう陳情書を受
取つた記録はないのでございす。

第三は、直接現場の事情に明るいP
TAの意見でございす。歴代のPT
A会長を初め、役員は従来大將軍の教
育が、いわゆる偏同教育と言われるよ
うな事実があつたとは考えられないと
いう意見書に揃つて署名していられた
す。これはお手許の資料にございす。
現在のPTAは総会の決議を以
て、この資料に對し強い抗議と激しい
憤りの意思を表明いたしております。
以上の三点からだけでもおおよそこの
資料の性質が事実と相違するものであ
ることをお認め頂けるものと存じま
す。更に以下逐次項目を追つて申上げ
ます。

二、事件の概要の項について申上げ
ます。これは給食の問題でございす
が、その事件があつたという以外
は殆んど大部分誤謬と歪曲であると申
して差支えございせん。第一、日が
十四カ月間違つてゐるというところが
の一点でございす。第二、父兄側は
この声明の三十三名について調査した
結果、実際に給食費の出せない子供は
僅か四、五人程度に過ぎないと抗議し
たとありますが、これは全く事実と相

違ひいたします。この三十三名のうち、
その後学校、民生委員会、民生安定所
などが協議して調査いたしました結
果、今日までにそのうち二十五名が生
活保護法及び法外援助によつて給食費
の救済をされております。この事実は
明らかに貧困で給食費が出せないとい
うことを裏付けるものでございす。

残りのものもいわゆる救済の限界にあ
るといふことは、民生委員長の声明書
が示す通りでございす。従つて先生
が何かの意図で金を持つて来るなど言
つたということが全く虚偽であること
は明白であります。第三、父兄の抗議
を無視して闘争に入りとありますが、
この問題は八日に給食を中止する以
前、五日に役員会、本給食委員会、六
日には保護者大会を開いて事前に相談
したのでございす。その結果PT
Aでは更に総会を開きまして、六十名
ばかりからなる特別対策委員会を作つ
て対処したのであります。事実上は
全く逆であることが明らかでございま
す。第四、ビラを児童に貼らせたとあ
ります。PTA総会ではつきり他の保護
者のかたが証言されて、会員すべて確
認してゐるところでございす。第
五、共産党云々以下のことは、学校と
して全く関知しないところでございま
す。そういうことが偏同教育と何の
関係があるかと申したいのでありま
す。更に附加して、この問題が真に教
育的立場において起つたものであるこ
とについて申上げます。給食費未納の
問題は、昭和二十六年頃から起つてお
りまして、同年中に私の学校では約二
万四千八百円の未納金があり、そのう
ち市のほうから補助金が七千五百円あ

りまして、残る一万七千三百円はPT
A会費で負担していたのでございま
す。ところがこういう方法はよくない
し、又こういうことがだん／＼殖えて
行くことはやり切れないから、公費に
よる補助金増額の要求をせよというこ
とがPTAの総会で決議になりました
て、昭和二十七年にはPTA予算から
未納金のための補助金の予算は削られ
たのでございす。そこで私も校長
長会を通じ、再三公費による補助金増
額の要求を續けて参つたのでございま
す。ところが昭和二十七年に入りまし
ても、その見直しは全く立たず、校長
会でも費用の負担がでかき。児童に
は給食を止めさせるも止むを得ない
という空気が出て参つたようございま
す。私どもの記録によりますと、校長
は四月十七日と五月七日の職員会議で
そういう報告をいたしております。そ
こで私も職員会を更に五月九日に
開きまして、その対策を協議いたしま
した結果、費用を出せない子供を突
然一層給食の必要がある。若し給食を
中止すれば欠食するより仕方がないで
はないか。だからやめるならば全体の
子供をやめて、その対策を考えなくて
はならない。併し飽くまでやめないう
針で補助金増額に努力しようというの
で、一学期間はそういう交渉を續けて
参つたのであります。ところが二学期
の八日から給食を支給せよという通知
を受けたのでございす。その直前
に補助金の通知がございまして、それ
によりまして、半年分として四千三百
二十円配付するということとございま
した。当時私の学校では一学期間にす
でに一万三千五百円の未納金があり
ましたので、この状態では、もはやこれ

以上給食を続けることはできないとい
うふうな考えを持つたのでございま
す。そこで近隣の学校はどうであるか
というのを調査いたしました。その
る、貧困にして費用の出せないため、こ
で給食を受けていない児童が数百名
に及んでいる事実を知つたのでありま
す。その後の教員組合の調査によります
と、七万名の児童のうち約二千名が
欠食しておつたのでございす。私ど
もはこの事実を知るに及んで、教師と
しての良心から激しい憤りを感じまし
た。そうして若しそういうかわいそう
な子供に中止するよりは、全児童に中
止して、この問題の解決に努力しよう
というところで立ち上つたのでございま
す。

第三、教育の実情等の項について、
日の丸輕視、皇室侮辱と言ひますが、
日の丸を輕視したことはございませ
ん。現にその教材は遊戯といふ教材で
ございまして、日の丸の教材を輕視し
たのではございせん。その反對に、
私たちの学校では祝日に年々日の丸を
校門に掲げておる事実によつてこれが
反証されると思ひます。君が代が出た
らラジオのバイツを切れといふこと
なんでありまして、そういう事実はあ
りません。一母親が、自分の子はラジ
オで君が代が鳴つても平気でラジ
オを切るというのを不審な気持ちで
言つたといふことは聞いております。
天皇巡幸の当時云々といふ言葉があ
ります。これは児童の言つた言葉でござ
いまして、教師がその母親にこうい
う表現をしてはよくないといふ注意を
した。その注意を受けた母親がそうい
うことを言つております。皇太子云々
の件は全く事実がございせん。これ

は學級を調査いたしましたけれども、父兄も一様にそういうような事実がなかったことを認めております。親への反抗ということは、学校としてはそういうことは考え得ないことでございます。その他水害地救援に出かけたことは事実でございます。これは他の学校の多くの教師たちと共に水害地の救援に出かけたのでございます。ビラを配つたということも、たま／＼父兄会の或る一部の席で水害地の実情を知つて頂く意味で配布したのでございまして、そのビラには再軍備反対、政府云々の言葉はございません。PTA会長と校長を懲罰にかけると言つたこととありますが、会長、校長をも含めて一同大笑いをいたしましたような事実がございまして、常識で判断して頂ければ、こういうことがあり得るかどうかわかりであらうと存じます。

以上概略申し上げましたように、全く不可思議な資料と申すほかございせん。併し重大なことは、この不可解な資料によつて教育の現場が如何に恐るべき影響を受けているかという点であります。新聞には片寄つた特別な学校のように書き立てられますし、従つて社会一般もそういう目で見るのは自然の勢いでございまして、これに對しましては、児童も父兄も教師も義憤を抑え得ないのであります。これ以来PTA総会の出席者は俄に増加いたしました。この資料の出所を追求せよという意気が高く挙つておりますのは、これを証明すると存じます。その事情はお手許の決議文によつて御覧頂きたいと存じます。教師の眞に正しい教育を求めて努力しているにもかかわらず、こうした不可解な資料によつて圧迫を

受け、教育が乱されることについて、何としても承服したい感じを持つてゐるものでございまして、何とぞ公正な御批判をお願いしたいと存じます。

○委員長(川村松助君) 次に福原達朗君に御証言をお願いします。

○証人(福原達朗君) 私京都の教育委員会の委員長を仰せつかつておりますので、ものごとの事例を右に偏せず、或いは左に偏しないようにと、常に公正に觀察するようにと努力して参つておるのであります。で、今日はこの学校給食を中止したという問題が相当大きく取上げられてゐるようでありますので、これを私説明したいと思ふのであります。

この学校給食というものは、皆さんも御承知のように、ただ単に子供に部屋に食事を与えるというばかりでなく、そのことばかりでなく、数学或いは国語と同じように、教育の、即ち食事を取上げまして、カリキュラムの中に入れて教育課程の一環としてこれを実施しておる。これが私たち教育委員の主義なんです。方針なんです。これをこの教育委員会に一言の相談もせず、或いはPTAそのものに對しても相談せず、ただ教組の一方的な考えによつてこれを中止するということは、まさしく教育委員会の方針を無視したものであると断ぜざるを得ない私は考えます。従つてその中止をするという決議に至りましたは相当深刻なる原因があると思ひます。理由もあらうと思ひますのであります。その理由は、今教頭先生がおつしやられましたごとく、八百五十名の中の三十三名という人が、

給食代が払えないから、これが校費で支給せられるまで、その見通しが付くまで中止するというのが大きな原因であらうと思ひます。併しそののちいろいろ調査いたしましたして、又民生委員のお方においても調査いたしてもらいましたところ、その数字において相当誤りがあるということ、これはわかつております。それからこれ又諸君御承知のように、学校給食は、生活保護法にかかつてゐるところのその家庭の児童に對しては、全額国庫の民生事業として課税しております。併しその五千円以下の収入、五千円以上の収入、このすれ／＼の準食困児童の家庭に對しては何らその政府の補助金がない。即ち準食困児童というものに對しての給食はどうするかという問題が起つて來た。で、私たちは今二十六年以來、市費を多額にこれを予算化いたしました。この準食困児童に對して生活保護法にからないとこの準食困児童に對する予算を計上して参つております。従つてこの二十七年の当初予算においても三百万円をここに組みました。この準食困児童に對する補助金を計上したのであります。そうして二学期からまだ足らんだらうと思ひますので、約五百万円という金を第三四半期頃に資金ができるような形式をとつて市長に要求いたしました。市長も大体これを了承しておつたのであります。

その矢先に給食中止、こういう全面的な給食はでき得ないから中止するのだというこの発表があつた。もう一つ申上げておきたいことは、この給食費の大部分をなすのは何かというと、小麦粉であります。パンなのであります。パンの資金は、これは京都府の給食委員会というのがあります。学校給食会というのがあります。それに対して約一千万円の融資をしておりまして、その金利は京都市長が約一百万円の補助金を与えて金の融資をいたしております。従つて滞納とか、決算期においてどうしても納められない人に向つては、その融資の金を払つて早急に請求しないような態勢になつておる。そのうち教育委員会が、教育委員会の独自の考え方によつて予算を獲得いたしまして、そうしてその補助金によつて決済しようという考え方を持つておる。然らばなせも早く、当初予算において八百万円とするならば、なぜ八百万円に組まなかつたかといふ御承知のように、給食費を出せるか、出せないかという判定が非常にむづかしい。従つてあの人が出さなかつたから、私も出さなかつたやうなものでございまして、全学童に若し波及いたしましたら、出さなかつたやうな場合には、政府の補助がない以上は、市の財源によつてはどうしても賄うことができない。今日五大市においても京都だけが準食困児童に向つて補助金を出しておる。でありますので、一学期の早一ヶ月何がしか赤字が出たから、二学期はどうしてもこれはやれないからやめてしまふやうな、そういう手はないと思ひます。その点は私のほうに相談して頂きまして、こういうつもりであるからやめてくれというはずなんでありまして、それを一方的にはつしとやめてしまつた。そうして近くの学校である仁和校とか、衣笠校に向つて、我々に協力して欲しい、まさしくそれは給食ストへ持つて行くやうな考え方である。こういう点が私は非常に残念と思つておる。いい、悪い、偏向しておるかどうか、それは私は知りませんが、こういう点が非常に私は残念だと思ふ。本日の課程として与えておるところの給食そのものを一方的にこれを中止するということ、この点について私たちは大いに考へてみたいと思へておるわけなんです。時あたかもそれが代議士総選挙に入つておる。従つてこれを取上げて、今言われたやうに共産党の演説会で追放しようとか、しないとかいうやうなことを演説会を開いて問題にしている。又児童がビラを貼つたということは事実なんです。私は貼つてゐる姿を見ておりました。そういう工合に、いたいけな子供を利用してその給食問題をそういうやうな政治闘争の形に持つて行くということが私はどうかと思ひます。

それはなぜかと申しますと、これはここに衆議院の文部委員会に提出しましたのがこのパンフレットです。これは京都の教員組合から出ておるこのパンフレットです。闘争方針です。その二十一頁に我々の闘争体制を整えるために、強化するために、給食或いは学校の教科書問題を取上げよう、そうして大いに闘おうと、こういうふうにして書いておる。従つてその線に沿つたところの指令通りの方針をとつておられると思ふ。というのは、あとに日の丸教育がありまして、この日の丸教育も十五頁に書いてあります。日の丸教育、君が代教育、天皇崇拝教育を断固排撃せよと書いてある。(その通り)と呼ぶ者あり)通りでありまして、それが、その線に沿つて行つておる。それから又二十六頁に一切の寄附をとつてくれるな。これはPTAなり或いは

食委員会というのがあります。学校給食会というのがあります。それに対して約一千万円の融資をしておりまして、その金利は京都市長が約一百万円の補助金を与えて金の融資をいたしております。従つて滞納とか、決算期においてどうしても納められない人に向つては、その融資の金を払つて早急に請求しないような態勢になつておる。そのうち教育委員会が、教育委員会の独自の考え方によつて予算を獲得いたしまして、そうしてその補助金によつて決済しようという考え方を持つておる。然らばなせも早く、当初予算において八百万円とするならば、なぜ八百万円に組まなかつたかといふ御承知のように、給食費を出せるか、出せないかという判定が非常にむづかしい。従つてあの人が出さなかつたから、私も出さなかつたやうなものでございまして、全学童に若し波及いたしましたら、出さなかつたやうな場合には、政府の補助がない以上は、市の財源によつてはどうしても賄うことができない。今日五大市においても京都だけが準食困児童に向つて補助金を出しておる。でありますので、一学期の早一ヶ月何がしか赤字が出たから、二学期はどうしてもこれはやれないからやめてしまふやうな、そういう手はないと思ひます。その点は私のほうに相談して頂きまして、こういうつもりであるからやめてくれというはずなんでありまして、それを一方的にはつしとやめてしまつた。そうして近くの学校である仁和校とか、衣笠校に向つて、我々に協力して欲しい、まさしくそれは給食ストへ持つて行くやうな考え方である。こういう点が私は非常に残念と思つておる。いい、悪い、偏向しておるかどうか、それは私は知りませんが、こういう点が非常に私は残念だと思ふ。本日の課程として与えておるところの給食そのものを一方的にこれを中止するということ、この点について私たちは大いに考へてみたいと思へておるわけなんです。時あたかもそれが代議士総選挙に入つておる。従つてこれを取上げて、今言われたやうに共産党の演説会で追放しようとか、しないとかいうやうなことを演説会を開いて問題にしている。又児童がビラを貼つたということは事実なんです。私は貼つてゐる姿を見ておりました。そういう工合に、いたいけな子供を利用してその給食問題をそういうやうな政治闘争の形に持つて行くということが私はどうかと思ひます。

それはなぜかと申しますと、これはここに衆議院の文部委員会に提出しましたのがこのパンフレットです。これは京都の教員組合から出ておるこのパンフレットです。闘争方針です。その二十一頁に我々の闘争体制を整えるために、強化するために、給食或いは学校の教科書問題を取上げよう、そうして大いに闘おうと、こういうふうにして書いておる。従つてその線に沿つたところの指令通りの方針をとつておられると思ふ。というのは、あとに日の丸教育がありまして、この日の丸教育も十五頁に書いてあります。日の丸教育、君が代教育、天皇崇拝教育を断固排撃せよと書いてある。(その通り)と呼ぶ者あり)通りでありまして、それが、その線に沿つて行つておる。それから又二十六頁に一切の寄附をとつてくれるな。これはPTAなり或いは

念と思つておる。いい、悪い、偏向しておるかどうか、それは私は知りませんが、こういう点が非常に私は残念だと思ふ。本日の課程として与えておるところの給食そのものを一方的にこれを中止するということ、この点について私たちは大いに考へてみたいと思へておるわけなんです。時あたかもそれが代議士総選挙に入つておる。従つてこれを取上げて、今言われたやうに共産党の演説会で追放しようとか、しないとかいうやうなことを演説会を開いて問題にしている。又児童がビラを貼つたということは事実なんです。私は貼つてゐる姿を見ておりました。そういう工合に、いたいけな子供を利用してその給食問題をそういうやうな政治闘争の形に持つて行くということが私はどうかと思ひます。

○須藤五郎君 時間が足りないので私も簡単に質問しますから、お答えも簡単にお願いします。福原さ

それから反共の闘士という問題であります。私は常に公正な道を履んでおります。これを反共の闘士と言われたいのでありますが、私は右にも左

費の問題でありますが、この給食費の問題がどうして偏向教育ということに

しまして市長の了解を得、市会の了解

いかということとは委員会その自体にお

いて御判断を願いたい、私はこう考えておる。終り。

○長谷部ひろ君　それに関連いたしました。してまだ時間が幾分あると思います。が、先ほど福原さんが教育の課程の一環とした給食をしていらつしやるというお話で、私大変結構だと思つて、本當に教育上給食が非常に重要な要素であることは私も異論ない、勿論そうだとしますが、そこでこの場合若し少数の者でございましたとしても給食を受けられないといったしましたならば、それは私教育上、殊に義務教育の機会均等というような建前から申しまして反していいと思うのでございますが、福原さんどうお思ひになりますか。

○証人(福原達朗君) 給食は全員やるべきものであつて、そこに欠食児童を起したり、又それを拒否すべきものじやないと思つております。従いましてそれであればこそ、その準貧困児童に對して補給金を無理やりにも市長に相談して頂いております。

それからもう一つは例えば五千円以上
上の月給をもらつて生活保護法にかか
つていない家庭においても、若しその
家庭の父兄が給食に不熱心である場合
に、給食費を持たしてやらない場合が
ある、こういう場合にその罪は親にあ
つても子供にはありませんから、こう
いう点は生活保護法の第十条の但書を
援用してもらつて、本人の個人給付に
よつてこれを支給してやつて頂いて欲
しいということを前回の労働大臣にも
言つておりましたが、我々は民生局長
に向つても、或いは市長に向つてもそ
のケース・ワーカーの調査によつて民
生事業の枠がさまつておりますが、そ
の枠を超えて個人給付として国家によ

つてその準備困兒童を救つて頂きたいと思つております。それでなお且つできない場合には、如何なる努力を払つても私たちの市の力によつて、市の財源によつてこれをやつて行こう、それで欠食は断じて私はいけないと思つております。その努力があればこそ、ここまで来ております。欠食する人があつてもそれでいいということであるならば、こういう給食中止の問題は起きる来ない、こう思つております。

○須藤五郎君 先ほどの答弁に欠けた点がありますが、別の後援会を作つてやつていないかという点。

それからもう一点。そういう給食を受ける子供と受けない子供とあると教育上面白くないから、学校の先生が全部が給食を受けられないためにこういう運動を起したと、私たちはそう理解

するのですが、何十人かの生徒が給食を受けて、そうして又何十人かの生徒が給食を受けられないという状態で学校教育が円滑に行くものであるか、あなたは別の観点に立っているように思いますが、そういう観点から学校の先生がこの学校給食運動を展開したと私は理解するのでありますが、あなたはどういうふうに理解しておりますか。

○証人(福原達朗君) 後援会の問題でありますが、未だ曾つて後援会は作つておりません。併しこの問題が起りまして、そうして事もあらうにPTAが、学校の先生と一緒になつて、そうして教員の除名運動或いは又いろ／＼な偏尙教育についての意見が述べられました。それが我が子供が可愛さに先生の耳に逆うようなことを言つても我が子供が困るだらう、我が子供の可愛さにほだされて、言いたいことも言えない

ことがある。従つて大將軍小学校は、必ずしも父兄が子供を持つておつても父兄のものではない、小学校というものは区民全体の文化活動のセンターとなすべきものであるから、その学校をいいものにしたい、こういう考えがあるならば、父兄が或いは一般区民が互いに大將軍を守ろうという意見があります。併しそういう後援会を作ろうという意見がありますが、具体的に私は知りません。又会員に入つておられま

ん。又どういう会費であるかということとがわかつておればそれを明示してもらいたい。併しこういうことになりますと、後援会を作つてもつと広く一般の意見を集めて、もつと立派なものに

○証人(福原達朗君) それは今申し上げた通りです。言明書も、文書も、あつたというところであります。

○須藤五郎君 教育長、指導部長に相談したということです。

○証人(福原達朗君) それは今申し上げた通りです。言明書も、文書も、あつたというところであります。

言ひ過ぎかも知れませんが、正常な形
たとえ思ひます。 推測部長並びに総務長
に言うべきことに問題も自分の地元
の学校がそういう問題があるというこ
とについて相当私自身も責任を感じて
いるから、成るべく穏便に収めて、そ
の後において或る程度の是正と言うと
言ひ過ぎかも知れませんが、正常な形

に入ってもらえるかと思っております。側面から指導に当っておりますが、だから教育長にはそういう話はしておりません。併ししていいといつてそれが必ずしも正しいとは思っておりません。

○委員長(川林松助君) 時間が余り経過しておりますから、「時間々々」と呼ぶ者あり) これで打ち切ります。

○高田なほ子君 福原さんにお尋ねいたします。PTAの決議文が出ま

て、二十四件の偏向教育事例の中に大將軍が加えられておるということについて正に青天の霹靂として非常に驚いた。この決議文が出まして当然教育を守る立場にあるあなた、教育委員長としての立場においては本問題については十分責任をお感じにならねばならぬ点だと思ふが、これについて教育委員長としてどういうような措置をおとりになられましたか、お尋ねいたします。

○証人(福原達朗君) 青天の霹靂で、これが文部省の問題になつておることにつきまして私は責任はごさいません。それから今なぜ責任をとつてその善処方を望まないかと言われますが、

勿論とっております。十分考えて、どうしたらいいかということについては努力いたしております。私はこれで精一杯努力をしておると考えております。

○高田なほ子君 具体的にいつしやつて下さい。三名の教育委員のかたがややぼろい。このPTAの考え方に同調して、偏向教育はないと、又事務局も偏向教育はないと言っておるのに、あなた一人が偏向教育と考えておりますか。一体どう努力されましたか。

○証人(福原達朗君)　だから高田議員はその何か三人の教育委員が偏同教育でないという証拠はどこにありますか。私たちは又その会議を開いたことはありません。その論議をしたことはありません。市川委員は組合出身の委員であり、又吉川委員は組合の統一候補によつて出た委員であります。又北村君は元教員をしておりましたが、併し私はそういうことを言いたくありません。併し須藤さんから、あなたはバ

チンコをしておつたじやないか、そういう印象を与えるために、そういう言葉がありますから、一応その人の経歴ということを勿論話していいと私は思つております。

○高田なほ子君　時間がないから。

○証人(福原達朗君) 質問に対してお答えしましう。

せん。こういう事実であるということ
を御批判を願いたいということを率直
に申上げておる。(笑聲)

○高田なほ子君 これは先ほどから証

人のかたがたにせしむる御答言があらう
ことに基いて今お尋ねをしておるか
ら、冷静にお答へ願いたい。
○証人（福原達朗君） 極めて冷静であ
ります。

○高田なほ子君　こういうことを話したときは、常識としてやはり教育委員会のようなのものが聞かれて、どうしたらいいかということはお御相談になるべきだと常識的に考えております。これはあなたと私の見解の相違でございますからよろしいです。

その次の問題を質問いたします。突
は学童給食の問題でありますが、先
どあなたの御発言の中で、無断で中
止している、非常にこれはけしから
ん、
こういう御発言、PTAや教育委員会
というものを余り無視したじやないか
というような御発言だったと思うの
ですが、この給食を中止したという
のは、突如として中止したような印象
を受けるわけでございますが、あなた
がおっしゃるように無断で中止したとい

うことは、その証言に間違ひはござい
ませんか。

○証人(福原達朗君) 無断で中止した
ことに間違ひありません。私はその以
前に先手を打つて、そういうことを聞
いておるが中止することは大問題であ
るぞ、教育委員会の教育方針に従うの
が各学校校長以下のやり方だ、然るに
これを一方的に中止することはけしか
らん。何かそれに救済方法があるか
ら、中止することを抜きにして要求は
堂々と要求せられたほうがいいじやな
いかという忠告をいたしております。
然るに突如としてそれをやられた、私
はあえて突如としてやられたと思つて
おります。

もう一つ、ここへおいでになつてお
るその当時の会長、立川先生が会長を
しておられました、そのPTAにな
ぜ相談してやらなかつたか、この点は
けしからん、併しやつたことは仕方
がない、お前らは本当に生命を賭して闘
うならば応援してやろう、なぜ我々に
相談してくれなかつたかということ
を言つております。

○高田なほ子君 その点池田さんに、
食い違ひがありますから、この点につ
いてだけ。

○証人(池田正太郎君) この問題は九
月の八日に開始せよというのに従わな
いで八日に開始しなかつたということ
が中止ということになつておるわけで
ございしますが、学校長が、はつきり今
記憶はございせんが四日か五日にこ
の給食の直接責任者である市教委の健
康教育課長のところに参りまして、こ
の状態では給食を続行することができ
ませんということを申し上げた事実があ
ります。

○高田なほ子君 その次にお尋ねをい
たしますが、これはよくわかりまし
た。むしろ私は学童給食の問題につい
ては、その中のただ一人の子供は、食
べたくとも食べられないという子供に
涙する教育者が本当の私は教育者であ
り、又そのことについて、機関を通し
て御相談なすつたという態度について
池田さんの御発言を私は了といたしま
す。

次にお尋ねいたします。この中に、
お手許に資料が行つておるわけでは
ないが、文部省から出された資料の中
に、「十二月十九日、父兄有志三名が市教
委に陳情書を提出し、教育委員であ
る」とありますが、教育委員長であ
る」とありますが、この陳情書をどなた
からどういう形式でお受取りになりま
したか、お尋ねいたします。福原さん
にお尋ねいたします。

○証人(福原達朗君) 少しちよつと廻
つて、重大発言がありますから、よろ
しいですね。

○委員長(川村松助君) 今の質問に関
する限りだけしか、あとは許しませ
ん。

○高田なほ子君 私の言うことだけ言
うて下さい。つまりその偏向教育を強
いられたという陳情があつたかという
ことですが、父兄有志三名から陳情を
受けた。

○証人(福原達朗君) 私はそういう陳
情書を受取つたことはありせん。そ
うしてもう一つは……「それでいいの
だ」と呼ぶ者あり。

○高田なほ子君 父兄有志三名という
ことがございしますが、あなたお心当り
がございせんか。
○証人(福原達朗君) ありません。

○高田なほ子君 池田さん、あなた教
頭として、若しこの父兄有志三名に心
当りがあればおつしやつて頂きます。
○証人(池田正太郎君) 私はその陳情
に行かれたという事実を聞いておりま
す。その場に居合せたかたからお聞き
いたしますと、そのときの一人は父兄
であり、他の二人は相当年のいつた区
内のかたであるということをお聞き
いたします。お名前を申し上げてくれは申
上げます。

○高田なほ子君 個人の氏名はここ
では私遠慮いたします。
次にお尋ねをいたしますが、文部省
が京都市のほうに調査に行つた事実が
あるわけですが、旭丘の問題で参られた
ように速記録に残つておりますが、そ
の事実がございせんか。

○証人(福原達朗君) 私は文部省の事
務官には会つておりません。教育長の
言によりまして、おいでになつたから
一応の概略のアウトラインを説明して
おきましたと言つておりました。私は
会つておりません。

○高田なほ子君 その事務官がお会い
になつたのはどういう用件でお会いに
なりましたか。
○証人(福原達朗君) それはわかりま
せん。

○高田なほ子君 少くとも教育委員長
が文部省から調査に来られた者に会つ
たということを知りながらその内容を
質されないということは、あなた教育
委員長としてそれで当り前だと思つて
おりますか。

○証人(福原達朗君) そういうことを
一々頭に置いておつたら教育委員長勤
まりません。
それからもう一つ……

○荒木正三郎君 議事進行。委員の質
問に対しては、証言はもう少し誠意を
以て(真面目にやらなければいかん)
と呼ぶ者あり)十分答弁する必要があります。
教育委員長は一人そういうことを
頭に置いておつては勤まらない、こうい
うことは看過できない。私はこの問題
について、文部委員会において発議す
ることを留保しておきます。

○高田なほ子君 全く同感です。あな
たに対する質問を続けます。文部省か
らは誰がいつ見えましたか。福原さん
に伺います。
○証人(福原達朗君) 一つくりと親切
に話をすると長いと言われますし、簡
単に言いますと誠意がないと言われま
すし、「態度だよ」と呼ぶ者あり)私自
身非常に……十分分を改めて、真面目
にやります。真面目にやつておる
つもりであります。いつ何日に誰がど
こそこどということは、本当に知りま
せんから知らないとお答えしておるの
です。知つておるならはつきり申し上げ
ます。知りませんから知らないと言つ
ておるのです。ところが旭丘の状態を
調べに来られたのと大將軍の状態を調
べに来られたのが、大將軍の報告はあ
りませんから、大將軍のほうは報告して
おりませんでしたが、旭丘の問題は実
際に来られたから。

○高山なほ子君 余計なことはいい
です、結構です。旭丘のことは結構で
す。文部省は旭丘の問題に關連して、
絶対に京都には行つておられない、文部
省からは調査に行つておられない、こ
ういふことを言つておるわけですが、突
際に行つておる、この問題はあとに保
留しますが、こういういんちきが暴露
されて来ている。

その次、福原さんにお尋ねいたしま
す。あなたは今市会議員でございま
す。それでございせんか。

○証人(福原達朗君) さようでござい
ます。

○高田なほ子君 こういう問題の中に
政治的な紛争が混つてはいけませんの
で、私は良識としてお尋ねするので
すが、大將軍や、旭丘中学校の範囲はあ
なたの選挙地盤でございせんか。

○証人(福原達朗君) 選挙地盤……、
私は大將軍でありますから、従つて大
將軍は選挙地盤と申されるかも知れま
せんが、選挙地盤ときまつておりませ
ん。

○高田なほ子君 大体選挙地盤に入
つておるのです、大將軍は。
○証人(福原達朗君) さようでござい
ます。

○高田なほ子君 その次にお尋ねをい
たしますが、福原さんにお尋ねいたしま
す。教育委員の三名の方は、偏向教育
について認めないというようことを
言つておられるやに聞いております
が、あなたは教育委員長として、三名
のこのかたの御意見をどういふ
うに把握しておりますか。

○証人(福原達朗君) 恐らく北村君は
偏向教育、一方的に偏しておるとい
うような考え方を持つておると私は考
えております。他の二人はわかりませ
ん。どう考えておられるかわかりませ
ん。併し私は大將軍の言は、どう思
うか聞いたことはありせん。成るべく
それを未然に防いでうまく持つて行
きたいと考えております。だからそう
いふことについて大將軍の……。

○委員長(川村松助君) 福原君質問に
だけ答弁して下さい。

○高田なほ子君 野路井さんに……あとでやりましょう、これで打切つておきます。

○相馬助治君 野路井さんのほうから私たちに配つて下さった資料の三頁の中項に、皇室侮辱の前提ということがあつて、「強い流れの思想が窺へる」とありますが、これは具体的に申しますと、どういふことでございますか。

○証人(野路井孝君) これは天皇も橋の下の乞食も一緒だ……

○相馬助治君 私の聞いているのは、こういう皇室侮辱の前提となつて、強い流れの思想、皇室侮辱の思想というの、何々主義思想というのか、どういふことですか、ということですか。この思想というのは、内容を簡単に、どういふことですかというのです。共産主義思想、社会主義思想、自由主義思想とか。

○証人(野路井孝君) そういふことは指しておりません。いずれかに偏つた考え方があつたといふことです。

○相馬助治君 いずれかに偏つたといふのは、何を中心にしてどつちへ偏つていふのか。

○証人(野路井孝君) 先ず常識的に判断しまして左といふことでございませう。

○相馬助治君 分りました。それじや以下二、三點お尋ねしますが、あなたは社会党左派だそうですが、このことを聞くために、私は聞かなければならぬので、御答弁願ひたいのですが、現在の大まかに言つて再軍備論と再軍備反対論がありまして、どちらを支持されますか。

○証人(野路井孝君) 私は社会党左派の人間ではございません。党籍もありません。どちらを支持するかというところでございしますが、私は再軍備反対でございませう。

○相馬助治君 これはあとで私は速記録を質したいと思うのですが、社会党左派を支持しておると、こういうことでした。それでしたから、私は党籍があるのかと思つてお尋ねしたのでした。これは私の聞き方が間違つていたのかも知れませんが、失礼しました。

再軍備反対だといふことが明確になりまして、そこで共産党関係がいろいろ資料に出て来ますが、これは共産党が勝手にやつたやうですね。学校に入りびたつてやつた、これは学校が頼んだのでないのでしょうか。それから選挙のときに共産党の候補者が大將軍のことを取上げてやつたと、これも学校が頼んだのではないのでしょうか。こういうのを例として、而もこの学校が一党一派に偏しておるときめつけるために、先生の中に、それから教育の現象の面に、或いは教育の効果の面に、明確にこの一党一派として、この場合共産党に連関しての何かが現われておりますか、野路井さん。

○証人(野路井孝君) 共産党といふことを私は、はつきり申しております。再軍備の問題にして、水害対策の問題にして、給食の問題にして、そういう考え方が左のほうに傾いておるといふことを指しておるのでございませう。

○相馬助治君 故意に質問をそらされるのかどうか知りませんが、先ほどの旭丘の場合には、見解の相違はあるかも知れませんが、福田さんの証言も水上さんの証言も極めて明快であつたと思ふ

のです。いい悪いは別ですよ。あなたの場合には、この偏向しておるといふ事例の問題がどうも私どもにはびたつと来ないので。なぜ偏向しておるのかということがびたつと来ないので。

次に私は福田さんにお尋ねいたします。福田さんは今日いらしたかたの中でははつきり公的立場をお持ちになつたかたであります。即ち行政委員会としての教育委員会を主宰されておるかたでありますので、一つその意味で私もお尋ねいたしますから、その意味でお答え願ひたい。先ほど陳述された旭丘中学の教育内容についても或る程度御存じでいられますか。

○証人(福田達朗君) 知つております或る程度。

○相馬助治君 その或る程度で結構でございしますが、旭丘と大將軍とを比べてみて、特に大將軍は旭丘に比べても偏向しておる事実ありと認定されますか、それとも反対でありますか。

○証人(福田達朗君) 遺憾ながらその比較検討することはできないと思ふのです。旭丘は大將軍に比べてどうかというのですか、それは私はわかりません。

うなことは、お茶飲み話か何かで談しられたことはあります。

○証人(福田達朗君) それがありますから私は言いますが、今それを申上げますと、あなたは、勝手に委員会の決議なくしてそういう発言はけしからんじやないかと、そういうお話でありますから、私は言つております。だから、あなたは茶飲み話で言われたことがあつたと言へば言ひました。それで、偏向して困るじやないかといふことは、北村君が言つておる。その二人は、さあどういふ言ひをしておる。それをいつきり言ひますと、お前は……

○相馬助治君 私はそれを聞けばいいのです。あなたと議論しようといひささかと思つておりません。そこで私は、委員長という場合に、当然その事務局を指導監督しなくちやならない公的立場を持つていられるわけですが、指導課長その他が、教育長が偏向教育の事例なしと言明された、而も公的な意味で衆議院の文部委員会が質問した折に言われたと、こういうことをあなたは事実として知つておられますか。

○証人(福田達朗君) そこに大分大きな誤差があると思ふのですが、教育委員会或いは委員長というものは、決して教育を指導監督するものではございせん。これは教育長の助言と推薦によつてその是非を判断して行つたらよい。あらゆる問題について、指導部には指導部長があり、指導課長があり、指導委員があり、人事委員がありまして、その行政権は全部教育長に任じておる。その間についての若し間違ひがあるありますならば、こういうことがあるという助言なり推薦によつて議すること

とで、私たちが学校に直接参つてそういう指導の任に當るといふことは違法であると、教育委員会は大いに慎重なければならぬ問題であると私は考へております。

○相馬助治君 アメリカが最初に日本に教育委員会を作るとするときの希望はさうであつたのです。ところが只今の法律では、学校へ行つて口を出せといふのではなくて、総括的に教育委員会の任務は法的に明らかでありますから、これは一つお読み下さい。時間がないので議論はいたしません。とにかくあなたは事務局を指導しなければならぬ、又指導し得る権利と義務とを持つておるといふことを指摘しておくとどめておきますが、私の聞いておるのは、教育長なり指導課長なりがそういうことを言つたといふことを知つていられるかといふのです。偏向教育の事例なしといふことを言つたといふことを知つておられるかといふのです。

○証人(福田達朗君) 偏向教育の事例なしとは言つておりません。又報告に接しておりません。そういう事態があつてから初めてこういう報告書が出た。それからもう一つ、大將軍の事態があつて、それを検討して初めて、この間の文部委員の御審問のときにも、はつきりわかつておりませんから調査研究の結果善処いたしましてやうと約されております。

○相馬助治君 これは重大であつて、さうすると池田証人は虚偽の陳述をしておるといふことになるので、これは池田君が福田君の責任を国会としては追及しなければならぬと思ひますが、時間がなから次に行きます。文部省が偏向教育として大將軍を取

○証人(福原達朗君) 中央の問題になり、自分の土地、而も自分が教育委員長であるということについて、そういう問題が表面化したことについて非常に責任を感じておるので、一日も早く正常な教育に入りたいと、かように考えております。そうして、あらゆる努力を払つて正常な教育に持つて行きたいと、こう考えております。

したいと考えております。

あります。委員会全体の意見じやありません。

○証人（立川文彦君）存じません。

でおると、いう二つの点を基礎にして、

にホシやたのてありますか 私

で、今日も今後、責任を担い出す。

も私の方が正しいのであるから、私

も必ず今おつしやいました覚悟でその

た全く」と呼ぶ者あり

通り私も考へて求ります。この際ちよ

でもよくしゃべりますか。あなた

であつて、それから君が代か日本の臣

か、二国間をやないよきめを

國策であることは明かである。

方々在野

1.

ん。併しどういう意味でお尋ねになつたか存じませんが、君が代が戦後、戦前と変つた意味で受取られてゐるというのを思つておられます。

○木村守江君 国旗並びに国歌は祝日の際には歌うことが好ましいというようになつた文部省通牒を御存じですか。

○証人(池田正太郎君) 好ましいという事は知つておりますけれども、併し君が代が全面的に今歌うべきであるというふうな事について、私は教育委員会の意見を聞きまして、指導を求めましたけれども、それについてはまだ確たる返答をすることができない状態であるというのを聞いております。

○木村守江君 あなたは君が代は必要がないというふうな新聞記事を書いたことがありますが、今もそういうふうな考えを持っておりますか。

○証人(池田正太郎君) その新聞の記事が誤つておりますから、私はそういうふうには考へておりません。

○木村守江君 どういうふうな誤つておりますか。

○証人(池田正太郎君) 私が申しましたのは区民運動会の開会式に君が代を歌うか歌わないかという討論が行われましたときに、区民大会ですから君が代を無理に歌わないでもよいではないですかというのを言つたのでありまして、君が代が国歌であるかないかというのを議論したのではありません。

○木村守江君 あなたがたは現在の憲法を擁護いたしますか。(「当り前じやないか」と呼ぶ者あり)

○証人(池田正太郎君) 最も熱心な憲法擁護者であると私は考へております。

○木村守江君 憲法の条章に、天皇は国民の象徴であるという言葉がありますが、そういうことを考へましたとき、天皇は橋の下を乞食と同様だというふうなことで以て、この憲法を擁護してゐることに成りますか。(「誰がそんなことを言つたんだ」と呼ぶ者あり)

○証人(池田正太郎君) それはどういう根拠を以ておつしやつておいでになるのかわかりませんが、若し私がそういう言葉を申したとすれば、そういうことが成り立つかも知れませんが、私はそういうことは申してはおりません。

○木村守江君 ちよつと池田君にお尋ねいたしますが、あなたの学校に田中弘一という人はおりますか。

○証人(池田正太郎君) おります。

○木村守江君 あなたは今教頭ですね。いつから教頭になられたのか。

○証人(池田正太郎君) 私は遺囑ながらこの四月一日附を以て、大將軍小学校を意に反して転任を命ぜられておりますので、現在は教頭ではございません。

○木村守江君 ああそうですか。それじやちよつとお伺いしますが、先ほどあなたはピラを学校で貼られたことはいやと言いましたが、併し、学校で貼られたのではないが、実際は児童がピラを貼つておつたという事実を見まして、これでいいと考へますか。

○証人(池田正太郎君) ピラを貼つたという事実はございます。併し、それを私たちは不幸にして見なかつたのでございまして。ただ貼つてある数枚を見まして、職員がすぐにそれを取つて持つて帰りました。併し、子供が自主的に判断をしてやつたのでなくて、或る

一青年に指導をされてやつたのでございまして、その学級担任を通じて、そういう自主的な判断によらないことをやつてはいけないという注意を与えております。

○木村守江君 あなたの答弁を聞いておりますと、学校に何にも関係がないように思われますがね。実際は学校の謄写版を持つて行つてそうしてこれではピラを刷りまして、而して学校から糊を作つて持つて行つて貼つておるのです。これをどう思います。学校と関係ありませんか。

○証人(池田正太郎君) そういうことについて考へておりますから、担任を通じて注意をいたしたのでございまして。

○木村守江君 それでは只今私が言つたことを認めますね、あなたは……

○証人(池田正太郎君) それが全面的にとどこまで正しいのであるかという点については、私たちはまだ十分に明らかにすることができませんが、そのピラを貼つたという事実だけははっきりしておりますので、その点について注意をいたしたのでございます。

○木村守江君 それからさつき陳述に、これは共産党が入りびたりで活動しておるという事は、これも学校とは関係がないと言つておりますが、これは学校とは関係ないかも知れませんが、そういう状態が教育に及ぼす影響をどういうふうに考へておりますか。

○証人(池田正太郎君) 共産党員が入りびたりで活動したという事実を私も存じません。ですから、そういうものが教育にどういうふうな関係を持つ

つかということについてはお答えすることができません。

○木村守江君 給食の問題ですが、この給食はあなたのほうで七百名かの生徒のうち三十三名かの給食費が納めることができなかったという場合に、三十三名が例えばあなたの言うように、全部本当に金を納めることができない状態であつたとしても、これは何らかの方法で給食のできるように状態を持つて行つてやるのが先生としての温い心ではないかと私は思うのです。が、その三十三名が全部納められなかつたからといって、給食を一方的にやめてしまふという事は、これは教職員として、殊にその市の教育委員会に諮らずにやつたということとは、余り

これは一方的な方法ではないかと思ひます。が、どうですか。

○証人(池田正太郎君) 先ほどの初めの陳述で十分その点を申し上げたつもりでございまして、三十三名がぼつんと出て来てそれで中止したのでございませぬ。前年から再三再四問題になり、校長会でももう止むを得ないから金を出さない者は中止するより仕方がないという意見になつて来ておるという事を知つておりました。而も調査をいたしましたところ、近隣の学校ですでにそういう給食を受けていない子供が数百名に及んでいたのでございまして、で、そういう状態の中で、これはもうとてもこの給食を続けながら解決する途はない。止むを得ない、もうこのままではできないというので、給食の開始を一応延期したのでござい

ます。

○木村守江君 大体あなたは学校に長く勤めているのだからわかるでしょう

が、各学校の現在の給食の状態は、七百名ぐらゐの給食を費してゐると、三十三名ぐらゐの給食費を非常に納めにくい、而もその中には要保護児童が加わつてゐるのはこれは普通です。そういうふうなところからあなたのほうでこの三十三名の給食費を納められないという事によつて給食をやめられないという事は、何かその京教組のこれは闘争方針と図らず、或いは偶然かも知れませんが、一致した点があるのです。これはやはり京教組の闘争方針に従つてこつたことをやつてゐると思ふ。特に、あなたのほうではほかの学校に働きかけて、ほかのほうでも給食をやめろというふうなことの闘争をやつてゐるのです。

○証人(池田正太郎君) 教育委員会が教育の一環として給食をやつてゐるにおつしやつておりますが、そういう意味におきまして、私たちはやはり教育委員会の責任において、そういう障害を打破して頂くのが当然であると思ひております。ところが私どもがこの問題を教育委員会に訴へましたときに、教育委員会は、京都市内に貧困のために欠食してゐる者は一人もないということをおつしやつたのであります。ということとは、当時の京都市の学校給食の実情を御存じなかつたわけでありまして、ですからこれが一向解決に向つていなかつた。その後教育委員会は再度調査をなさいまして、その実態を明らかにされて補給金の予算を計上されたわけではございません。そういう意味におきまして、私たちは純粹に教育の立場においてやつてゐるのでござい

ます。先ほど教員組合の指導方針にあるからおつしやいましたが、私たちはその

資料は、その教員組合の運動方針は昭和二十八年年度の運動方針だと考へておりますが、この給食の問題は二十七年でございまして、その辺御判断をお願いしたいと思ひます。(笑聲)

○木村守江君 もういろいろと点であなたたは野路井君と福原君の陳述と非常に相違した点があると思ふ。それは非常に否定しているのです。否定しているという事は、否定しなければいけないという事は、そのまゝにして置くとこれは全く偏向教育だといふふうに言われるために、口を極めて否定しているのです。「何を言うか、ごろつきみたいな理窟を言うな」と呼ぶ者あり)

○証人(池田正太郎君) 只今のお言葉は私はどうも困るのですが、偏向教育であるから否定するわけではございせん。事実と相違しておりますから、事実を申し上げてゐるのであります。「その通りだ」と呼ぶ者あり)

○木村守江君 これは事実とは両方の陳述が全く違つてゐる、これは我々ほどちがひが事実としていかわからないような状態に立至つておりますが、併しこれに近いような事実があつたといふことはあなたも承知してゐる。これに近いような事実があつた、そういう事実といふものは全く偏向教育だと、「誰も言わん」と呼ぶ者あり)それで口を極めて「何を言つてゐるか」と呼ぶ者あり)これを否定してゐるわけですね。「こじつけじゃないか」と呼ぶ者あり)

それからあなたは都民運動会の準備会で集まつたことがありますね。

○証人(池田正太郎君) ございませう。

○木村守江君 それに出席いたしましたし

たね。

○証人(池田正太郎君) はい。

○木村守江君 そのときに式次第をきめるときに、「君が代」を加えるかどうかという問題で相当論議されたことがありますね。

○証人(池田正太郎君) あります。

○木村守江君 あなたは山田康二という人を知つておりますか。

○証人(池田正太郎君) 山田康二というかたを存じております。

○証人(池田正太郎君) 知つております。

○木村守江君 その会合のときに山田君が「君が代」を加えることを提案したときに、あなたはこれに對して、それは国歌であるかといかわからないから、こういうものはやるべきでない」と反對して、及川氏にそんなことじやないと言われたことを覚えておりますか。

○証人(池田正太郎君) 先ほど申し上げましたが、式次第は企画部で決定いたしましたので、それを承認されておりましたところ、あとから「君が代」がないからこれを入れなくてはならないという御意見が出たのでございませう。それに対して一部にも相当反對の聲が出ました。そこで討論が行われました。その討論の最後のほうで、私は開会式は大体子供が大勢集まるのでございませう、子供は今日「君が代」を余り知りません、それで無理かも知れん、運動会でもあるし「君が代」を歌ふ必要はないでございませうかということをして申し上げたのでございませう。

○木村守江君 あなたの学校では水害工作隊に出掛けたことがありますか。

○証人(池田正太郎君) ございませう。

○木村守江君 どのくらいに行きましたか。

○証人(池田正太郎君) 夏休の期間内に三名が水害救援隊に加つて参りました。それが帰つて参りまして、どうもこになつて働いて非常に得るところがあつたから、これは是非行つたほうがいいというので、その後二学期が始まりまして後に二名が参加いたしております。

○木村守江君 これはあなたは夏休と行つたこととありませんか。

○証人(池田正太郎君) 今申し上げた通りでございまして、二学期に入つて二名が参加したのでございませう。

○木村守江君 授業を休んで行つたことはありませんか。

○証人(池田正太郎君) ありません。

○木村守江君 あなたのほうの校長が行つたことを認めておりますが、授業を休んで行つたことを、それは夏休ではないでしよう。授業を休んでおるのでしょうか。

○木村守江君 時間がございませうから簡単に承りますが、先ほどあなたは簡潔で、日の丸はいつも、この事例以外のおときにはいつも校門にお掲げになつておると承りましたが、この事件が起る前にもずっと引續いてお掲げになつておりましたか。この事実を言つてもらいた。

○証人(池田正太郎君) ひとついつに掲げたかといふことはつくりしたことは覚えておりませんが、祝日には大抵掲げております。その最も証拠になりますものは、一昨年卒業しました児童と一緒には日の丸の下で正月に写真をとつております。

○木村守江君 このことの起る前に掲げた、ずっと掲げておつたわけではございませうか。

○証人(池田正太郎君) その通りでございませう。

○木村守江君 もう一つ承ります。あなたが、あなたは、この三十三名について調査した結果と思ふのでありますが、そのうちの民生委員等で調査の結果二十四名と、数は聞き違ひかも知れませんが、それぐらいが生活保護の対象になつておる人間であつて、このような人数はないといふふうに証言を受けたのでございませうが、どうでございませうか。そうしますと二十四名といふのは、生活保護法によつて政府は金を出しておるものでございませうが、これを出さない人数の中に入つておるといふふうに申されたのではないでしようか。

○証人(池田正太郎君) その点は最初の陳述で申し上げたつもりでございませうが、三十三名の未納者があつたと申しますのは、給食の問題が起つたときでございませう。それ以後私どもは民生委員会、民生安定所と連絡いたしましたので、この三十三名は貧困でございませうから救助を願ひたいと言つて申請をしたのでございませう。その結果、安定所それから委員会、ケース・ワーカーが調査をされました、その三十三名のうち二十五名は、すでに今日までに保護の対象になつておるのでございませうから、少くとも三十三名のうち二十五名は貧困であつたということが証明されておるわけでありませう。その他の八名につきましても、現在救援の限界児童であるといふことは、お手許に配り

ました民生委員長の証言の通りでございませう。

○木村守江君 ちよつといま一つ福原さんにお尋ねしますが、先ほどこの日の丸を祝日に門前に立てるといふ池田君の証言がありました。これはこの問題が起つてからですか、起る前から立てておりましたか。

○証人(福原達朗君) こういう問題が出てから今度の秋季皇霊祭に……春季皇霊祭にも出ておりましたが、それまでは恐らく出ておりません。私は毎日、窓口に掛けていますから見たらすぐわかるですよ。春季皇霊祭にやありません……。

【岡三郎君発言の許可を求む】

○委員長(川村松助君) 折角ですけれども、時間が終了しました、これを以て大將軍閣下の……。

○岡三郎君 いや、もつと、福原さんにお尋ねしますが、文部省から出した偏向教育の事例の項に、大將軍の項で、具体的にいつてゐる事例を全部真実とお認めになりますか。簡単に。

○証人(福原達朗君) 給食問題から、それからこの事例ですからこの事例です、日の丸の問題。

○岡三郎君 ずっと。

○証人(福原達朗君) 全部私は認めております。私個人として認めております。

○岡三郎君 個人として認めておる。それでは二十七年年度の一年生同語教科書に日の丸という教材がありますか。

○証人(福原達朗君) 何ですか。

○岡三郎君 まじめに聞いて下さい。

○委員長(川村松助君) 何か今譯んでおつたからわからなかつたのでしよう。

○岡三郎君 教科書に日の丸という教材がありますか。

○証人(福原達朗君) これはちよつと説明いたします。

○岡三郎君 簡単に、あるかどうか。

○委員長(川村松助君) あるなしだけを答弁して下さい。

○岡三郎君 ありますか、ないのですか。

○証人(福原達朗君) あるでしょうね、あるかないかはつきりわかりません。

○岡三郎君 重要な問題ですよ。

それから第二項、「ラジオで君が代が出たら急に切れと教えた」、その教えたことを、具体的なことをあなた御存じですか、その点。

○証人(福原達朗君) 私説明いたします。この日の丸という問題。

○岡三郎君 いや、第二項「ラジオで君が代が出たら急に切れと教えた」ので。

○証人(福原達朗君) そう怒らなくていい。私が言ったらあなたが怒るから。

○岡三郎君 一つずつ聞いておるので。

○証人(福原達朗君) だから……。

○岡三郎君 今聞いておるのは。

○証人(福原達朗君) 今思ひ出しておるから、日の丸という問題を。

○岡三郎君 それはあとで、順序が狂つてしまふ。

○証人(福原達朗君) 一遍に質問されるのですか。

○岡三郎君 第二項の「ラジオで君が代が出たら急に切れ」と教えたので、子供が家でそれをする。この点について、具体的にいつどこでやつたと

いうことがおわかりですか。

○証人(福原達朗君) わかつております。

○岡三郎君 ちよつとそれを言つて下さい。

○証人(福原達朗君) これは現在の津田会長が五人の児童委員の前で、ラジオの最後に君が代があるが、あれはどうもいかなから消せと言つておるようであるが、これは先生がそういうことを教えておるらしい。

○岡三郎君 らしい。

○証人(福原達朗君) 津田会長ですよ。

○岡三郎君 先生でないのですね。

○証人(福原達朗君) 会長です。

○岡三郎君 「一年生に、皇太子は国民の税金で世界旅行をやがつて百万円の自動車を買ひやがつて」といつた。

これはお認めになりますか。

○証人(福原達朗君) これは三年の生徒です。一年生じゃありません。

○岡三郎君 三年生にそう言つたことをお認めになりますか。

○証人(福原達朗君) 私は聞いておりますから、この点だけを一つ聞いておると訂正させて頂きたい。

○岡三郎君 どなたから聞いた。

○証人(福原達朗君) 野路井さんから聞いております。

○岡三郎君 野路井さん、その点についてどういふふうにあなたはお調べになりましたか。学校の先生がいつかいうことを言つたか、それを言つてもいい。

○証人(野路井孝君) 先生個人の名前は私は差控えたいと思います。

○岡三郎君 言つてもかまいません。

「言えないというのはおかしい」と呼ぶ者あり。

○証人(野路井孝君) 或る父兄のかたが見えまして、或る先生がこういうことを言つたということを言つております。

○岡三郎君 その先生の名前を言つて下さい。

○証人(野路井孝君) その先生の名前は尾仲先生と聞いております。

○岡三郎君 次に、「十八歳までは親は子供を養育する責任がある。しかし子供は親の面倒を見る責任はない。欲しいものがあつたら何でもうんと親にねだること。そして要求が通るまでがねばれ」と教えている。子供はことごとくに親に反抗するようになつた。」これはいつ、どこで誰が教えたのか、これは福原さんに。

○証人(福原達朗君) これは私はつきりと親への反抗という問題は耳にしおりますので、その材料をはつきりと握つておりませんが、会う人ごと、つまり大倉君とか或いは又山田君とかに聞きますと、そういうことを言つて非常に困つた……。

○岡三郎君 いつ誰か言つたか、どういふ先生が言つたのですか。

○証人(福原達朗君) それは私はそういう問題は余り深く追及をしないといふ(笑)考えを持っております。それから、聞いておりません。

○岡三郎君 「その他父兄が不満とする事実。南山城地方の水害地の工作隊に先生が授業を放棄して出かけた。」この点については、先ほど池田証人のほうから証言があつたのですが、この点について校長の許可なり、教育長の許可を得ているということを御存じですか。

○証人(福原達朗君) これは学校の先生が他に出張する場合に校長の許可を得ておりますので、委員会がこれにタッチしないことになつておりますが、大体もう少し大きい点から見ても都市の教員が……。

○岡三郎君 時間がありませんか。

○証人(福原達朗君) それを言わないと……。

○岡三郎君 校長の許可を得ていることを知つておりますかと聞いています。

○証人(福原達朗君) 校長がそれはやつたでしょう。それより前に……。

○委員長(川村松助君) 前のはうは要らない。

○岡三郎君 「学校参観日に、水害地中和東村のピラと言つて、「再軍備反対、水害は政府が悪いからだ。云々」と書いたものを父兄に配布した。」このピラはこの学校の先生がたがやつたものでしょうか。福原君、誰が作つたものか、学校の先生が作つたものかどうか。

○証人(福原達朗君) これは……。

○岡三郎君 福原君に聞いていますのだから、みんな認めてくれるのに答弁できないのだ」と呼ぶ者あり。答えられないのを時間に数えてもらつては困る。

最後に、「学校の屋外照明が破損してしたが、盆踊をやるのに風紀上よろしくないから、消防団とPTAが負担修理、学校に寄附、校長は喜んで受入れた。ところが学校教員組合は校長が寄附を受入れたことはよくないとして、PTA会長と校長を組合の懲罰委員会にかけると言いふらした。」、こういうことを知つておりますか。

○証人(福原達朗君) これは学校の先生が他に出張する場合に校長の許可を得ておりますので、委員会がこれにタッチしないことになつておりますが、大体もう少し大きい点から見ても都市の教員が……。

○岡三郎君 時間がありませんか。

○証人(福原達朗君) それを言わないと……。

○岡三郎君 校長の許可を得ていることを知つておりますかと聞いています。

○証人(福原達朗君) 校長がそれはやつたでしょう。それより前に……。

○委員長(川村松助君) 前のはうは要らない。

○岡三郎君 「学校参観日に、水害地中和東村のピラと言つて、「再軍備反対、水害は政府が悪いからだ。云々」と書いたものを父兄に配布した。」このピラはこの学校の先生がたがやつたものでしょうか。福原君、誰が作つたものか、学校の先生が作つたものかどうか。

○証人(福原達朗君) これは……。

○岡三郎君 福原君に聞いていますのだから、みんな認めてくれるのに答弁できないのだ」と呼ぶ者あり。答えられないのを時間に数えてもらつては困る。

最後に、「学校の屋外照明が破損してしたが、盆踊をやるのに風紀上よろしくないから、消防団とPTAが負担修理、学校に寄附、校長は喜んで受入れた。ところが学校教員組合は校長が寄附を受入れたことはよくないとして、PTA会長と校長を組合の懲罰委員会にかけると言いふらした。」、こういうことを知つておりますか。

○証人(福原達朗君) これは私の友人の奥田君がよくそれを立証されますので、奥田君を通じて会長が、そういうことをして寄附を私がいいますと懲罰委員会にかけられるのじやないかと

言つておつたということを聞きまして、それからこういう話し合いを会長とも話つたら、それは私は冗談に言つたのだ、こう言つておられました。

○委員長(川村松助君) 岡君、時間が参りました。

○岡三郎君 これで終わります。PTA会長と校長は組合の懲罰委員会にかけられるものであるか、かけられないものであるか、それはどう判断するか。

○証人(福原達朗君) それは校長はかけられるものだと思つておりますが、それは附随的な問題であつて、勿論それに対して懸念を受けるべきものではないと考へております。校長はかけられるかも知れませんが、PTAの会長はかけられるものではないと思つております。

○岡三郎君 こういう事例は偏向だと思われませんか。

○証人(福原達朗君) それは私こう考へております。寄附一切の行為を拒否するといふ点が、ここに掲げておるとこの教員組合から出している運動方針書の指令に一致するものである、だからすべてそういう点において、寄附といふものは全部これを拒否すべき性質のものであると考へております。

○岡三郎君 私は以上の観点から次の点を一点言つて終わりますが、以上の証言に基づくといふと、先ほど福原さんが言つた、文部省のいわゆる偏向教育の事例の出所その他誠に不明確である、この不明確なものに對しみんなこれは

正しいと言っている。而もあなたの証言は、速記録に載つておるので、事後の処理について責任を持ちますか。

○証人(福原達朗君) はい、責任を持ちます。

○委員長(川村松助君) 他に大將軍小学校関係の証人のかたに御質疑があるかたはありますか……。御質疑もないようでございますから、大將軍小学校関係の証言はこれを以て終りいたします。

大分予定が遅れましたが、これから午後の部に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

○委員(川村松助君) 異議がないようでありますから午後の部に入ります。

文部委員一同を代表して、御出席の証人各位に一言御挨拶を申し上げます。

目下当文部委員会におきましては、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案を審議中でございますが、この法律案に関連して、文部省当局が当委員会に提出した資料、偏向教育の事例につきまして、その信憑性に関し証人を喚問してその証言を聴取いたすことに決定し、本日各位の御出席をお願いいたしましたところ、御多忙中遠路わざわざ御出席下さいまして有難く御礼を申し上げます。

只今から証言をお聞きするのでございますが、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして、証人各位に宣誓をお願いすることになつております。

宣誓に入ります前に証人に御注意申

上げます。若し虚偽の証言を陳述したときは、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第六条によりまして、三月以上十年以下の懲役に処する罰則があり、又正当な理由がなく、宣誓若しくは証言を拒んだときは、同法第七条によつて、一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処せられることになつておりますから、この点御注意申上げておきます。但し民事訴訟法第二百八十条(第三号の場合を除く。)及び第二百八十一条(第一項第一号及び第三号の場合を除く。)の規定に該当する場合に限り、宣誓又は証言若しくは書類の提出を拒むことができません。これも併せて御注意申上げておきます。

念のために先ず民事訴訟法第二百八十条の該当部分を朗読いたします。

第二百八十条 証言が証人又は左に掲ぐる者ノ刑事上ノ訴追又ハ処罰ヲ招ク賄アル事項ニ関スルトキハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得証言力此等ノ者ノ恥辱ニ屬スヘキ事項ニ関スルトキ亦同シ

一 証人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 証人ノ後見人又ハ証人ノ後見ヲ受クル者

次に、民事訴訟法第二百八十一条の該当部分を朗読いたします。

第二百八十一条 左ノ場合ニ於テハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

一 医師、齒科医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教又ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ノ職務上知りタル事実ニシテ黙秘スヘキモノニ付訊問

ヲ受クルトキ

前項ノ規定ハ証人カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス

以上であります。

宣誓の順序はお手元に配付してあります証人名簿の順にお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 御着席をお願いいたします。

証言の内容については、証人各位に参議院議長からすでに送付してあります証人の出頭を求める通知と、それに添付しました、即ち文部省から提出した資料の偏向教育の事例について御証言をお願いいたします。本日は多数証人の御出頭をお願いしておりますので、時間の関係もあり、証言の時間は大体お一人八分以内において御証言をお願いいたします。

なお、各委員に申し上げますが、証人に対する御質疑は、証人各位の証言を全部終了してから後に、お手元に配付してあります時間の範囲内においてお願いいたします。

それでは井上慶造君から。

○証人(井上慶造君) 証言を求められました事案につきまして、殆んどこの「冬の友」に関連性がございまして、一応総括的に経過の説明をさせて頂きまして、あとの御質疑に答えたいと考えてございます。

私が「冬の友」におきまして知りましたのは、昨年の十二月の二十二日であつたのでございます。而も私にこれを提示せられましたのは、県下の教組の組合員である学校の職員のかたであつたのでございます。当日はたまた、大津市内の校長会の招集によりまして緊急校長会議が開催されておりました。その会議の内容は、冬休み中に生徒に売られました学習用の図書の内容に、

教育上好ましくないものや、又一方に片寄つた思想があるというので、これの処置について協議をされたように聞いておつたのでございます。この二十二日の結果を後に聞いたのでございしますが、この二十二日の協議の結果打出された一五五三年さうならの記事と、中共引揚兒童の作文の記事について吟味検討をされた上でありまして、結論をいたしまして、このまま子供の家庭学習用として与えることは不適当であると認めると第一項で定められたのであります。なお取扱については、学校長の責任において処理すること、そのような点が定められましたようでございます。

引続いて二十三日にも会議が持たれました。この日はこの「冬の友」の生徒に渡す渡し方についていろいろ検討されましたようでございます。その結果、後日校長さんから御報告があつた内容を伺いますと、第一に、問題の点を消して渡した学校、第二に、これを切取つて渡した学校、又問題点に貼紙をして渡した学校、なお四には、事前に児童をして感想を出すことをやめさせた学校、これらの点が定められたようでございます。一応大津市内の学校といたしましては、事前の処置よろしきを得ましたので、大津市の教育委員といたしまして、この処置に対しては好意を感じておつたのでございします。

ところが十二月の二十五日に、各報道機関が一斉に問題を取上げてまして発表するところとなつたのでございします。この報道によりまして、殆んど全県下にそれが問題を取上げてまして、

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 西村 英一

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 三宅 信市

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 千葉 茂美

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 井上 慶造

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 信

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 溝口 成藏

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 千葉 茂美

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 太郎

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 井上 慶造

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 信

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 溝口 成藏

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 千葉 茂美

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 井上 慶造

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 信

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 溝口 成藏

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 千葉 茂美

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 井上 慶造

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 信

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 溝口 成藏

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 千葉 茂美

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 井上 慶造

各地区から私の手許に問合せがあり、又一面PTAのかたへもこれがために御心配に相成つておるということを開きまして、地教委としてもこの事態を看過できない状態になつたのであります。その間、県の教組の執行委員長であられまう館委員長と中村書記長が面会を求められまして、私にその内容についての説明をされたのでござい

ますが、その問題の内容は、他の書籍から転載したものであつて他意はないといふことを述べられたのでござい

ます。併し私といたしましては、実物を見たわけでもございせんし、内容が大部に異なりますので、そう早急に返答もいたしかねましたので、地方教育委員会の役員会を開きまして役員さんの意見を求めた上で改めて会うことを約束して別れたのでござい

ますが、同時に役員会の招集をいたしたのでござい

ます。八日に緊急役員会を開いたのでござい

ます。と同時に、一方県下に若し知らず知らずにこういうものが流されてあつて、後日問題を起しましてはと思ひ

ます。地教委の会長名を以ちまして、各単位の委員長宛にこの「冬の友」の取扱方を通達したのでござい

ます。その内容を一応御披露したいと思ひ

ます。この事については、既に貴委員会並に学校に於て慎重審議の上教育上適切な処置を講ぜられた事と思ひ

ます。教育の中立性堅持の主旨に鑑み万遺憾なきよう、その取扱に留意されるよう念のため御通知し

ます。冬

の友の取扱について

この事については、既に貴委員会並に学校に於て慎重審議の上教育上適切な処置を講ぜられた事と思ひ

ます。教育の中立性堅持の主旨に鑑み万遺憾なきよう、その取扱に留意されるよう念のため御通知し

ます。冬

の友の取扱について

この事については、既に貴委員会並に学校に於て慎重審議の上教育上適切な処置を講ぜられた事と思ひ

ます。教育の中立性堅持の主旨に鑑み万遺憾なきよう、その取扱に留意されるよう念のため御通知し

ます。冬

の友の取扱について

て渡した場合、或いはそのまま渡した場合といふ／＼ありますが、その後の県下の教育の現場における状態を眺めておきますのに、この問題を静かに考えながら落着いて授業をしておられる状態であります。併しながらこの扱いの不備な点、これらを考えますときに、これの事例を強い偏向事象と見るべきかということにつきましては、強い事象とは考えませんが、この結果を見まして、偏向事象として認めざるを得ないと考えております。

○委員長(川村松助君) 次に、西村英一君に御証言を願います。
○証人(西村英一君) P T Aの立場は、只今三証人の申しました後の話でありまして、つまり二十五日の新聞記事以後にP T Aで問題になりましたので、P T A自体からその問題を取上げて審議にかけたわけではなかったものであります。新聞記事を見まして、一応役員間で驚きを見まして、二十七日に緊急の役員会を持ちまして、この問題についてP T Aの立場を決定しようといひました。ところが資料が一応不備でありまして、と申しますのは、中学のほうが一応問題になつておらなかったもので、小学校のほうだけである。その内容のどれがいわゆる問題点かといふことである／＼話合ひをしたわけですが、いわゆる政治的偏向といふような強い線は出ておるとは思はないけれども、社会の実情の暗い面が多分に編集されておるといふくらいはある。それでこれをもうそのときには学校の子供の手に渡つておりましたもので、何か適当なP T Aとして措置を講じ、学習指導に遺憾のないようにしなければいけないということ、で、

小学校のP T Aの会長宛に、只今申しました明い面のあることをも挙げて学校と連絡の上、偏しない家庭指導をされたいという内容のものを小学校の会長宛に送りました。

それと同時に、今後のあり方ということも必要なので、「夏の友」も「冬の友」も家庭、学校両教育の密接なる連繫による効果を上げるために、又半面P T Aの成人教育の一環ともなるような内容を編集してもらいたい。それからもう一項、校長がそうした刊行物の責任者として、その地域とその時期に適する刊行物を選択されるようにというふうな、そういうことに会長が協力な惜しまないようによいというふうなことを申渡しまして、即日会長宛に送りました。その後三、四回役員が集まりまして、いろいろ委員会、地教委、県委員会やなんかでいろいろ話が出ますので、このままではどうも、もう少しはつきりしないから、偏向教育と指摘されておるものを持ち寄つて、親のいわゆる教育という面でもう一遍しつかり検討して見ようということになりました。ところが役員の間でありますので、個人的な意見があるという事になりまして、一応この問題はこの線、県内で終るであらうというふうな見通しでお正月を迎えました。ところが正月も過ぎまして、新聞の本紙面、文部省のほうで問題化されておるといふようなことになりましたので、急遽又集まりまして、いろいろと内容を検討いたしました。私のその場で申しましたのは、いろいろ指摘されているけれども、こういう世の中に事実があるということが載せられておると、「冬の友」は学校の教科書ではないのだから、家庭と学校とを結ぶ良い学習資料でなければならぬが、その中にこういう最近やともすれば偏向の裏のある内容を取入れて編集をされているということも、子供を中心に先生と父母とが話合ひよい機会を与えてもらつたと思つてもいいのではないかと、十分この問題は慎重に扱わねばならぬけれども、このことがあつたがために、そういう問題を学習指導の内容として取上げられたという打合せがあつたと、これが大きく取上げられて子供の教育上マイナスになるような事態が発生するのは誠に好ましくない、何とかしてこれをよい意味で活かして使いたいというふうに私申上げました。

時間がありませんので何か筋が通らないことを申上げておるようですが、あとで又陳述の足りないところはお答えしたいと思ひます。
○委員長(川村松助君) これを以て滋賀県「冬の友」関係の証人のかたの証言は終了しました。各委員のかたで御質疑のおありのかたは御発言願ひます。
○吉田萬次君 只今四人のかたの御証言を承りまして、大体においてこの問題は強い偏向は別として、偏向的のものであるようにこれは承りました。そこで四人のかたに御質問を申上げたいと存じます。
先ず藤口さんにお尋ねいたします。昨年十二月二十五日の滋賀新聞によれば、長浜市、東浅井郡では冬の友の一部を切り取つたり、或いは敬遠した学校が相当あるように聞きますが、これは事実ですか、どうですか。

○証人(藤口成藏君) 数的にはつきりと掴めないことを遺憾と存じますが、そういう扱いをしたことは事実のようには聞いております。
○吉田萬次君 次に、彦根市では小学校長会を開いて、小学校三年の「合作杜への概要」、四年の「中国の先生と生徒」、五年の「心の中の日本」、六年の「あのこととこのこと」の各項に紙を貼つたというふうなことがあり、又「一九五三年を送る」という項を全部削除した学校があるとの記事がありますが、削除された事項は常識的に見ましても、中央礼讃か、又は特定のイデオロギーがはつきり出ている文章のように考えます。あなたは「冬の友」の原文を読んで、これは教育上適当なものであるとお考えになりましたか。どうですか。
○証人(藤口成藏君) この教育上適当であるかどうかということをお答えする前に、社会科で扱います扱いは、杜の明の面、暗の面、両面を教材としたしまして、正しい理解力をつけないてはなりません。偏つた教材面を、それが意図的であるかどうかは別といたしまして、取上げたことに対しては適当でない、こういうふうには考えます。
○吉田萬次君 偏つたものであると解釈をいたします。
次に第三に、大津市では小学校長会の席上で協議した結果、関係の頁を破つたり抹殺した学校もあるとのことですが、現在県の教職員組合がどのように県内に問題を引き起すような学習帳を編集したということについて、あなたは適当であるとお考えになりますかどうですか。

○証人(藤口成藏君) 両面の資料を、添うべき指導を受けたいで、こういう編集をなされたことは残念であると考えます。

○吉田萬次君 これについてあなたはこれは適当であるとお認めになりますかどうですか。その事柄が適当であるとお考えになりますかどうですか。
○証人(藤口成藏君) その扱い方は十分であると考えます。
○吉田萬次君 次に藤口さんにお尋ねいたします。あなたの学校では「冬の友」が問題化した昨年、他の学校と同様に問題の箇所を破つたり抹殺したりしましたか。或いは「冬の友」についてどういう処置をいたしましたか。
○証人(藤口成藏君) 私の学校では「冬の友」がいよいよ市内の校長会で取扱について論議されたということを知ったわけなので、このときにこの取扱を如何にするかということをお職員で協議会を持つて検討いたしました。わけは、このところが結論を申し上げますと、削除する必要なし、ただこの文章の出所をはつきりさせて使用させておりました。

○吉田萬次君 問題の箇所はそのままにして置いたというお話でありまして、それを抹殺したり、破つたり、紙を貼つたりしたところの学校の処置というものをどうお考えになりますか。
○証人(藤口成藏君) 私の学校の見解を以て申し上げます。私の学校は、削除する、或いは抹殺するといふような措置をとる必要なしと考えておりますが、これは市内の校長会において各学校校長独自の行き方をいたしてありますので、それ／＼違つたそれ／＼の

○証人(藤口成藏君) 両面の資料を、添うべき指導を受けたいで、こういう編集をなされたことは残念であると考えます。

○証人(藤口成藏君) 両面の資料を、添うべき指導を受けたいで、こういう編集をなされたことは残念であると考えます。

○証人(藤口成藏君) 両面の資料を、添うべき指導を受けたいで、こういう編集をなされたことは残念であると考えます。

見解に基いてやつたものところ考えておられますので、別段取りはつきさなければならぬというふうな問題というふうな考えておられます。

○吉田萬次君 それではもう一つ伺いますが、小学校の三年から中学の三年までの学習帳の巻末に中共礼讃の作文を一貫して掲げておられますが、この編集態度というものは、あなたは是とお考えになるか否とお考えになるか。

○証人(森信君) 先ほど証言いたしました通り、いわゆる中共からの引揚の子供たちを温く迎えるという同胞愛で、彼らの生活を紹介した文章が載せてあるというところは、いわゆる同胞愛の気持ちからいってである、適切なことであると考えております。

○吉田萬次君 これは一つと一貫してあるという、一貫していることがいわれる私どもは中共礼讃のように考えるものでありまして、一つの文章じやなく、三年からずつと続いて全面的に亘つて巻末において礼讃してあるというところについて、あなたはこれをどうお考えになりますか。只今のお説ですと、一部或いは二つの文章ならぬと、一貫してあるところのこの意思というものについてどういうふうにお考えになりますか。

○証人(森信君) 今申し上げました通り、先ほど申し上げましたような気持を持って、こうした内容を持つておられるものが中共のほうにいわゆる取材されておるといふことがたま／＼起つたわけでありまして、我々はこれが殊更意図的にそういふふうなものを取つて来たというのではなくて、むしろ中共の何と申上げますか、最近の新しく変革されておるよい部分が以て教育の

指導になるという見解をとつて来た、先ほど申し上げましたその二つの見解を考えておられますので、不適切とは考えておりません。

○吉田萬次君 適切のことだと考えておられるのですか。

○証人(森信君) 不適切と考えておりません。

○吉田萬次君 不適切だと考えておられる……、これ以上は見解の相違になると思ひます。

それから西村さんにお伺いいたしました。この「冬の友」が学習帳として出た当時、あなたは自分の職責上といふますか、あなたは教育に非常な御熱心な方かと承つております。そのためか、とにかくこの編集の内容を重要視せられたのか、一番早くあなたがこの問題をお取上げになつたということですが、さうでございしますか。

○証人(西村英一君) 先ほど申し上げましたように、私存じましたのは新聞記事に出ました以後でして、二十五日なんであります。

○吉田萬次君 これについてあなたはさういふふうにお考えになつておられますか。先ほどあなたのお説を承りまして、これは将来に対する一つの参考資料として、教育上方針を定めて行くに役に立つものではあると考へるけれども、併しながらこれは偏したものであるというふうにおつしやいましたか、さうでございしますか。

○証人(西村英一君) 偏したという意味がさういふ内容ですとはつきり言えないのですが、何に偏しているか、つまり中共というものが何だという場合に、あの作品が意思表示をしている、そ

れを編集した者も同じく意思表示をしているという場合には、偏しているというふうなことが起つた子供がさういふことを考へているという事実を取上げて、学習指導の内容としていふというふうになりますと、その取上げた内容の扱い方によつては、決して偏しているというふうにならないと思ひます。

○吉田萬次君 あなたがこれを一番初めに御覧になりましたときに、これを問題と考へられたというその事柄は、やはりこれは普通のものではない、多少注意すべきものである。かようなものは直接には、子供に多少考へてやらなければならぬというふうにお考へになりましたことは事実であると思ひますが、さういふ心得でよろしうございしますか。

○証人(西村英一君) このまま子供にじかに与えては困るところと思ひました。

○吉田萬次君 そこで今度は井上さんにお尋ねしたいと思ひます。「冬の友」が問題になりました当時、あなたは県の教育委員会の連絡協議会長であり、又深い関心を持つておられまして、大変御心配になつて、東奔西走せられたというふうにお承つております。殊にこれにつきまして、たとえて申しますと、あなたはこの友の会を持つて歩いて、そして二十九年の一月十三日の全国市教委大会で御発表になつておるといふように聞いておりますが、これにつきまして、どういふ動機でかやうなことをおやりになりましたのか、伺つておきたいと思ひます。

○証人(井上慶造君) 私のとりました概要は先ほど申し上げました通りでござ

います。現地におきましては、私の見た目から、これによつて大きな結果は出ておりませんが、現地において事前処理ができましたというところが、それで教育が正しくなつたとは考へられませんが、それでこの内容の検討につきましては、何を申しまして全幅にこれを判断するだけの余裕を持つておられないで、全国の連絡協議会へ持つて参りました、資料とし、又全国互いに連絡の参考資料といたしたいと考へて持つて参つたのでございします。

そうして発表は公式にいたしておりましたが、個々に尋ねられるまゝに現状をお伝えして参りましたが、文部大臣の公舎まで流るるような道程を辿つたわけでございます。それでよろしうございしますか。

○吉田萬次君 あなたがこれを御発表になつたというその真意は恐らく私が出たというふうな点について予期しておらなかつた、いわゆる教育委員の生活も先生というものの関係上極めて密接なところに繋りがあるというものであるけれども、併しながらいふゆるそこまで考へておらなかつたというものが、今日からはからずもかような問題が起きたというところにおいて、あなたが将来各方面でかような問題が起るといふかんとお尋ねしたいと思ひますが、小学校の四年、五年の学習帳の中には「一九五三年を送る」という文があります。これ

は少年朝日年鑑の抜萃でありますけれども、殊更にその中の再軍備或いは原子爆弾、賠償、特需、料理屋の宴會、MSA等の素材を引合いに出して、そして編集してあるものであります。これを読んで後において県の教組の文化部へ送れなどと附記してある。かような学習帳の編集方針については非常に適當でないというふうなことから、あなたがこれを持つて廻られたやうに聞いておりますが、さうでございしますか。

○証人(井上慶造君) 大体お説の通りでございまして、全く委員会といたしましては、こうしたことは予期しておらなかつたのでございします。たゞ、教組のかた／＼や父兄の有志によりまして、この問題が不適当であるという声を聞き、即刻にはこの「冬の友」が入手はできなかったものでございしますが、その後全部揃うては手に入りませんが、したが、寄／＼手に入るのを参考

に個々の役員とも協議いたしましたのでございします。今お話の通り私どもは中共の生活もソ連もより行つたことではないのであります。而も共に全部共産主義の教育であると言われておりますことは聞いて参つておる。而も両方の国におきましての教育は全くこの主義に反することができないというところも聞いておるのでございします。然るにこの日記の末尾に三年から中学の三年まで揃つて中共の礼讃、礼讃することは悪いとは考へませんが、余りまだ交渉を持たない国の内面が礼讃されてあるというところが一応偏向であるといふ一つの見方の基礎になつておるのでございします。なおその中に寄り／＼意見

としてあちらこちらで聞くのでございますが。

○吉田萬次君 十分です。時間の関係がありますから。最後に承わっておきますが、あなたはかような「冬の友」に對しては、これは正常なものでなしに、多少偏した学習であるとお考えになつておられますか。かように解釈しましてよろしうございませう。

○証人(井上慶造君) 私は偏向しておるものと考へております。

○荒木正三郎君 初めに井上さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。井上さんは先ほどの証言におきまして、この滋賀県の冬の友の日記は政治的に偏向した教育である、こういうふうにおつしやつておるわけでございますが、私はそのことについて非常な疑義を持つておるものでありますので、お尋ねしたいと思ひますが、申すまでもなく、偏向教育というのは教育基本法の第八条に掲げられておるのであります。それによりますと、学校教育において特定の政党を支持し或いはこれに反對するための政治教育である、こういうふうな規定をされておるのであります。そこで私はこの滋賀県の冬の友日記を見まして、これが果して教育基本法にいう特定の政党を支持したものであるかどうか、或いは特定の政党に反對するための政治的教育のものであるかどうか、誠にこの文章を読みまして、私自身としてはこれに該当しないとかように考へておるのであります。私もこの日記の問題が新聞に出ましたときに大阪で見ました。そのときに驚きました。滋賀県のような非常に健康な組合が偏向教育をするということはありません。得ないことであると思ひまして、早速

日記を取寄せまして検討したのであります。その結果今日もその考へを變更しておりません。一体井上さんはこれが果して特定の政党を支持しておると断定せられるのには、その理由があると申すのです。それを一つ簡単に御説明願ひたい。

○証人(井上慶造君) 偏向と申上げておられますが、政治的な意味も含まれると御解釈されることも尤もだとも思ひますが、ただ我々の見解といたしましては、共産主義を信奉してあります中共を礼讃するということ、それに對照的に他の面も取入れてありますことが望ましいことであると思ひますが、それがなしに、三年生から中学の三年生まで通してあるということは、一応我々の考へをいたしました。これを偏向と思はざるを得ないので、今もそれを私は偏向だと考へております。

○荒木正三郎君 そうすると、井上さんは今まで使われたこれは政治的に偏向教育であるという意味は、教育基本法にいう特定の政党云々の事項には該当しない、こういうふうにお考えになつておるのですかどうですか、はつきりおつしやつて頂きたい。

○証人(井上慶造君) 基本法につきましては云々というところにつきましては、今こゝではつきりと私御答弁いたしかねますが、先ほども申しましたような立場におきましての偏向という程度の私の考へでございますことを、お答えが足りないかも知れませんが、御了承を願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、逆に例へば或る日記にアメリカに関する記事が偶然に五つ六つについて載つておつたというふうな場合にも、これは

偏向であるというふうにお考えになるわけですか。

○証人(井上慶造君) その場合は今想像でございます。この前後なりそうした面に當らない限り私は今お答えいたしかねると思ひます。発言する者多し。

○荒木正三郎君 静かにしなさい。〔静かはそつちだ〕と呼ぶ者あり。皆に言つておるのだ。これは文部省の資料によると、これは中共礼讃の記事だ、こういうふうな言われておりますが、私が読みますと、必ずしもこれは中共礼讃というふうな一言に片付けることはできない、こういうふうな思ふのです。特に只今森さんから御説明になつたところによると、これは中国から帰つて来た子供達という本からこの作文を取つた、こういうのでありますから、編集者が中共を礼讃し、中共を称揚する意図を持つてこういうものを出したというふうなことは到底思ひやうと思ひます。もつとすなわち、中共からたくさんの子供が帰つて来るこの機会に、中共から帰つて来た子供達の作文を載せておくことが温い思ひやりである、こういうふうな率直に受取つたほうがすなわちでないか。こういうふうにお考えになりますか。

○証人(井上慶造君) 見解の相違と申します。私は今もなお中共礼讃といふことが偏向であるという気持には変わりはないのでございます。

○証人(森信君) 講談社の、先ほど申しました歸つて来た子供達の中に三反、五反というのがあります。作者は十六歳、山口真実というの、この書物の中にそのまゝ載つております。

○荒木正三郎君 その他にもこれは文部省がどういふ意味で偏向教育の資料

なしに、地域社会に大きな輿論を起して、これをその子弟に送ることをいろいろな立場で抑制されざるを得ないような内容を持つたものは、一応広い意味の偏向と私は考へております。

○荒木正三郎君 この偏向教育についてはこれは文部省もさういふ説明しておられます。これは教育基本法第八條を指しておるということは明白であります。従つてこの事例として挙げられておるのはそれに違反する、こういう見解の下に出されておるのであります。これはまあこれ以上私は申上げませんが、そこで私は文部省がこの事例を出して、これが本當に文部省が曲解しておるよい例だと思つておるのです。それは森先生にお伺ひしたいのですが、文部省の出した資料の中には、この文章を作つた生徒の名前が、名前前に山口真実という名前がござります。これは先ほどの説明によると、あの本からとつたのであるということでありまして、ところが文部省の説明によりますと、これは作者が、言ひ換へたら編集をした教師が山口日記は真実であるという意味をこめて、そうして作者の名前を借りて書いたのだ、そういうふうにお思ひである、文部省の資料にやんと書いてある。これはどう牽強附會は私はないと思ひます。そのことについて森さんの重ねての証言をお願いいたします。

○証人(森信君) 講談社の、先ほど申しました歸つて来た子供達の中に三反、五反というのがあります。作者は十六歳、山口真実というの、この書物の中にそのまゝ載つております。

○荒木正三郎君 その他にもこれは文部省がどういふ意味で偏向教育の資料

として出したのかは、文部大臣に質疑をしなければわかりませんが、この文章から読むと、中共から帰つた子供の文章を載せているが、それが作り事ではないか、そんなことはとても中共から帰つた子供はこんな文章は作れない、編集者が作つて出したのではないかという意味のことがずつと書かれております。これはそういう意味において偏向教育だというように文部省は言つておられるのかも知れません。私はこの内容を見て、そうして読んでみて、これは政治的偏向を来たしている、一党一派を支持したり反對したりしているものとはどうも思ひやう。そういう意図で県の教育指導の任に當られておる溝口先生に重ねて所見を伺ひたい。

○証人(溝口成藏君) 果といたしましては、この扱い方が適當でないということにおきまして偏向の資料になつても、これは否むことはできないと認めております。

○荒木正三郎君 あなたは教育の専門家ですから、この偏向教育というのは教育基本法第八條、これに準拠するよりはかたに途がないのです。これに該当していると思ひになるのですか。なるならその理由も併せておつしやつて頂きたい。

○証人(溝口成藏君) この「冬の友」は適當な指導者の下に扱われるのでなく、家庭の自習書のような形で扱ふものでありますので、このまゝの教材を適當なる指導なくして扱つた場合には、この第八條の精神に触れる虞れがある。従ひまして適當でないと判断したのであります。このおかしいということにつきましては、これは原本に

○相馬財治君 主としてユアンスの通り

○証人(井上慶遠君) 名を具体的に記す

もう時間がないからやめ

国はどこにもないのです。中華人民共

の往でしよう。すべて鳩というと、其

産党と解釈する。文部省は真実というものと山口日記帳と比べておる。文部大臣よく聞いて下さい。こういう馬鹿げた解釈をしては駄目ですよ。このことが如何に非常識な資料であるかということがよく現われていると思ふ。私は中国に行つて来ました。中国は実に立派です。これは僕が言うのではない。自由党から共産党まで十三人行つて来たのです。帰つて来て中国を賞めた。自由党の諸君がこれを採用したら、あなたは偏同だと言へますか、言えないでしょう。事実立派なんです。あなたは中国に行つて来ないでしよう。私は中国に行つて来たのです。この文章はどこに非の打ちどころがありませんか、どこが偏向ですか、実に中国のあり方をそのままに書いておる。我々はこれを手本にしなければならぬ。これは文部大臣賞をもらわなければならぬ文章だと思ふのです。(笑聲) 三反五反の問題でも、実に立派なんです。ところがそういうことを悪く悪くするのは、あなたたちの自由党的な頭です。ものを摘発しようとするから、こういう結果が来るのです。第一最後のほうにありますが誰が迎えに行つても手を叩かなかつたというのを中国から帰つた子供が不思議に思つた。これは事実なんです。中国に行くと、皆歓迎するとき手を叩くのです。ところが、私は中国から帰つた人をたがひ舞鶴に迎へに行つてよく知つてゐるのですが、肉親が帰るとき、手など叩いておられないのです。お帰りなさい、お帰りなさいと言つて、真実をこめてお迎えしたのです。手など打つて子供は中国の習慣があるから手を打た

ないことを不思議に思つたので、肉親がおるからそのようなことは許されな

いだろうというが、とんでもないことです。私がこれだけ説明しても、あなたはこの文章を正しいとお考えになるか、偏向だとお考えになるか、聞きた

い。

○証人(井上慶造君) 何遍も申上げる通りでございますが、私の気持が頑固なかどうか、まだとけ切れんものが残つております。(笑聲)但しこれに對しましての希望といひましては、少くとも教材として取扱われるのなら、中国に對してはあの文章を見ましたら全く礼讃でございますが、これに對照的にもつとほかの表現のいたし方もあつたんじゃないかと思ひます。少くとも客観的な立場でそうした表現のあることが望ましいと、私自体考へております。(その通り)と呼ぶ者あり

○須藤五郎君 この中国のことは、あなたは三反五反を知らないのだ。曾つての中国が今新しく立ち上つておるといふことは、三反五反運動を通じて民族的な大きな痛みと苦しみを通してやつと中国は立ち上つた。そして今や中国は清潔な、三反五反、いわゆる汚職もありません、贈賄もありません、そういうものは全部三反五反で処断された。そういう立派な、現在の日本と比べて比較にならないほど立派な清潔な中国に生れかわつてゐるのです。だから帰つて来た子供がそれに感激して、中国のいいところをこの汚い状態の日本の人たちに知らせなければならぬといふ熱意を持つて書いたのです。それをこの資料として採用しているに過ぎないのです。何も政治的な偏向を意図してこういうことをやつておるのでは

ないといふことは、良識を持った人ならば誰でもわかるのであつて、それを故意に解釈するところのあなたの頭に對して、いささか大きな疑問を持つてゐます。それが教育委員をやつていらつしやるのかと思つて、少し何だか疑念が起つて来るのですが、こういうことは私人的なことに關するから、余り失礼なことにも思はないようにしたいと思ひますが、どうもそこに問題があると思ふのです。だからやはりもつと冷静によく日本の将来を考へて、そういう立場からこれは判断をして行かなければならないと思ふのです。

それから森先生に私はちよつとお尋ねしたいと思ふのですが、この資料に集めた出所はどういうところから大体出されたのか、いろ／＼／＼／＼から集められておるのですが、その点を一遍伺つておきたいと思ひます。

○証人(森信君) 今聞きになつておりますことは、先ほど証言いたしました取材した書物の名前のほかにです。

○須藤五郎君 今取材した書物のほかに、何かこの日記……、大部分がその中から取られたものですか。

○証人(森信君) そうです。中学のほうは、先ほど申しましたように、歸つて来た子供達という講談社の図書館協会の推薦図書でありますし、それから小学校のほうに使われておりますのは、少年朝日年鑑で文部省の推薦図書であります。

○須藤五郎君 わかりました。

○長谷部ひろ君 私は中国へ行つたことがございませんからわかりませんけれども、とにかく子供たちというものは非常に純真な氣持なんでございます

が、井上さん、あなたお子さんお持ちになつたことございますか。

○証人(井上慶造君) 只今持つております。

○長谷部ひろ君 で、そのお子さんがた作文をいろ／＼お書きになつたことがあるでしょうか。

○証人(井上慶造君) 大きくなつておりますので……。

○長谷部ひろ君 私はやはりこういう本當のことを純真な氣持で書くというのが子供の本来の性格だと思ふのです。それを曲げてとるということは私は大人のよくない考へ方だと思ひます。それをあなたどうお考へになりますか。

○証人(井上慶造君) 曲げてとるとおつしやいまして、これは相互からいふ問題でございますが、(もと／＼)曲つてゐるのだと呼ぶ者あり)多数の人たちが、而も現場の先生たちにおきましてはこれは不適當だとおつしやいたしましたことでは私は曲げておとりになつたことではないと考へておりますので、この点につきましては見解の相違に落ちるのではないかと私考へます。

○長谷部ひろ君 どうか大人のあたりに子供の真実というものを信じて頂きたいと思ふのです。そうして学校では生活の綴り方として本當のことを知らせて、正しくそれを書かせるという習慣をつけてゐるのですから、もう少しどうか、あなたが教育委員さんでいらつしやるならそういうことももう少し考へて頂きたいと思ふのです。

○証人(井上慶造君) 非常に真剣なお問いでございますので、私はできるだけ簡単にと考へておりましたが、あの子供の五年生の一九五三年の中に娘の

身売りということが二回も表現されてあるのでございますが、この点につきましても本當に学校の先生が教壇から真実を教えるのだと言いつつ、その真実が教えられるかどうかというようにな点に思い及ぼしまして、十一や二の子供が適當な指導者のない家庭でこれをどういう工合に扱つかという点等につきましましては、かなり深い議論もあり、又検討もいたして見たのでございまして、そうした片鱗が随所にございまして、これを一々取上げておられますと、主観の相違だといふお言葉もあることだと思ひますので、差控えますが、必ずしもその中共の面、又一九五三年は代表的に見ておりますが、その中で社会の面におきましてもいろ／＼觀察しますと、私の觀察でございまして、いろいろな面がまだあり得るのでございまして、そうした面につきましましては今後とも更に考へて見たいと思ひます。

○長谷部ひろ君 わかりました。

○高橋南君 井上さんにお聞きいたしますが、冒頭の証言で一月の八日に果教組の委員長がこの件について陳謝をしたといふことをたしか言われたように思ふのでありますが、なぜ果教組の委員長がこの件について陳謝をされたか、その内容について御説明を願ひたいと思ひます。

○証人(井上慶造君) 後日委員長と書記長の会とお目にかかりまして、この問題を役員会にもかけました上でお話をし合はうという約束に基いて一月の八日に会見したのでございまして、長くなりまして、要點だけ申上げて行きたかと思ひますが……。

○高橋南君 簡単に、内容だけ。

○証人(井上慶造君) 教科書の採用規

定という中に、学校教育法の二十一条前段におきましては、文部大臣の検定を経た教科書、又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならぬと書いてございます。

○高橋衛君 ちよつと、その内容が悪いかから陳謝したのか、手続が誤つたから陳謝したのか、どちらですか。

○証人(井上慶造君) もう少し言わせて下さい。第二段で「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができ」とありますが、この図書が果して有益適切であつたかどうかということにつきまして、委員長の見解を求めたのでございます。ところがこれだけ県下でお願いせしめ、問題も起したのでございまして、有益であり適切でなかつたということ認められたいのであります。この点釈然と、陳謝という言葉はいろいろに使用されておりますが、明らかに私どもにこれは悪かつたということを申されたのであります。(了解々々と呼ぶ者あり)

○須藤五郎君 もう一点、私確認しておきたいと思うのですが、井上さんはこの日記帳が教育基本法にいうところの政治的偏向を犯しているという観点なのか、ただ漠然とあなたが考えた偏向だということなのか、どちらですか。

○証人(井上慶造君) 相対的に申し上げておきますと、今最後の二回目に申し上げたような議論に陥りますが、一応好ましくない偏向と私は思います。

○須藤五郎君 好ましくない偏向ということは、教育基本法の政治的偏向ではなく、あなたが好ましくない偏向だということに解釈していいですね。

○証人(井上慶造君) これは私の意見

は政治的偏向と見ております。が、少くとも会長なり教育委員をやつておりますので、その点を一般の偏向と申し上げておるのでございます。

○須藤五郎君 それじや、政治的偏向なるものを説明して下さい。どこに教育基本法に指定するところの……

○証人(井上慶造君) 今申し上げましたような立場で中央礼讃の文字なりその他の面で総合的にそう申し上げるよりほかないと思ひます。

○須藤五郎君 よその国のいいところを紹介したら政治的偏向だという断定は、あなたの独断に過ぎないですよ。誰もそんなことを考えやしない。そんなものは何れも法的な根拠はないです。そんな馬鹿なことは考える必要はない。

○高田なほ子君 一問だけ西村さんにお尋ねします。県下のPTAでこのことを問題にしているのはどこもないというお話ですが、如何ですか。県下のPTAでその後のこの問題について問題にするところはないというように承知してあります。井上さんだけが一人大幅に反対しているらしいのですが、簡単にPTAのことだけお答え下さいませ。

○証人(西村英一君) お答えします。PTAの立場は非常にむづかしいので、PTAといういわゆる両親と先生の繋がりというところにもなりますし、声が上がつてないから何も起つておらないということにもなりかねないと言えるところです。(その通りと呼ぶ者あり) そういう安易な考え方はしておりませんけれども、この取上げられた場合の空気が判断しますと、その人自体が片寄つてゐる場合もあると思うのです。(そう／＼と呼ぶ者あり)そ

ういう場合もあるのです。それですからそれもそのまま解釈を私いたしておりません。

○高田なほ子君 抗議はしてないのでしよう。

○証人(西村英一君) 直接PTAに向つて、この問題を取上げないからという抗議は私受けておりません。

○高田なほ子君 わかりました。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 他に御質疑がなければ冬の友日記に関する御質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ終了したものと決定いたします。

○委員長(川村松助君) 次に三宅信市さんから御証言願ひます。

○証人(三宅信市君) 岐阜県の恵那郡内の小中学校の件について証言いたします。

昨年岐阜県は水害に襲われ、続いて冷害に見舞われまして、特に私の恵那郡地方は水害というよりもむしろ冷害のほうが多くて、十一月、十二月頃は欠食児童がおい／＼と多くなつて来つた。又当時とき／＼新聞紙上に偏向教育の問題が掲載されておりましたけれども、遠いところの出来事のような感じを持つておつたわけでありました。三月四日新聞紙上で発表されました偏向教育資料二十四条のうちに、本郡内の小、中学校事件というようにのがありましたので、足下から鳥が飛立つたよ

うに驚いたのであります。当日は丁度郡内の教育長、小中学校長の連合の会を開いておりました。なお片一方では地教委の連絡協議会も開かれておつたのであります。六十校ほどありますが、それ／＼の校長に様子を尋ねましたところ全然心当りがないうことで、一応それ／＼帰校後もさういふようなことがひよつとして個々の教官について調査をして報告してもらふようにし、調査報告をいろいろ／＼願つたところ、こういうのは一つもなかつたのであります。この資料の出所が不思議でなかつたのであります。それでその当時文部大臣宛に抗議の電報も、電話も出したわけでありまして、それ／＼非常にそこに集まつておつたものは憤激を感じたわけでありました。

ちよつとここで御説明を申し上げますが、岐阜県は校長は組合のほうに入つておりません。そのために会議は別に持つことが多のであります。この新聞発表以来PTAのほうからは非常の疑惑の質問を受けたり、学校に攻撃的の言葉が多くなつて来たりというやうなこと、各々学校とも非常に迷惑をうむつたので、校長の中には文部省に對して事実でなかつたということを発表してもらいたいというやうなことを申出る者もあつたわけでありました。一方各校下の地教委、PTAのかた／＼に對してもこの間違いがどこから出たかわからないので何らか調査をして頂いたというやうなわけでお話したいところ、いさ／＼この事例はない、さういふことがわかつた。文部省の発表はデマが取上げられたのじやないか、信ぜられないものだといつたやうなことになつて、郡内では一応騒がれただけだといふやうなことになつたわけでありました。その後おい／＼新聞紙上又は議会方面でやかましくなり

ましたので、地教委、PTAなんか、それ／＼うちの学校はさういふことはいないという釈明書というか、証明書というやうなものを出して、それ／＼文部省のほうへ送られたところもあると思ひます。この事例並びに内容についてはさういふわけでありまして、松川事件の判決の際に言葉がありまして、その松川事件に關係のあることについていろいろ／＼と詮議をしたわけでありました。そうすると恐らく十二月下旬だと思つておりましたが、その松川事件について特にやかましかつたのはさういふふうと思つておりましたが、いろいろ／＼調べて見た結果、十二月一日に恵那郡と、お隣りの中津川市の小中学校の校長と、それから教組との共同で農村教育の研究会を開いておりました。このときは講師も愛知大学の三好先生の御都合で繰替授業をいたしておりました。午前中は冷害地の欠食児童対策のために給食の方面とか、その施設方面とか、陳情とかといふやうなことに對して協議を続けて来たわけですが、その後教組のほうとして教育予算の獲得などについて協議をしたわけでありました。正午近くに於いて私は他の会のほうから呼びに来られたので会場を出ました。それでその不在中に次のやうなことがあつたといふことを聞いたわけでありました。その、次のことといふのは、即ち会の終り頃に一教官から今やかましく松川事件について質問が出たさうです。それにつ

いて一教組の役員から説明があつたわけでありすが、そのとき他の組合からも公正な裁判を要請しようといううなことを言つておるといふうなことで、本会としてもその要請をしただうかといううな動議が出て、それで賛否を尋ねて見たわけでありすが、その間に時間もおい／＼迫つて来るので、支部の書記長が簡単に要請文の案を書いて、こういうのでどうかといううなわけで示したわけでありすが、その要請文というものは、近頃新聞、雑誌その他でいろいろ問題になつております松川事件の公判について私たちが深い関心を持つております。私たちは各判事のかた／＼の良心を信頼して公平なる裁判が行われることを信じておりますが、飽くまで司法権の独立を守り通すため公正な裁判の行われようを要請いたします。こういううな意味のことを出したというところであります。ただ松川事件に際してといううなことに際してであつたので、こういうものを拾ひ出してこれも何かの間違いではないかという感じを持つたわけでありすが、十二月一日にあつたこうした或いは冷害地の給食対策に本気になつておる、こんなことが二十四件の中の一つに挙げられたといううなことに對して誠に遺憾なことだと思ひますが、そればかりでなしに、学校の教育上、非常に不安な感じを持ち恐怖の念を持つておるわけでありすが、将来間違いの起らないようにこの資料をどこまでも明らかにして頂きたいということをお願いして、大要説明を終ります。

○委員長(川村松助君) 次に千葉茂美君から御証言を願います。

○証人(千葉茂美君) 私は恵那郡及び中津川市の今の偏向教育問題に關しては噂も何も知らなかつたのでございませう。突然三月四日の朝、新聞にそのことが／＼と出ておるのでございませう。偏向教育事例の問題が、恵那郡のが真先に目についたのであります。私はかねてからこういう偏向教育について深い関心と注意を払つておつたのであります。こういうことがあつたのはならないと常に希つて力を尽しておつたのです。丁度そのときさつきも言われた通り教育長会は別の会場で、大井の小学校でやつた、私たちは地方事務所において図らずも言ひ合せたわけではなかつたけれどもその際地方教育委員の協議会の代議委員会をやつておりましたもので、それからこれは丁度いいときであるから、作成しておつた議題を拾つてこの問題を徹底的に話し合おうじやないか、ということに變りまして、予定を変更して、それから直ちに校長会のほうに持出して校長の代表のかたに来てもらひ、又地教委の、恵那郡の支部の幹部の参集も頼みまして、調査の目的を兼ねまして皆さんの御意見を聞いたわけでございます。そうしてなお最後にその事実の有無に關して至急調査方を各方面に依頼しました。その際その教組のかたと話しておるうちに、そういうことをやつたのじやないかどううか、いろいろ／＼なことを聞いておるうちに、教組のかたからさつきも言はれた松川事件の公判のつと三週間も前であるが、さつきも言はれた農村対策のときに要請書を出したことがありませう。それじやないか、それが誤り伝えられたのじやないか、こういうことを教組のほうで言ひましたのであります。

けれども、そのほかになほほかのことがあるのじやないかと、私思ひまして、各学校にお願いしていろいろ／＼学校を休んだということがあるのではないかと、そういうことを調査したのであります。そうして各学校には必ず直直日誌とか、いろいろ／＼な日誌があるわけでありませうから、その日誌をことごとく検査してもらいたいといううなことを依頼したのであります。ところがその六十有の学校であります。ところがその六十有の学校で松川事件に關して話をしたといううな学校は認められなかつたのでございませう。ただ一校だけ映画をやつたといううなことが、振替えて映画をやつたという報告がありました。それで何らのつかむところになかつたのであります。特に四年以上休んで何々のことをやつた、松川事件の記事を書いたという報告はないのであります。なおさういふうな事実があつたか、ということについては、いろいろ／＼の方面に各委員会、地教委、それから校長さんのほうにもお願いをして調査を進めたのであります。けれどもどうも見付かることがなかつたのであります。私は偏向教育をすることは好まんほうで、中正な教育をやつて頂きたいといううなことは常にモットーとしております。なおこの教育二法案の通過などは私は特に希うほうでございます。ところが、この文部省から出た松川事件云々の問題に對しては、もう何らのつかむところなくして終つたという状況でございます。ただ遺憾なのは、さつきも言つた要請書に關しては何も悪いことを認めない。ただ公正な裁判をしてくれというのでございませうから、我々も何ら公正ならばそれに越したことは

ないのでございませう。ただ私が思うのは、やらんことをするな、と思つてくらゐに感ずるのでございませう。先ず大體においてそれだけでございませう。

○委員長(川村松助君) 次に森太郎君に御証言を願います。

○証人(森太郎君) 偏向教育に對する参考人として参議院文部委員会に出頭しまして、四月七日付の電報を受取りまして、私は地方教育委員会連絡協議会会長の立場にありますが、これはかねてから問題になつて、衆議院からお調べに問題になつた岐阜県下におけるところの偏向教育の事例に對し、さういふことがありはしないか調べるといううなことは、かように考へまして、私は県教育長の川口氏を、更にここにお願いになります。恵那郡の連絡協議会長の千葉氏にもお目にかかり、さうしてこの問題、並びにその他の爾後の問題について急遽幾らか私もさういふことの有無を調べたのであります。併し私が連絡協議会長としてこの政治問題の二法案を出す参りましてから、特にその前提を出すものは偏向教育の有無によつて相当この法案が必要であるかないか論議されておるといふことなどの観点から、県下におけるところのさういふものがあるなしについては、私は委嘱のあるなしにかかわらず前以て心にはこめており、個々には聞いておりました。が、本日の参考人と申しますか、ここに出席して、午前中から傍聴いたしました。これは容易ならざることです。私も、これは容易ならざることです。や、或いは証拠固めを十分いたさなければ、皆さんから非常なお叱りを、のみならず名譽毀損とかいうよう

なことで相當の波瀾が起ることか予想されることをはつきり認めましたので、輕々に私が今まで調べた範圍のことですら申上げることは困難であると考えますので、歸りまして、なお、更に十分の資料を得ましたあとには、お届けいたしたいと存じます。従いまして本問題の中心をなしておりますところの松川事件というものの問題に對しましては、これは千葉さんにお尋ねをし、川口教育長にお尋ねした範圍のほかは私としてもお答え申上げかねます。信憑性がないのであります。噂には、新聞に出た當時には、さういふところもあるだろう、恵那郡というところは共産黨の活動の激しいところだから、さもあらんといううなことは私は聞いておりましたが、意にも大きくとめないうでございましたが、さういふうに進出して参りました。千葉さんにお聞きいたしますと、学校でさういふうに教育をした事例は残つておらない、従つてお調べになりましたもさういふうなものない学校当局でも否定していられる。従いまして千葉さんに私は別に個人的に一端だけでも聞いて見ようと思つて多治見にお招きをしたところでおられた責任の先生と御同伴でありました。従いまして多くを語らないで、お手許に行つておるかどうか知りませんが、先はお話の農村教育研究會開催の内容について承つた程度でありまして、私がここに参りまして御報告申上げることも、先ほども二氏がおつしやつた松川事件の恵那郡下におけるところの三年生でありませうか、四年生以上の子供にさういふ教育をし

た云々という事例に対しては、私も立証する何物も持たないのではありません。なお先ほどからお話を申上げております。忠那郡下におけるところのそういう状況については、私の知っておるのでは付知中学の先生が曾って破防法の違反の問題で山旅案内などを頒布したことに付いて取調べを受け、その家庭からは違反のその山旅案内の書類が出て来た、或いはその共産党の発行の連報並びに平和と独立のためにというものなどその他のものが出たということですが、たしか私は新聞と記憶しておりますが、そういうのであります。ところが、この間違ひであるとも考えられませんが、これは松川事件の当問題に付いては私もこれを立証する何物も持たないのではありません。ただお許しを願ひたいのは、余分のようでありまして、我々教育委員会の立場におきましては、先ほどから委員会の通格者であるかないかの御諮問があるほどの何もありませんが、我々地方の教育委員といたしまして教育問題に只今立脚いたしまして、この法案の問題などその他から非常に振替授業などをし、混乱をしておりますことを静かに私どもは左にも偏せず右にも偏せず考えておりまして、日本の教育の前途を憂う一人一人といたしまして、私もこういう事例がよいといたしまして、私も、県下に降りまして私も探して歩く、と、すぐさま片方の方は思想調査だ、越権だ、圧迫だ、弾圧だとおつしやるに従ひまして、そういう波紋を起さないでどうかそういう事例があるならば、極端な事例があるならばおやめ願ひような方法を考え、波瀾を起さないで

この県下の円満なる教育の推進を願つておる者の一人でありまして、余分なことを附加したのであります。私どももいづれにも偏しない心静かに日本の教育の前途を思いまして、どうか立派な、そして日本の再建のできる国民のできますようなことを念願してかかる問題に向ひましても慎重なる処置をとつて善処し進んで行きたいということを思つておるのであります。失礼いたしました。

○委員長(川村松助君) これを以て岐阜県忠那郡関係の証人の方の証言を終りました。各委員の方で御質疑のある方は御発言願ひます。

○須藤五郎君 三人の証言を聞いておられますと、三宅さんと千葉さんは、松川事件のこの文部省の事例のような事実はないという御証言をしていらつしやる。それから藤さんはその立証する何物もないということなので、これはどうもちよつと私たちが質問するのになんてなつてしまつたやうな感じがしますが、(笑聲)そういうふうな御三人の方に私たちがはもうこれは文部省の事例のごとき事実はないのだというふうに理解して差支えないのだというのか、如何なものでしょうか。御三人の御意見を伺ひたいと思ひます。

○証人(千葉茂美君) それは私の極めた程度ではそれでありまして、又あるなしは私は明言はできませんが、私は先ずないと思ひます。

○証人(三宅信市君) 私はないと思ひております。それは教組のほうに對して校長会としていろいろ考へておるものとありますので、校長会直接いろいろ話合つたり御報告を受けたりしておりますので、こういうやうな証人として喚問されるやうなやうな予想をしておりませんでしたので、はつきりないと信じております。

○証人(森太郎君) 私も只今までのところでは、ないと申上げるよりほかに所在がありません。

○相馬助治君 もう事実は明瞭だと思ひますから、もうこの件はよろしいと思ひます。ないということになりましたから。

○田中啓一君 私はそう簡単には御意見を伺ふことはできません。(田中)「事」と呼ぶ者あり、(笑聲)先ずお伺ひしたいと思ひますが、それは三宅さんにお尋ねをいたしたいと思ひますが、学校を休まれて振替授業でありますか、余合の行われましたのは何月何日の何時からでありますか。

○証人(三宅信市君) 十二月の一日の午前十時からであります。

○田中啓一君 そこでその日の分はどの授業をおやりになりましたか。

○証人(三宅信市君) 繰替でありますから授業はやつておりません。

○田中啓一君 振替というものはその授業をどこかの日で行うというのではございませんか。

○証人(三宅信市君) そういうことであります。

○田中啓一君 それほどでございますか。

○田中啓一君 つまり十二月一日は平生ならば学校の授業のある日に会合をお催しになつて授業をお休みになる、従つてその授業の分をどこかでおやりになるのか振替かと、私思ふのですが、そうなのですか。

○証人(三宅信市君) 前後に各学校で繰替をしております。

○田中啓一君 一日休みますと四時間なり五時間なりというものをどこかで附加えなかりませんね。

○証人(三宅信市君) そうです。附加しております。

○田中啓一君 どこかで附加えたるうと……

○証人(三宅信市君) 附加しております。

○田中啓一君 それからお集まりになつたのは校長さん方と又そうでない先生方は別々だというお話ですが、そうでございますか。

○証人(三宅信市君) 多くの会合がそういうふうな別々に開くのが多いのであります。この日は一緒に集まつたわけでありまして。

○田中啓一君 さうでございますか。

○田中啓一君 次に大井小学校へ何人くらいお集まりになつたのでございましょうか。

○証人(三宅信市君) 約九百人が切れると思ひます。

○田中啓一君 大体忠那郡の学校の先生がたは殆んど全部になるわけでございますか。

○証人(三宅信市君) 全部にはなりませんが、千人ほどおりますので……

○田中啓一君 そこでその御会合には朝十時から、先ほど午前中というやうなお話もありましたし、何時頃までお続けになつたかよくわかりませんが、何時頃までおやりになつたのでございまして。

○証人(三宅信市君) 午前十時から十二時まで午前の会をやつたわけでありまして。それから午後は一時から四時頃まで開いておつたわけでありまして。

○田中啓一君 松川事件の御決議をな

さいましたのは何時頃でございましたか。

○証人(三宅信市君) 十二時以前であります。

○田中啓一君 更にお尋ねしたいのであります。そうすると校長さんはその席にはおいでになりましたと思はれるのであります。それでございまして。

○証人(三宅信市君) 私であります。

○田中啓一君 はあ。

○証人(三宅信市君) 私は先ほど申上げましたように、ほかの会のほうへ呼ばれましたので、二十分くらい前だと思ひますが、よそのほうに出ました。会場を出て行きました。その決議の、要請文の決議をされたときは知らなかつたわけでありまして。

○田中啓一君 わかりました。そこで今その決議文についてでございますが、千葉教育委員長からもうどういうわけでそういう決議を特にやつたものか、司法権が良心に従つて公正に判決を下すことは当然な話で、特にそういうことを要請し、或いは司法権の独立を強調するやうなことが、強いて申せば決議文の内容かと思ひますが、何か当時学校の先生がたは、司法権が公正に行われぬのではなからうか、或いは独立が危なくなつておるのではないか、こういうやうなお考えが非常に瀾漫しておつたのでございまして。

○証人(三宅信市君) 私の解釈するところではそういうふうには考へておりません。あの當時いろいろとやかましく言われており、なお若い先生がたでは「改造」だとか或いは「世界」だとかいう雑誌を読んでおる人が相当あつ

たわけであります。そんなところの記事からいへば、見たりして、他面それ／＼の同様の労働だとか、そのほかのそういうものから出たというふうな話を聞いたといつたようなことを聞いてみますと、何と云つてもそれだけの九百名そこ／＼の人が集まつておつて、やかましく言い出しではこれは議事が延びるというふうなことで、書記長がする／＼と鉛筆で原稿を書いたと言つておることを私は信じて、若い人たちの質問も尤もだと解釈しましたし、早く済ませたいというので、要請文を読んだ、早く拍手をして賛成をしてお話を済ませたのじやないかと、そういうふうな善意に私は解釈をしました。

○田中啓一君 わかりました。そこで次に千葉さんにお尋ねしたいのでありますが、千葉さんはこの御会合には御出席にはならなかつたと思うのですが、さうでございますか。

○証人(千葉茂美君) 私はその会合には出ておりません。知らなかつたのであります。

○田中啓一君 農村教育研究会でございます、私は教育委員の方々も多大の御関心を持つていらつしやる御会合だと思つてありますが、そういう場合に、今お話を伺いますと、校長会と教組の恵那郡の支部でございますが、合同で御開催になつたことですが、招待状なり案内状は行きそうなものだと私は思ふのですが、それについて何か御感想はございませんか、千葉さんにお尋ねいたします。

○証人(千葉茂美君) 非常に関心を持つております。私はそういうふうに通

知して下さるものと思つておつたが、なかつたものだから知らなかつたのです。私はそういうときに大いにそういうことのないように常に考えておるのです。

○田中啓一君 次に、更に元へ帰つて、三宅さんにお尋ねしたいのでありますが、この日の会合には校長さんと学校の先生方だけで、ほかにはそれ以外の顔ぶれは見えませんでしたか。

○証人(三宅信市君) ほかに地方事務局にある教育課の指導主事は招待をして来ておられました。

○田中啓一君 それだけでございますか。

○証人(三宅信市君) それだけでございます。

○田中啓一君 ほかの顔は御覧になつておりませんか。

○証人(三宅信市君) それのほかに誰も参つておりません。

○田中啓一君 ちよつと、今校長さんはほかの会合とおつしやいましたが、何かほかにも当時会合がございましたか。

○証人(三宅信市君) ほかの会合といふのは、校長会の運営のうちで部を分けております。その部に法制部というのがございます、そのほうへ十名ほど行つております。

○田中啓一君 わかりました。実は私のところへ地元のほうから入つて来ました情報によりますと、確かにそういう農村教育研究会をおやりになつたに違ひありませんが、何か支部の総起大会をおやりになるとかいうようなことで、例えば郡内の労働団体であり

ますとか、或いは文化団体でありますとかというふうなところに案内状が出ておりました、而もそのほうには議題として再軍備反対或いは憲法擁護、MSA問題等を議題として支部総起大会をやるといふような招待状が出ておつたというふうなことを耳にしたのであります。さういふ事実がございせんか。もしお尋ねをお聞きになつたら千葉さんからも三宅さんと併せてお答えを願ひたい。

○証人(千葉茂美君) 別にそういうことは何いせん。再軍備なんということは私は大賛成のほうです。再び太平洋に旗を翻したいほうです。(笑)

○田中啓一君 三宅さんにお答え願ひます。

○証人(三宅信市君) それはどういふところからそういうお話が出たのか知りませんが、この十二月一日にはそういうことは全然ありません。若しもあるとすれば、教組自体の大会が何かのときではないかと想像されますが、この日には決してありません。

○田中啓一君 それではこれはついでにお伺いするわけでありますが、教組自体の会合はその前後に持たれたことがございせんか。世の中はよくものをこつちやにいたしますから、そういうことはあるかも知れませんが……

○証人(三宅信市君) その前後の記憶は全然ありません。

○田中啓一君 ああさうですか、わかりました。次に御両氏にやはりお伺いしたいのでありますが、恵那郡では、これはしばしば／＼耳にしたことであり、日本独立後もなか／＼国旗を掲げない学校があり、君が代を歌わない学校がある、今以てさういふものがある

のでございますか、最近はお歌のようになりませんでしたか。

○証人(千葉茂美君) 初めにあります。教育委員会ができる前までは君が代をやらなかつたり、それから「強制的に掲げさせたら駄目だぜ」と呼ぶ者あり、旗を掲げなかつたような状態がございましたが、もう今ではそんなところは無いと認めます。

○田中啓一君 実は御承知のように国旗を掲げるな、君が代を歌うな、天皇制の復活に繋がる……こういうふうなことを主張するところの団体、又松川事件に対しまして、これが無実の罪だと思ふとか、或いはアメリカの謀略であるとかいふようなことを盛んに言われて、さうしてまあ裁判所へはいらぬな要請書その他が出た、モロモロ各所に行かれて、殊に仙台では極めて熾烈な様相があり、裁判に私は圧迫を加えるものではないかという疑いまで私は持つたのであります。さういふ私は出所が同じところから出て来るのであるし、今又森さんの御証言によれば、恵那郡の学校の教員が破防法の関係で実宅搜索を受けて、そこから秘密文書が出て来た、こういうふうなお話でございます。私も実は耳にしております。生活協同組合の事務所も搜索をされてましてやはり秘密文書が出て来た、こういうことを聞いておるのであります。更に「リカハタ」を教室に貼つたといふことも実は聞いておるのであります。さういふ実態は環境の中にありますので、一応三宅さんなり又千葉さんなりは管下から情報をお集めにしまして、どこからもこういつたこととは無い、まあこういうことをお聞きになつておいでになりましたので、そ

れはその通りに違ひない私は思ふのであります。どうもさういふことであつてみれば、私は今までのところを聞いておらんが、あるともないともそれは確言はできない。あるという証拠もなければ、今のところないという証拠もない、これが私には事実でなからうか、こう思ふのであります。最後に三人の御証人にその辺のところを伺つておきたいと思ふのであります。

○証人(三宅信市君) 先ほど森さんから恵那郡内に、何か恵那郡内におる先生といふことを聞いて私実は意外に思つたわけでありました。これは多分益田郡の高校の二十四件のうちの一件に挙げられておるとの誤りではないかといふようなことも思つたわけでありました。それから今田中先生のほうから生活協同組合のほうを搜索されたといふようなお話もありました。確かにこれは搜索に来られました。その様子は私は丁度おりましたので見ておりました。生活協同組合へ何か本を送つてよこした形跡があるといふので、配達の人や駅の人やいろいろ尋ねて、こういう人が受取つたとか、こういうことであると、いかゞして生活協同組合の事務の者を連れて行つて、警察のほうから相当調べられたのであります。その送り先、どこから送られたかというふうな送状やいろいろあるのだから、それを出せといふことで、初めのうちは黙つて搜索されておるので何もわからなかつたのですが、だん／＼出て来ないので、追々聞いてみるというところ、さういふふうなお話であります。そこでどこから送られたのかは、これはずつとあとに聞きました。益田郡の今の高校の問題から、あちらのほうがかつて

から、あちらから送つたのじやないかという疑いでそういうことをされたというので、非常に生活協同組合の事務員その他非常に憤慨したわけですが、何が何でもさつぱりわからずに捜査されて、その組合の理事長なんかも警察に何時も引つ張られたり何かして、とうとう／＼そういうことがわからずに、そういうことではない、ところが何月幾日にこうだということで、その受取つたのが、眼鏡を掛けてこのくらの年恰好の、こうした服を着ておつたのだというのを、配達した人が言つたとかいふので、それは理事長以外にはない、そういうので、その理事長が非常に攻められたわけですが、結局理事長の何月幾日というのはどうもはつきりしない。ところが理事長のその日の動きがどうもはつきり覚えがない。自分もそんなものを受取つた覚えもない、そこにおつた覚えもないというので、よく周囲の学校なんか調べておつた場合に、丁度大井小学校の隣の学校ですが、長島小学校というところに行つたわけ、この長島小学校の日記にそれが載つておつて、警察に行つて、こういう事実があつたので何もなかつたというところを一つ書いて出してもらいたいということで、書いて出してもらつて来ております。それで、あつたは今おつしやいましたけれども、これはおかしい話だと今受取つたわけでは

只今の御発言の中で「アカハタ」を教室に貼つてある、これは「アカハタ」は明らかに商業新聞でなく一政党の機関紙ですから、これを教室に常時貼るなどということになると、これは極めて問題だと思ひます。そういう話であるというのはどなたから聞き、その当該学校、当該学級をこの際明確にお示し願つておきたいと思ひます。

○田中啓一君 これは私のところの地の元のほうから手紙をよこしたのでありまして、私は学校の名はそれに書いてありましたが、それは申し上げないほうがいいと思ひますし、又私にこしたものの名前を申し上げるのは私は差控えたいと思ひます。(尋問するとはできないぞ)と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 尋問することはできません。何でもか、信憑性がないから出せないというのですか。そのまゝその人に迷惑だから出せないというのですか。

○田中啓一君 私はやはりその人に確めておらんのですから、そういうものが私のところへ言つて来たものがあるというだけで、従つて信憑性も確かでないし、向うの人の名譽と、又迷惑にならないという範囲で差控えたいと思ひます。

○荒木正三郎君 今日三人の方のおいでを願つて私もお聞きしたいと考へておつた問題についてはそれ／＼先ほどお話しございましたので、私としては了承してゐるわけでございます。

そこで最後に簡単な言葉で結構ですが、はつきりとおつしやつて頂きたいと思ひます。それは文部省が出しました資料には、松川事件の判決の際、小

学校四年生以上の児童に対し授業を休んで松川事件の概要について話をしたと、こういうふうな文部省は私どもに出してゐるわけですから、そうして内容としては、松川事件の真相は吉田内閣がアメリカの指図によつて無実の死刑を行なつたものである。死刑の判決には反対である述べた、こういうことを授業を休んで恵那郡の全部の児童に対して話をした。これは先ほど各証人と否定せられたところでもあります。そこでこういう事実はなかつたということをはつきり私はおつしやつて頂きたいと思ひます。三宅さんから順次……

○証人(三宅信市君) そういう事実は全然ありません。

○荒木正三郎君 それだけでよろしいです。

○証人(千葉茂美君) 認められませんか。

○証人(森本郎君) 今まではそういう資料を得ておりません。

○御木亨弘君 ただ一言だけ承わりたいのですが、千葉さんにお伺いしたいのですが、今の三宅さんの証言によりますと、郡内の小中学校連合会が当日行われたと言つておられますが、これは相當公的なものと考えますが、そういうものがあるときに教育委員会に招待状が来なかつたと言つたのです。了解もなしにそういうことが行われたのは不思議でありませんが、それはどういふことなのでございましょうか。

○証人(千葉茂美君) それは厚意的に最近では来るようになりました。そのと

きはどうかしたのか、手落か何か、それはわかりません。

○御木亨弘君 それでは三宅校長に承わりますが、その会は自由に勝手に行なつたものでございましょうか。小中学校連絡協議会というのには相當に公的なものでございましょうか。(自由党も時間ないぞと呼ぶ者あり)

○証人(三宅信市君) 今のお話は十二月一日の会のことですか、三月四日の会のことですか。

○御木亨弘君 どちらでもいいです。両方ともそうですか。

○証人(三宅信市君) 十二月一日の会では、先ほど申し上げましたように、県の地方事務所の指導主事に来て頂いてやつております。それから連合会協議会長さんのほうには案内状を出さなかつたのであります。

三月四日の会は、これは千葉先生ちよつとお間違ひだと思ひますが、三月四日の会は、これは県の教育委員会の招集でありまして、定員その他のことに關しての伝達やいろ／＼の会議がありました。

○証人(千葉茂美君) ちよつと訂正します。先に言われた私が出なかつたというのは、十二月一日のことでありまして、来なかつたというのはい……三月四日は私のほうの校長及び教育長の招集としていろ／＼の話しあつたものだから、私も出席しております。

○委員長(川村松助君) 高田君から発言を求められておつたのは……

○高田なほ子君 発言を求めました。荒木さんがお立ちになつて、本問題の信憑性については全部これは否定されておるのであるから、何も発言ございせん。もういいです。そのほか

のことをだら／＼といつてもやる必要はない。

○野本品吉君 簡単に一つ……。先ほど森さんから何と言ひますか、思想調査であるとか干渉であるとか、圧迫であるとか言われておりましたが、どういふことをなした、又なそうとしたときにそういうことを言われるのか、その点だけお伺ひしたい。

○証人(森本郎君) 仮にこういう偏頗教育と言ひますのが、私は基準というものがわからないので、はつきり偏頗であるかどうかというところは皆様の見解とは違ひますが、今、今日までここで論議されたような、黒板に共産党の機関紙の「アカハタ」が貼つてあつた。或いは先生が好んで特定の中共礼讃やソ連礼讃のような題材だけを教へて、而も作文に書かせてみたり、その結果そういうものが現れてゐるとか、そういうものが伝つて来るのでありまして、従ひましてそういうことはいわゆる真実なりや否やということをお私どもの教育委員会の立場でお尋ねに参りまして、どうもあれはこの頃何だか自由党の十手を預つたような顔をしていろ／＼の調べに来るとかということをお私どもが教組の方から言われるのであります。従ひまして私もよく注意して参りまして、これは非常な刺激を起して、教組と私どもは争う気持は持つておりません。任命権者の教育委員会と教組が争ふことは今日の日本の悲劇と考へております。飽くまでも手をつないで正しい教育に持つて行くべきだと考へておりますが故に、「その通り」と呼ぶ者あり) そういう非難の起るような方法で私どもは参りませんで、なかなか信憑性をここで争うような素材

増田正三外九百九十九名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二五九号 昭和二十九年三月三十一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都練馬区中村町三ノ七四四 石田富男外六十一名

紹介議員 奥むめお君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二六二号 昭和二十九年三月三十一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三〇六 河野初美外二十四名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二六八号 昭和二十九年三月三十一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都北区志茂町三ノ四〇九 稲垣吉一外六十九名

紹介議員 永井純一郎君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二六九号 昭和二十九年三月三十一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都品川区荏原一ノ三〇二 佐藤三郎外二百二名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二七八号 昭和二十九年三月三十一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内三ノ五 江沢徳太郎外二百五十三名

紹介議員 重盛壽治君 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二八二号 昭和二十九年四月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都港区芝三田四国町一八 飯塚愛之助

紹介議員 重盛壽治君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二八三号 昭和二十九年四月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都杉並区今川町一八二 小林シヅエ

紹介議員 千葉信君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二九〇号 昭和二十九年四月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都品川区東品川四ノ一〇 加藤則夫外九十三名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二二五号 昭和二十九年四月三日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都品川区三葉町二ノ四七七 須永正義

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二二二号 昭和二十九年四月五日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都品川区豊町二ノ三〇一 坪田政恕

紹介議員 高良とみ君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二五二号 昭和二十九年三月三十日受理

教育委員会廃止に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保巴

町三五全国町村会内 関井仁外四十五名

紹介議員 石村幸作君

教育委員会設置による地方公共団体の行政二元化の傾向は顕著で、これがたゞ地方行政の総合運営がいちじるしく阻害されているから、すみやかに教育委員会を廃止するとともに、義務教育の運営管理を全面的に市町村をして行わせる措置を講ぜられたいとの請願。

第二二六〇号 昭和二十九年三月三十一日受理

戦争犠牲者慰霊の日制定に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町 大字岩脇字町筋八〇 徳永好吉

紹介議員 佐藤尚武君

今次戦争において戦没された犠牲者を、平和の殉教者として心から崇拝し、追悼の意を捧げることは国民として当然のことであり、また戦没者だけでなく遠く異郷で非業の死を遂げた同胞及び旧敵国の戦没者等第二次世界大戦のすべての犠牲者の霊に想いを致すとき、そのめい福を祈ること切なるものがあるから、第二次大戦における全世界の戦争犠牲者の慰霊日を制定するとともに、これを世界的行事とするようわが国から提唱せられたいとの請願。

第五七九号 昭和二十九年四月一日受理

無名戦士の墓建設に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市大町一ノ一 一五 田中靖廣外六百六十四名

政府は、海外から収集する戦没者の遺骨のうち遺族に引渡すことのできないもの及び現に行政機関で仮安置中の戦没者の遺骨で同様事情にあるものを納める目的をもつて「墓」を創設する由であるが、かかる戦没者遺骨の安置保管は、戦没者の祭しと最も深い関係を有する必要があるから、全戦没者の「みたま」をまつている国民的神社である靖国神社の関係地域に「墓」を建設せられたいとの陳情。

第五八〇号 昭和二十九年四月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(五通)

陳情者 大分県速見郡南端村 小田正樹外四十一名

目下参議院において審議中の「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」の両法律が制定されると、(一)官憲及び政治権力の厳重な監視と罰則のもとに取られ、教授内容に対する官憲の介入、思想の調査等が行われ、学校からは進歩的な精神が消滅する。(二)教育の中央集権をきたし、政治的な批判や自主的な判断は不可能となり、無気力で自主性のない教師を作るおそれがある。(三)教職、せん勤の規定は、時の政府の政治目的に利用され、不当に拡大適用される危険性がある等重大な弊害を招来するから、両法律案に反対であるとの陳情。

第五八一号 昭和二十九年四月一日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(三通)

陳情者 長野県上田市議會議長
代田源六郎外二名
この陳情の趣旨は、第五八〇号と同じ
である。